

## 博士論文

論文題目 フランスにおける移民政策の形成過程—1918-1939年—

氏名 渡辺千尋

## 目次

### 図表一覧

序章	1
第 1 節 移民政策の歴史における両大戦間期の位置	1
第 2 節 先行研究の整理	4
第 3 節 本論文の課題と構成	8
第 1 章 1920 年代における外国人労働者の導入と国家の対応	
—移民常任省間委員会の議論を手がかりとして—	10
第 1 節 外国人労働者の募集に関する制度と行政構造	
1. 國際的環境と二国間協定の締結	11
2. 移民常任省間委員会の設立	14
第 2 節 外国人労働者の導入と管理をめぐる試行錯誤の対応	
1. 移民局の設立に関する議論とその帰結	17
2. 外国人労働者の引き抜きと 1926 年 8 月 11 日法の制定	20
第 3 節 1920 年代の移民政策の特徴	
1. 移民会社 (SGI) 問題の顕在化	25
2. 一貫した政策の不在	30
小括	32
第 2 章 1920 年代における外国人労働者の組織化—移民会社 (SGI) の活動を中心に—	34
第 1 節 SGI 設立の背景—移出民・移入民に関するフランス・ポーランド協定—	34
第 2 節 SGI の活動	35
1. SGI の組織と目的	37
2. ポーランド人労働者の募集・導入過程	41
第 3 節 SGI の事業展開	
1. 家族移民の移送	44
2. 入植事業	45
3. SGI 批判	48
小括	50
第 3 章 1927 年 8 月国籍法の成立とその意義	50

第1節 1927年8月国籍法成立の背景	51
第2節 1927年8月国籍法の成立過程	
1. 国籍をめぐる議会の審議	54
2. 1927年8月国籍法の特徴	56
第3節 国籍法と移民政策の関係	57
小括	60
第4章 恐慌期の労働市場と外国人労働者—1932年8月10日法とその影響—	61
第1節 失業対策としての外国人労働者の雇用規制	
1. 1930年代初めの労働市場の状況	62
2. 外国人労働者の規制と送還	68
第2節 自国民労働者の保護に関する法律の制定過程	
1. 世論の高揚と各政党の立場	74
2. 産業界の対応と1932年8月10日法の成立	79
第3節 労働市場の不均衡と外国人労働者の雇用実態	
1. 1932年8月10日法の適用過程	83
2. 自国民労働者と外国人労働者の代替の困難	86
小括	89
第5章 人民戦線期における移民政策の改革とその挫折	91
第1節 ブルム内閣における移民政策	
1. 排外主義の高まりと外国人の権利要求	92
2. 人民戦線内閣の成立と外国人の失望	95
第2節 1938年の移民閣外相補佐官職の創設	
1. ジョルジュ・モコの移民思想	96
2. フィリップ・セールの諸計画	101
第3節 1930年代末の移民政策の意義と限界	104
小括	108
終章	110
初出一覧	115
参考文献	116

## 図表一覧

第1図 フランスにおける外国人人口と総人口比の推移（1851年-1990年）

第1-1表 移民常任省間委員会の構成（1920年）

第1-1図 外国人労働者の導入数（1920年1月-1927年12月）

第1-2表 SGIの支出内訳（1926年度-1928年度）

第2-1表 SGI取締役員の構成（1924年）

第2-1図 SGIの組織

第2-2表 諸団体による外国人労働者の導入数（1922年-1931年）

第2-2図 ポーランド人労働者の募集、導入過程

第2-3表 SIM取締役員、監査役員、経営委員の構成

第3-1表 フランスの人口の推移（1911年-1936年）

第3-2表 帰化数の推移（1919年-1939年）

第4-1表 失業者に関する統計（1930年1月-1933年12月）

第4-2表 セーヌ県立職業紹介局による導入申請の認可数（1929年）

第4-3表 外国人労働者の正規化の申請数（1928年）

第4-4表 炭鉱における外国人労働者（1931年1月-1937年1月）

第4-5表 外国人労働者の導入・出国数（1929年-1939年）

第4-6表 主要な産業における外国人失業者の状況（1931年）

第4-7表 各県の土木作業・石材建設における外国人の割合（1926年）

第4-8表 製鉄工場における外国人労働者の分布（1924年）

第5-1表 パリ地方の自動車工場における外国人労働者に関する調査（1926年）

第5-2表 移民団体による導入数（1936年）

第5-3表 移民閣外相補佐官官房、外国人高等評議会、難民諮問委員会の構成（1938年）

## 序章

19世紀末以降、フランスでは、他の西欧諸国に比べて早期に人口増加が停滞し、工業化・産業化に必要な労働力を国内で調達することが困難であった。こうした状況から、第一次世界大戦後、政府は外国人労働者の導入を組織的に行った。しかし、炭鉱業、製鉄業、農業のように労働力不足が極めて深刻であった産業の雇用主組織は、労働者の導入、選別を国家に委ねるのではなく、自らで実施することを要望した。その結果、1920年代の移民政策は、外国人労働者を必要とする民間組織（雇用主組織）とその活動を管理、統制する公的組織の相互補完関係に基づいて展開するに至った。とはいえ、先行研究において、民間組織の活動に対する統制を国家がどのように行ったのか、両者の間ではいかなる議論が交わされていたのかについて立ち入った考察がなされているわけではない。そこで本論文では、両大戦間期のフランスを対象として、民間組織の活動に対する国家の統制という観点から移民政策の形成過程を考察することを課題とする。

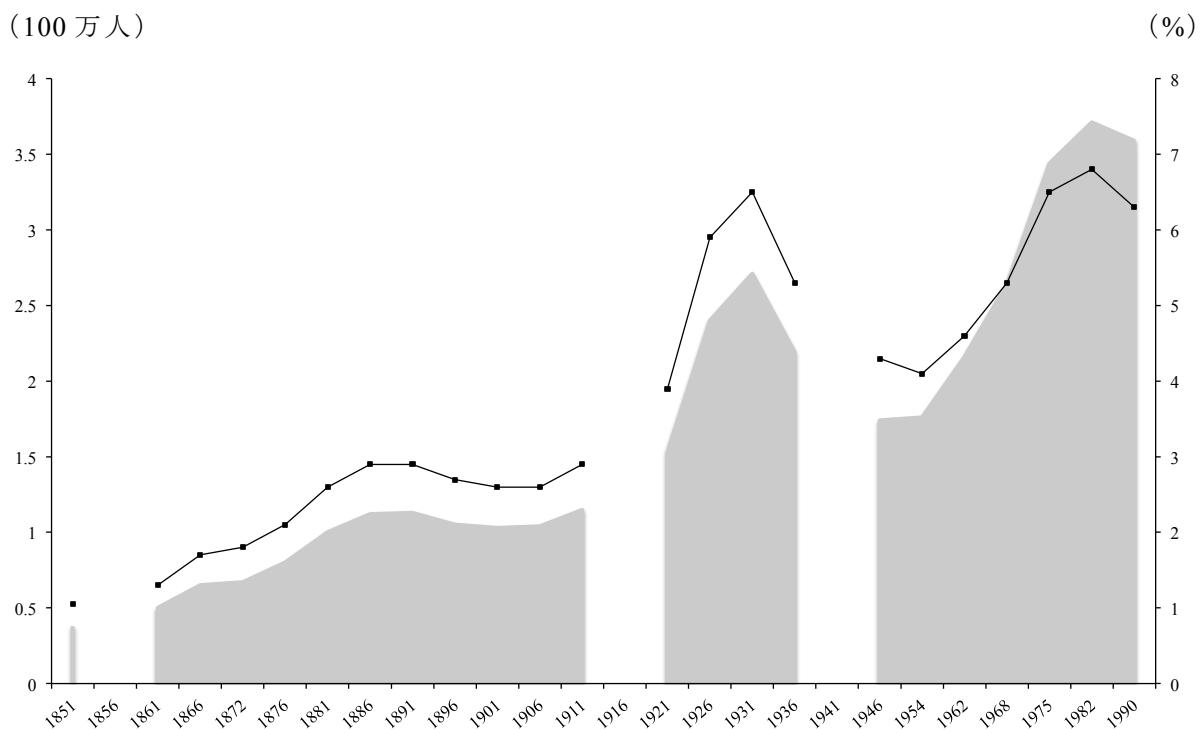
### 第1節 移民政策の歴史における両大戦間期の位置

本論文が対象とする1920年代は、第一次世界大戦前と比べて例を見ないほどに外国人人口が増加した時代である。第1図が示すように、1921年に153万人にすぎなかった外国人は1931年には270万人に到達した。総人口比で見れば、6.6%となり、フランスはアメリカを抜いて外国人の最も多い国となる<sup>1</sup>。このように1920年代に外国人数が急激に増加した背景には、東欧諸国、南欧諸国の過剰人口やアメリカの移民規制といった国外的要因だけでなく、二国間協定が締結されたことが関係していた。1919年にフランスはポーランドやイタリアのような移民送り出し国と二国間協定を結び、労働者の募集や導入に関する制度を整備したのである。そしてこの協定に沿って国境の接していない国々からも労働者が流入し、それに伴い外国人の滞在や管理に関する国内の法制度がつくられていった。それでは、外国人労働者の導入や管理に國家が介入した両大戦間期は、移民政策の歴史のなかでどのように位置づけられてきたのだろうか。まずこの点を現代的な移民政策の起源と関

<sup>1</sup> M.-C. Blanc-Chaléard, *Histoire de l'immigration*, Paris, La Découverte, 2001, p. 31.

連づけながら確認しておきたい。

第1図 フランスにおける外国人人口と総人口比の推移（1851年-1990年）



出所：Institut national de la statistique et des études économiques, *Annuaire statistique de la France*, 1966, pp. 61-62 ; 1994, p. 98 より作成。

移民政策の歴史に関しては、ヴェイユ（P. Weil）の先駆的研究が発表されて以降、議論が深められてきた。ヴェイユは1930年代末から今日に至るまで移民政策が漸進的に形成される過程を検討し、人種や民族の概念が問い合わせに付されたことがあったとしても、フランス政府は平等主義の原則に基づいて移民政策を実施してきたことを明示した<sup>2</sup>。それゆえ、ヴェイユは、1930年代末に首尾一貫した移民政策の構築を目指して議論が開始された点に留意しつつも、第三共和政期とヴィシー期、またヴィシー期と解放期には絶対的な断絶があることを強調し、現代的な移民政策の起源を1945年に求めてきたのである。

たしかに1945年に臨時政府首班ド・ゴール（Ch. de Gaulle）は、フランスの復興には移民の導入が不可欠であると見なし、彼のもとで制定された二つのオルドナンス（「フランス

<sup>2</sup> P. Weil, *La France et ses étrangers. L'aventure d'une politique de l'immigration de 1938 à nos jours*, Paris, Gallimard, 1995.

国籍法典に関する」1945年10月19日オルドナンス、「フランスにおける外国人の入国・滞在および国立移民局（Office national d'immigration）の創設に関する」1945年11月2日オルドナンスは、第二次世界大戦後の移民政策の制度的枠組みをなすものであった。とくに後者のオルドナンスによって、滞在の理由に応じた外国人のカテゴリーがつくられ、3ヶ月以上居住する外国人は移民として見なされるようになった（第6条）<sup>3</sup>。また国立移民局が設置され、以降、民間組織による外国人労働者の募集活動は一切禁止されることになった（第29条、第30条）<sup>4</sup>。このように移民政策の領域においては、解放期とそれ以前との時代を区分し、1945年を政策の起源とする見方が定説となっており、こうした理解に基づいて、近年においては行政構造の変遷や地方自治体の実践から政策の分析が進められている<sup>5</sup>。

しかし、国立移民局の創設が考案されたのは解放期のことではなく、1920年代であったことは看過すべきではない。後述のように、1920年代においては移民政策の責任機関が創設されなかつたため、国立移民局やそれに類似した組織を設置する必要性は幾度となく論じられていた。したがってこの意味では両大戦間期の議論がある程度、第二次世界大戦後の移民政策を規定したと考えることは可能である。また両大戦間期に外国人の問題に携わってきた労働省、外務省、内務省といった諸省庁が権限を維持、継承したことも戦前との連続面をなしており、こうした点を踏まえれば、両大戦間期の議論や行政構造の延長線上に解放期を位置づけることができる。もちろんユダヤ人の迫害が行われたヴィシー期と解放期の断絶面を否定することは難しく、本論文は断絶面の否定を意図するものではない。本論文は両大戦間期と第二次世界大戦後の移民政策には断絶面と連続面の両面が含まれるという立場にたって、外国人労働者の導入や管理に関する諸制度がつくられた両大戦間期

<sup>3</sup> なお、本稿の対象とする両大戦間期において、国外から来た労働者（ouvrier、travailleur、main-d'œuvre）は主に外国人（étranger）と呼ばれていた。移住（immigration）という言葉は、19世紀後半頃から使用され始めたが、移民（immigré）が用いられるようになるのは、第二次世界大戦後のことである。この点については、G. Noiriel, *Le creuset français. Histoire de l'immigration, XIX<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècle*, 3<sup>e</sup> éd., Paris, Seuil, 2006, pp. 78-79 ; N. L. Green, *Repenser les migrations*, Paris, Presses universitaires de France, 2002, pp. 51-53 を参照。

<sup>4</sup> 国立移民局の変遷については、B. Dänzer-Kantof, V. Lefebvre et F. Torres, *Immigrer en France : de l'ONI à l'OFII, histoire d'une institution chargée de l'immigration et de l'intégration des étrangers, 1945-2010*, Paris, Cherche midi, 2011 を参照。

<sup>5</sup> V. Viet, *La France immigrée : construction d'une politique, 1914-1997*, Paris, Fayard, 1998 ; F. de Barros, « L'État au prisme des municipalités : une comparaison historique des catégorisations des étrangers en France (1919-1984) », thèse de doctorat de science politique, Université Paris I, 2004 ; A. Spire, *Étrangers à la carte : l'administration de l'immigration en France (1945-1975)*, Paris, Grasset, 2005 ; Ph. Rygiel (dir.), *Le bon grain et l'ivraie : la sélection des migrants en Occident, 1880-1939*, Paris, Éditions Publibook, 2008.

を移民政策の形成期と捉える。そのうえで、1920 年代から 30 年代にかけて政策に携わった政治家、官僚、雇用主組合代表者、労働組合代表者らがいかなる議論を展開し、外国人に関する法制度がどのように制定されたかを明らかにすることを目指したい。以下では、フランスの移民史と経済史に関する先行研究を整理し、本研究の位置づけを明確にする。

## 第 2 節 先行研究の整理

フランスの移民史研究は、1970 年代末に国際関係史の歴史家によって着手され、現代的な問題に対する関心の高まりとともに議論が積み重ねられてきた。フランスは 19 世紀にはすでに移民受け入れ国であったのにもかかわらず、移民はマージナルな現象として位置づけられ、国民の記憶から忘却されており、これに対する反省から国籍や地域ごとに移民の同化や排斥の過程が描写されてきた<sup>6</sup>。近年においては、研究の細分化が進んでいるという問題点も指摘されているが<sup>7</sup>、労働者だけでなく<sup>8</sup>、企業家、商人、女性を対象とした移民現象のより詳細な分析が進められており<sup>9</sup>、フランスにおいても移民史は歴史学の重要な一領域を構成するに至っている<sup>10</sup>。

なかでも国家の役割に関する問題はつねに論点の中心的な位置を占めていた。ノワリエル（G. Noiriel）は、第三共和政期以降、個人の識別に関する技術の登場とともに外国人の管理や監視が強化される過程を描写し<sup>11</sup>、外国人だけでなく難民の受け入れに関しても国

<sup>6</sup> P. Milza, *Français et italiens à la fin du XIX<sup>e</sup> siècle*, Rome, École française de Rome, 1981 ; R. Schor, *L'opinion française et les étrangers en France : 1919-1939*, Paris, Publications de la Sorbonne, 1985 ; J. Ponty, *Polonais méconnus. Histoire des travailleurs immigrés en France dans l'entre-deux-guerres*, Paris, Publications de la Sorbonne, 1988.

<sup>7</sup> M.-C. Blanc-Chaléard, « Des logiques nationales aux logiques ethniques ? », *Le Mouvement Social*, n° 188, juillet-septembre 1999, p. 8.

<sup>8</sup> L. Pitti, *Ouvriers algériens à Renault-Billancourt de la guerre d'Algérie aux grèves d'OS des années 1970. Contribution à l'histoire sociale et politique des ouvriers étrangers en France*, thèse de doctorat d'histoire, Université Paris VIII, 2002.

<sup>9</sup> A.-S. Bruno et C. Zalc (dir.), *Petites entreprises et petits entrepreneurs étrangers en France (XIX<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècle)*, Paris, Publibook, 2006 ; M. Martini et Ph. Rygiel (dir.), *Genre et travail migrant. Mondes atlantiques, XIX<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècles*, Paris, Publibook, 2009 ; C. Zalc, *Melting shops. Une histoire des commerçants étrangers en France*, Paris, Perrin, 2010.

<sup>10</sup> なお、日本におけるフランス移民研究は社会学や政治学の領域から開始されたが、近年においては歴史学でも着実に成果が発表されつつある。代表的文献・論文としては、谷川稔『十字架と三色旗—もうひとつの近代フランス—』山川出版社、1997 年；福井憲彦『ヨーロッパ近代の社会史—工業化と国民形成—』岩波書店、2005 年；尾崎俊輔「フランス移民史の研究動向」『西洋史学』第 219 号、2005 年；渡辺和行『エトランジェのフランス史—国民・移民・外国人—』山川出版社、2007 年などが挙げられる。

<sup>11</sup> G. Noiriel, *Le creuset français. Histoire de l'immigration, XIX<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècle*, 3<sup>e</sup> éd., Paris, Seuil,

家は寛容であったわけではないことが示された<sup>12</sup>。彼の研究では、国家は外国人や難民に対して抑圧的な存在として捉えられており、前述のヴェイユや移民管理の限界を説くホリフィールド（J. F. Hollifield）とは異なる国家像が強調されてきた<sup>13</sup>。

こうした抑圧的な国家像を批判的に論証したのがロザンタル（P.-A. Rosental）である。ロザンタルは、両大戦間期に国際労働機関（Organisation internationale du Travail）の常設組織である国際労働事務局（Bureau international du Travail）を介して、政治家、官僚、財界人、専門家の間で築かれたネットワークの分析を行い、移民に関するフランスの国益を一義的に捉えることはできないという見解を示した<sup>14</sup>。さらにロザンタルは、移民政策というのは複数の省庁が連携や対立を繰り返しながら運営される政策であり、絶対的な権力を持つ国家を想定できないことを指摘するとともに、両大戦間期のフランスの場合、国家と企業、とくに国家と移民会社（Société générale d'immigration、以下 SGI と略記）の関係に着目する意義を強調したのである<sup>15</sup>。

この SGI とは、1924 年 5 月に炭鉱協会、農業労働力中央局、製糖中央委員会によって設立された企業であり、東欧諸国からおよそ 40 万人の導入に成功し、産業界を代表する組織として見なされている。SGI が国家といかなる関係にあったのかという点については、これまでの研究においても蓄積があり、ボネが SGI は国家から活動の自由を得ていたと論じる一方で<sup>16</sup>、ヴィエツはあくまでも国家の統制下に置かれていたと指摘してきた<sup>17</sup>。つまり先行研究において相反する見解が示されてきたのである。しかし、ロザンタルによってこうした対立を克服しようとする試みがなされている。彼によれば、国家は「移民の募集や職業紹介に関する業務を進んで民間企業、さらには結社に委任」し、「公的政策と民間の

---

2006.

<sup>12</sup> G. Noiriel, *La tyrannie du national. Le droit d'asile en Europe, 1793-1993*, Paris, Calmann-Lévy, 1991.

<sup>13</sup> J. F. Hollifield, *Immigrants, markets and States. The political economy of postwar Europe*, Cambridge, Londres, Harvard University Press, 1992 ; Do., « L'État français et l'immigration », *Revue française de science politique*, vol. 42, n° 6, décembre 1992.

<sup>14</sup> P.-A. Rosental, « Géopolitique et État-providence : le BIT et la politique mondiale des migrations dans l'entre-deux-guerres », *Annales HSS*, vol. 61, n° 1, janvier-février 2006.

<sup>15</sup> C. Douki, D. Feldman et P.-A. Rosental, « Pour une histoire relationnelle du ministère du Travail en France, en Italie et au Royaume-Uni dans l'entre-deux-guerres : le transnational, le bilatéral et l'interministériel en matière de politique migratoire », A. Chatriot, O. Join-Lambert et V. Viet, *Les politiques du Travail (1906-2006) : Acteurs, institutions, réseaux*, Rennes, Presses universitaires de Rennes, 2006.

<sup>16</sup> J. -Ch. Bonnet, *Les pouvoirs publics français et l'immigration dans l'entre-deux-guerres*, Lyon, Publications du Centre d'histoire économique et sociale de la région lyonnaise, 1976.

<sup>17</sup> Viet, *La France immigrée*, p. 39.

イニシアティヴは不可分である」という<sup>18</sup>。すなわち、国家管理の強化か、流入の自由（あるいは企業の自由）かという二元論ではなく、国家機構と民間組織の相互補完関係において移民政策を分析する視点が提示されたのである。

このような研究の成果が両大戦間期の移民史研究を大きく更新したのはたしかであり、本稿もロザンタルの研究に多くを負っている。しかしながら、そこでは国内で移民政策に関わった政治家、官僚、財界人がいかなる議論を交わしたのかという点は必ずしも明示されているわけではなく、一次史料に基づいて改めて問う必要がある。他方、移民政策の領域において公的組織と民間組織の間で相互補完関係が築かれたことは、第一次世界大戦期以降に社会経済問題に対する国家介入が展開したことと無関係ではなかった。それでは、フランスの経済史研究において、両大戦間期はどのような時代として捉えられてきたのか、また国家と経済の関係についていかなる議論がなされてきたのかという点を確認しておきたい。

1980 年代まで、停滞の時代として捉えられてきた両大戦間期は、「修正主義 (révisionnisme)」の研究成果が発表され、経済成長の阻害要因と革新性の双方の視点から研究が積み重ねられることによって、現代経済社会への移行期として位置づけられるようになつた<sup>19</sup>。日本においては廣田功氏（以下、敬称は省略する）の研究を嚆矢として両大戦間期の社会経済史研究は進められてきた。廣田は、政策理念と政策の展開という二つのレベルに焦点を当て、第一次世界大戦期から第二次世界大戦後にかけて現代の経済社会システムが形成される過程を明らかにしている<sup>20</sup>。また、国家と個人、国家と市場などといった二項対立からフランス経済史の特質が論じられてきたのに対して、1990 年代半ばになると、権上康男、大森弘喜、廣田明をはじめとする研究者によって、国家・(中間) 団体・個人といった三者間の関係から現代の経済社会を把握する視角が提示されるようになった<sup>21</sup>。これにより「20 世紀資本主義をいっそう柔軟な枠組みのなかでとらえる」ことが可能

<sup>18</sup> Rosental, « Géopolitique et État-providence », pp. 121, 123.

<sup>19</sup> P. Fridenson et A. Straus (dir.), *Le capitalisme française, XIX<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècles, blocages et dynamismes d'une croissance*, Paris, Fayard, 1987 ; 矢後和彦「両大戦間期のヨーロッパ経済 フランス—比較経済史と「修正史観」を中心に—」馬場哲・小野塚知二編『西洋経済史学』東京大学出版会、2001 年。

<sup>20</sup> 廣田功『現代フランスの史的形成—両大戦間期の経済と社会—』東京大学出版会、1994 年；廣田功「「大戦」とフランス経済社会の再編」『歴史と経済』第 191 号、2006 年。

<sup>21</sup> 権上康男・廣田明・大森弘喜編『20 世紀資本主義の生成—自由と組織化—』東京大学出版会、1996 年。

となり、金融システムや社会改革などの実態が明らかにされてきた<sup>22</sup>。

2000 年代に入ると、フランスでは、「組織」研究の進展とともに、国家と経済の関係の諸相がより具体的に描写されるようになる。たとえば、シャトリオ (A. Chatriot) は、両大戦間期に職業団体の議論の場であった国民経済評議会 (Conseil national économique) の分析を通じて、官僚や職業団体の代表者の間で形成された公式、非公式のつながりを示した<sup>23</sup>。また、他の西欧諸国に比べて遅れていた、雇用主組織に関する歴史研究の成果も現れるようになり、フラーブレ (D. Fraboulet) の研究によって製鉄・鉱山業連合 (Union des industries métallurgiques et minières) の組織としての特徴や戦略が解明されるとともに<sup>24</sup>、産業界を代表して国家との交渉を担った雇用主組織の専従職員に関する研究の成果も発表されている<sup>25</sup>。

しかしながら、ロザンタルとマルティニが「移民の歴史において経営者層が果たした決定的な役割はまだ大部分検討されなければならない」<sup>26</sup>と指摘するように、雇用主組織あるいは企業が外国人労働者をどのように募集、導入したのか、また政策当事者といかなる関係を築いたのかという点について十分な議論がなされているわけではない。管見のかぎり、この点に関する研究として、エネルス (M.-C. Henneresse) の博士論文を挙げができるが<sup>27</sup>、この論文は主に第二次世界大戦後を対象としたものであり、両大戦間期の経営者層の対応については立ち入った考察を行っていない。

また、本論文の経済史研究における意義は、移民政策の観点から国家と経済の諸相を明らかにするだけでなく、外国人労働者の分析を通じて労働市場の実態に接近できることに

<sup>22</sup> 大森弘喜『フランス鉄鋼業史一大不況からベル=エポックまで』ミネルヴァ書房、1996年；権上康男『フランス資本主義と中央銀行—フランス銀行近代化の歴史—』東京大学出版会、1999年；矢後和彦『フランスにおける公的金融と大衆貯蓄—預金供託金庫と貯蓄金庫 1816-1944—』東京大学出版会、1999年；齊藤佳史『フランスにおける産業と福祉—1815-1914—』日本経済評論社、2012年。

<sup>23</sup> A. Chatriot, *La démocratie sociale à la française. L'expérience du Conseil national économique : 1924-1940*, Paris, La Découverte, 2002.

<sup>24</sup> D. Fraboulet, *Quand les patrons s'organisent. Stratégies et pratiques de l'Union des industries métallurgiques et minières, 1901-1950*, Villeneuve-d'Ascq, Presses universitaires du Septentrion, 2007.

<sup>25</sup> O. Dard et G. Richard (dir.), *Les permanents patronaux : éléments pour l'histoire de l'organisation du patronat en France dans la première moitié XX<sup>e</sup> siècle*, Metz, Centre de recherche histoire et civilisation de l'Université de Metz, 2005.

<sup>26</sup> M. Martini et P.-A. Rosental, « Les patrons et l'immigration », J.-C. Daumas (dir.), *Dictionnaire historique des patrons français*, Paris, Flammarion, 2010, p. 902.

<sup>27</sup> M.-C. Henneresse, « Le patronat et la politique française d'immigration : 1945-1975 », thèse de doctorat, Institut d'études politiques de Paris, 1978.

ある。これまで、1930年代の労働市場に関する実証的研究は蓄積されてきたが<sup>28</sup>、人民戦線期の経済・社会改革が外国人労働者の雇用に及ぼした影響について論じた研究はさほど多くない。後述のように、恐慌期においても広範な産業部門で外国人労働者の需要は根強く残っており、このことは週40時間労働法の適用過程で顕在化するのである。本論文は、外国人労働者の問題を通じて週40時間労働法の意義について新たな知見を提示し、移民史研究だけでなく、経済史研究にも貢献することを目指したい。

### 第3節 本論文の課題と構成

以上のような研究状況を踏まえ、本論文は、両大戦間期のフランスにおける移民政策の形成過程を、外国人労働者の導入を担った雇用主組織に対する国家の統制という観点から考察することを課題とする。そして、民間組織と公的機関の間でいかなる議論が展開したかを分析することで、移民政策の歴史における両大戦間期の特徴を明らかにすることを試みる。

その際の手がかりとして、本論文では、1920年代に新たに創設され、移民政策の当事者たちの議論の場であった二つの組織に注目する。一つは、移民常任省間委員会 (Commission interministérielle permanente de l'immigration、以下、省間委員会と略記) である。この委員会は国際協定の作成や適用、省庁間の連携に向けて1920年7月に外務省に設置され、各省を代表する官僚で構成された組織である。議題に応じて政治家、財界人、専門家が出席することもあり、当事者の認識や関係は浮き彫りになるであろう。もう一つは、全国労働力審議会 (Conseil national de la main-d'œuvre) である。1925年4月より活動を開始したこの審議会は、国民経済評議会と同様に両大戦間期に創設された諮問機関の一つであり、政治家、官僚、雇用主の代表者、労働者の代表者によって構成された。この組織は、外国人労働者の問題だけでなく、労働市場に関わる様々な諸問題を調整することを目的としており、後述のように、1932年8月に制定される国内労働市場の保護に関する法律の作成や適用の過程において重要な役割を果たしていく。このような二つの場を通じて、移民政策における関連省庁、職業団体の役割や利益、さらにはそれら組織の関係を明らかにすることを試

<sup>28</sup> N. Baverez, « Chômage des années 1930, chômage des années 1980 », *Le Mouvement Social*, n° 154, janvier-mars 1991 ; 竹岡敬温『世界恐慌期フランスの社会—経済・政治・ファシズム』御茶の水書房、2007年。

みる。

本稿の構成は以下の通りである。第1章では、省間委員会において外国人労働者の問題についていかなる議論が展開したかを考察し、1920年代の移民政策の特徴を抽出することを試みる。第2章では、両大戦間期に外国人労働者の導入事業を展開したSGIに焦点を当て、その組織形態や活動の実態を検討する。第3章では、1927年に制定される国籍法を分析し、帰化の条件が緩和される過程を解明する。第4章では、恐慌期に入って外国人労働者の規制が強化される過程を明らかにするために、産業、地域ごとに外国人の雇用比率を設けた1932年8月10日法の分析を行う。そして第5章では、人民戦線期に移民政策の改革が目指された経緯を確認し、その改革の挫折の要因を検討する。

なお、主に本稿が使用する史料は、国立文書館所蔵の「政府事務総長・首相サービス」史料、「ジョルジュ・モコ」個人史料、フランス外務省文書館所蔵の行政史料、その分館所蔵の「移民省間委員会」史料、労働界文書館の「炭鉱協会」史料である。とくに「移民省間委員会」史料は管見のかぎり、先行研究で使用されたことがなく、本学位論文で初めて参照されるものである。この史料には省間委員会や全国労働力審議会の議事録だけでなく、当事者間で交わされた書簡が含まれており、その意味において移民をめぐる議論の推移をより詳細に跡づけることが可能となると考えられる。

## 第1章 1920年代における外国人労働者の導入と国家の対応 —移民常任省間委員会の議論を手がかりとして—

本章の課題は、1920年代に外国人労働者をめぐって展開した議論を考察し、移民政策に見られる官僚間の関係、および官僚と財界人の関係を明らかにすることにある。さらに諸関係の分析を通じて移民政策の観点から国家介入に関する評価を再検討することを目指す。序章で述べたように、両大戦間期の移民政策に関しては、アクターとして民間組織が活動し、公的組織と民間組織の連携のもとで外国人労働者が導入されたことに特徴の一つを見出すことができる。にもかかわらず、先行研究では、政治家、官僚、財界人の間でいかなる関係が築かれていたのかについてはほとんど研究されていない。

省庁間の関係、さらに公的組織と民間組織の関係に着目する意義は、外国人労働者の導入が社会経済領域への国家介入の問題に接近する糸口となることがある。たしかに第三共和政初期に実施された社会・労働問題に対する一連の改革は、国家介入の台頭をもたらし、フランス福祉国家の源流を規定したと捉えることは可能である<sup>29</sup>。しかし、社会改革を推進した改良主義者の多くは国家介入に慎重であり、その介入は限定的であったと評価する研究も存在する<sup>30</sup>。この観点に従えば、国家介入の源流としてより重要となるのは第一次世界大戦期である。総動員体制下での経済活動に対する国家介入や経済近代化構想の出現は、その後の経済社会に多大な影響を及ぼし、また団体協約法や8時間労働法は1919年になって実現する。外国人労働者の導入が国家介入の領域に含まれるのも大戦期のことであり、本稿もまた第一次世界大戦の画期性を重視する。しかし、この立場をとる研究がすでに指摘するように、国家の活動は単線的な発展を遂げたわけではない。移民政策において

<sup>29</sup> 第三共和政初期の社会改革については、大森『フランス鉄鋼業史』；大森弘喜「第一次大戦前フランスにおける社会事業の組織化」権上・廣田・大森編『20世紀資本主義の生成』；田中拓道『貧困と共和国—社会的連帯の誕生—』人文書院、2006年；小野塚知二編『自由と公共性—介入的自由主義とその思想的起点—』日本経済評論社、2009年；齊藤『フランスにおける産業と福祉 1815-1914』。

<sup>30</sup> 第一次世界大戦期と1920年代の国家介入については、廣田『現代フランスの史的形成』；権上康男「フランスにおける経済社会の組織化とコルポラティスム—国民経済評議会の創設と改組（1925-36年）—」権上・廣田・大森編、前掲書；ミッシェル・マルグラズ『20世紀フランス資本主義史論—国家・経済・社会—』日本経済評論社、2004年；廣田「「大戦」とフランス経済社会の再編」。

は、主体となる公的機関が不在で、その定義も法的に明記されず、複数の省庁と民間組織による試行錯誤の対応が結果として政策をかたちづくったと考えられる。したがって、1920年代の移民政策の特徴を評価するためには、国家介入を行政組織と民間組織との相互補完関係の文脈で捉え、この関係がいかなる利害を軸に築かれたのかを解明しなければならない。

以下、第一節では1920年代初めに、外国人労働者の導入や管理に関して省間の役割分担がどのように行われたかを整理し、行政構造の特徴を抽出する。第二節では、移民局案の議論の経緯とその帰結を分析したうえで、移民の急激な増加により噴出した問題に当事者はいかに対応したかを検討する。第三節においては、1920年代後半に顕在化したSGI問題に対する各省の反応から、当事者間の関係がいかなる様相を帶びていたのかを分析する。

## 第1節 外国人労働者の募集に関する制度と行政構造

### 1. 國際的環境と二国間協定の締結

外国人労働者の募集や導入に國家が介入したのは第一次世界大戦期のことである。総動員体制下で深刻な人的不足に直面した政府は、ヨーロッパ諸国、植民地諸国、中国から兵士や労働者の集団的導入を行い、1915年から1918年にかけて国外から導入された人数は労働者だけで44万人に達した<sup>31</sup>。さらに1917年4月には彼らの管理を強化するために身分証が作成され、以後二週間以上フランスに居住する外国人にその交付申請が義務づけられる<sup>32</sup>。終戦後も外国人労働者の必要を認識した政策担当者は、戦時に設立された行政組織を継承するとともに移出民諸国と二国間協定の交渉を開始する。その経緯と概要をここで確認しておく必要がある。

1918年11月に連合国とドイツの間で休戦協定が結ばれると、動員解除に伴う失業の増加が懸念され、労働者の受け入れは停止された。それと同時に第一次大戦中に動員された植民地出身者と中国人の労働者は、雇用主からの不満が絶えなかったことを理由に本国に送還された<sup>33</sup>。しかしながら、フランスが大戦で受けた人的被害は著しく、死亡者数140

<sup>31</sup> Viet, *La France immigrée*, p. 36. なお、戦時期の労働力政策については、深沢敦「フランスにおける第一次大戦時労働力政策の展開（上）（下）—労働力導入・配置政策を中心として—」『労働問題研究』第18号、第19号、1984年を参照。

<sup>32</sup> 渡辺『エトランジェのフランス史』、113-114頁。

<sup>33</sup> B. Nogaro et L. Weil, *La main-d'œuvre étrangère et coloniale pendant la guerre*, Paris, Presses universitaires de France, 1926.

万人、負傷者数は 300 万人にのぼり、死亡者数だけで就業人口の 10.5%に及んだ<sup>34</sup>。第一次大戦期に労働省の外国人労働力課長に就き、終戦後カーン大学政治経済学部、パリ大学法学部で教鞭をとったノガロ (B. Nogaro) は、「今後、人口増加が国益の重要な条件であるとするのなら、その解決策をフランス人世帯の出生率の引き上げだけでなく、合理的な移民政策に求めなければならないという結論に達する」といい<sup>35</sup>、戦後復興に向けて国家が外国人労働者の獲得に関与する必要が認識された。そして 1919 年初めには労働力をどのように調達するかが重要課題の一つとなった。

戦後直後の混乱期にあって労働者の自発的な移動を期待するのは難しい状況であった。そのため連合国のうち、失業者を抱えていた国々と二国間協定を結び、国外から労働者を誘導することが企図された。建国されたばかりのポーランドが、ドイツやオーストリアよりもフランスとの交渉を優先したことがきっかけとなり<sup>36</sup>、戦後最初の協定が 1919 年 9 月 3 日にポーランドとの間で実現し、それに続いて同月 30 日にイタリアと労働条約が、1920 年にはチェコスロvakia と協定が締結される<sup>37</sup>。

二国間協定が相次いで締結された背後には、第三共和政初期の改良主義者の議論が関係している。彼らは社会問題への対応のために政治的思想や職業を超えて結びつき<sup>38</sup>、労働者の社会的保護と財・商品の自由な交易を両立する道を模索した<sup>39</sup>。その過程で制定されたのが 1904 年のフランス・イタリア労働協定である。当時すでに多かった在仏イタリア人労働者に自国民労働者と同様の社会権を認めつつ、フランスの労働者保護制度をイタリアに普及させ、両国の企業の競争条件を同等にすることが目指された。このような国際移民の社会的保護に関する考え方は、1919 年創設の国際労働機関 (Organisation internationale du travail) に引き継がれ、1904 年協定の推進者であった労働官僚フォンテーヌ (A. Fontaine)

<sup>34</sup> Schor, *L'opinion française*, p. 28 ; J. Dupâquier (dir.), *Histoire de la population française*, t. IV : de 1914 à nos jours, Paris, Presses universitaires de France, 1988, pp. 53-56, 60.

<sup>35</sup> Archives du ministère des Affaires étrangères (以下 AMAE と略記), Série C, 347, note de B. Nogaro, sans date.

<sup>36</sup> AMAE, Série C, 347, note de Kisiel, sans date.

<sup>37</sup> 1920 年代にフランスが締結した協定の内容は労働・移民条件のみならず、扶助、労災、年金、社会保険、研修生、越境者、トランジットに及んだ。詳細は、Ministère du travail, *Recueil de conventions internationales relatives à l'immigration de la main-d'œuvre étrangère en France*, Paris, Imprimerie nationale, 1931 を参照。

<sup>38</sup> 第三共和政初期の改良主義については、C. Topalov (dir.), *Laboratoires du nouveau siècle : la nébuleuse réformatrice et ses réseaux en France, 1880-1914*, Paris, Éditions de l'École des Hautes Études en Sciences Sociales, 1999 を参照。

<sup>39</sup> Rosental, « Géopolitique et État-providence » ; Do., « Migrations, souveraineté, droits sociaux : protéger et expulser les étrangers en Europe du XIX<sup>e</sup> siècle à nos jours », *Annales HSS*, vol. 66, n° 2, avril-juin 2011.

は社会主義者トマ（A. Thomas）とともにそこで重要な役割を果たしていく。その一方で、フランスに残った彼らの協力者たちは、二国間協定の締結を通じて移民の募集条件や労働条件などを定めることに尽力するようになった。

この一連の協定のなかで明示された原則は以下の三点である。第一は、外国人労働者と自国民労働者との賃金・待遇の平等である。雇用主は、締結国出身の労働者を雇う場合、自国民労働者と同額の賃金を支払うことが義務づけられる。それとともに、外国人労働者は協定を通じて労災保険、扶助、年金を受ける権利が認められ、賃金だけでなく待遇に関してもフランス人との平等が保証されることとなった<sup>40</sup>。したがってヴィエツが指摘するように、職業に応じては外国人労働者の生活条件は戦前に比べて明らかに改善されたといえる<sup>41</sup>。第二は、移民を個人移民（自発的移民）と集団移民に分類し、前者に関しては移動の自由を認めたことである。フランス・ポーランド協定（第1条、第6条）とフランス・イタリア労働条約（第1条）ではともに個人移民に対して「いかなる特別な認可も出身国の出国時に要求されない」ことが規定され、入国時に集団移民に求められた労働契約書の提示が個人移民には問われないこととなった。第三は、移出民国で行われる集団募集は個人募集よりも規定を厳格にすることである。これは大量の人の移動は、双方の国の労働市場に不利益をもたらす可能性があると考えられたためである。集団募集の対象となる労働者の数は職業カテゴリーごとに政府間で定められ（フランス・ポーランド協定第12条、フランス・イタリア労働条約第5条）、労働契約書のモデルを作成することで雇用契約の統制がなされることとなった。

とはいえ、ノガロをはじめとする政策担当者が、相互性の尊重に基づいて労働者保護の制度が各国に浸透することを期待した一方で、フランスの利害もまた重視していたことに留意すべきである。何より賃金の平等という原則は、外国人労働者との競争から自国民労働者を保護するための措置であり、第一次世界大戦中から労働総同盟（Confédération générale du travail、以下 CGT と略記）が要求していた点であった。1916年初めに CGT 書記長ジュオール（L. Jouhaux）は、外国人労働者の導入が自国民労働者との競争を生み、賃下げの圧力になるのを避けるべく、その導入や雇用への管理の必要性を訴えた<sup>42</sup>。CGT としては、外国人労働者の導入を容認する代わりに、競争を回避することを求めていたのであ

<sup>40</sup> B. Nogaro, « Les récentes conventions d'émigration et d'immigration », *Revue politique et parlementaire*, n° 311, octobre 1920, p. 42.

<sup>41</sup> Viet, *La France immigrée*, p. 40.

<sup>42</sup> *Bulletin mensuel de la Fédération des industriels et des commerçants français*, n° 13, février-mars 1916, p. 184.

る。この意味において、賃金の平等はむしろフランス労働界の要求に沿ったものであった。

加えて、フランスの過剰な財政負担を回避するために、協定では出国時、もしくは入国時の選別が企図されたことも重要である。当時は今日の「選別的」移民政策の始点として位置づけられるが<sup>43</sup>、いずれの二国間協定においても衛生検査と職業検査を実施し、移民志願者の選別を行うことが定められた。この点について、ノガロの後任として外国人労働力課長を担った経済学者ウアリ（W. Oualid）は「フランスのように、複雑な経済、洗練された国民、先進的な社会法を備え、国家の大規模な財政力、すなわち納税者のいる国にとって、相互性は名目上の公正原則の維持であると同時に、とくに選別されていない移民からの保護措置でもあることが理解できる」と言及している<sup>44</sup>。選別の権利をどちらの国がもつのかという点については、協定によって異なるとしても、ただ単に労働者の数を確保するだけでなく、労働市場の状況に応じて労働者を選別することもまた重視されたのである。

このように第一次世界大戦後のフランスは、二国間協定の締結を通じて外国人労働者の募集源を確保するとともに、自国民労働者を外国人労働者との競争から守り、労働者の過剰流入と国内労働市場の混乱を回避することを試みた。しかし、この実現に向けてどのような中心機関を創設し、またそれをいかなる省が管轄するのかという点をめぐって、外務省と労働省の間で対立が生じることとなる。以下では、対立の結果、省間委員会が設立される経緯を概観し、1920年代初頭の政策構造の特徴を分析する。

## 2. 移民常任省間委員会の設置

外国人労働者の導入や管理は複数の省によって分担された。まず諸活動を早急に実施する必要から、戦時期に設置された外国人労働力課（労働省）と農業労働力課（農業省）は維持され、それぞれ工業と農業における労働者の募集、導入、職業紹介を担当した。なかでも外国人労働力課はパリに中央課、地方に収容施設付きの移民事務所（bureau d'immigration）、国境付近に派出所（poste）を備えただけでなく、外国人労働者の保護や監督を行う地方統制所を設置する。この他、外務省は二国間協定の準備や交渉、内務省は身分証の発行や外国人の監視（在留管理）、解放地域省は大戦後被災地に向けての労働者の募

<sup>43</sup> G. Noiriel, *Immigration, antisémitisme et racisme en France (XIX<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècle). Discours publics, humiliations privées*, Paris, Fayard, 2007, p. 306.

<sup>44</sup> Association nationale française pour la protection légale des travailleurs, *L'aspect juridique de l'immigration ouvrière*, Rapport présenté par W. Oualid, Paris, F. Alcan, M. Rivière, 1923, p. 66.

集を管轄し、人の移動に関わるさまざまな役割が複数の省で分担されていった。

他方で、省の垣根を超えて連携を強化するために中心組織の創設を求める声が高まっていく。このとき二つの動きが存在したことが重要である。一つは、外務省により進められたもので、1919年3月の移民・外国人労働者協議の設置に結実した<sup>45</sup>。この協議は外務省、労働省、農業省、内務省の官僚が2名ずつ参加し、1919年3月から4月にかけてパリで行われたポーランド協定の交渉で主導的な役割を果たしたといわれている<sup>46</sup>。もう一つは、自らイニシアティヴの掌握を目指した労働省の動きである。ミルラン内閣下の労働相ジュルダン（P. Jourdain）は、1920年1月30日付けの報告書のなかで、労働市場の状況や労働力の需要に関して公的な職業紹介局から提供される情報を収集し、必要に応じて移民の流入を調整する組織が不可欠であると述べ、全国労働力審議会の創設を政府に促した<sup>47</sup>。第一次大戦中に導入された利益代表制に基づく諮問機関の一つとして構想されたこの審議会は、外国人労働者問題の検討を行うとともに、募集や職業紹介の際に生じるあらゆる諸問題について関連機関に助言することが期待された<sup>48</sup>。実際のところ、こうした組織は外国人労働者の導入や使用の管理に参加することを望んでいた労働組合の意向にかなうものもあり、1920年2月3日デクレの制定によって全国労働力審議会が労働省に設置されることになる。にもかかわらず、代表者の派遣を拒み、その開催を阻止したのはCGTであった。というのも、1919年11月に創設されたばかりのキリスト系労働者連合（Confédération française des travailleurs chrétiens）からも審議会メンバーとして一名選出するように政府が求めたことに対し、CGTは他の組合が参加することに激しく反発し、代表者の任命を拒んだからである<sup>49</sup>。1924年末に職業紹介機関の再編成に着手することを決定した行政側の要請を受け、CGTはようやく参加を表明し、全国労働力審議会は開催されるようになるのだが、それまでの間1920年デクレは無効化したのも同然であった。

こうして全国労働力審議会の開催が困難となる一方で、外務省は全く独自の考えをもっていた。外務省は協議や審議会という形態ではなく移民局（Office d'immigration）<sup>50</sup>を自ら

<sup>45</sup> AMAE, Nantes, Commission interministérielle de l'immigration (以下 CII と略記), 11/ACN/2/58, Arrêté relatif à la Conférence de l'immigration et de la main-d'œuvre étrangère au ministère des Affaires étrangères.

<sup>46</sup> *Bulletin du ministère du travail et de la prévoyance sociale*, n° 1-2, janvier-février 1920, p. 22.

<sup>47</sup> J. Grellet, « Le Conseil national de la main-d'œuvre », thèse de doctorat, Université Paris, 1930, p. 11.

<sup>48</sup> 1920年代に行われた利益代表制の導入の意義については、廣田、前掲書、167-168頁を参照。

<sup>49</sup> Confédération générale du travail, *Congrès confédéral, Paris, 26-27 juillet 1927 : rapports et documents*, 1927, p. 60 ; Grellet, « Le Conseil national de la main-d'œuvre », p. 13.

<sup>50</sup> フランスの「局（office）」は日本の局とは性格が異なり、何らかの省庁の管轄下に置かれな

の省に設置することを要請し、それに向けて 1920 年 4 月 1 日に政治家や官僚の間で意見交換が行われた。このとき全会一致で承認された事項は次の通りである。(1) 外国人労働者に関する省の連携は不可欠である、(2) この連携は常時行われなければならない、(3) 特別な機関がこの連携の責任をもたなければならず、現在そうであるように、諸課長間の連携にもっぱら依存することはできない、(4) 組織すべき機関は外務省の管轄に属さなければならぬ<sup>51</sup>。しかし移民局の設置には各省の権限の集約と新たな予算請求が必要であり、ジュルダンと罹災地域相オジエ (É. Ogier) は難色を示した。議論の末、移民局の設置計画は頓挫し、移民・外国人労働者協議の権限を拡大し、第 1-1 表に記したように、11 名のメンバーのもと移民常任省間委員会に再編成するという暫定的な措置がとられることがある。

以上のように、1919 年から 20 年にかけて労働省と外務省の間では移民政策の主導権をめぐり駆け引きが行われた。労働省は全国労働力審議会を設置したが、CGT の協力が得られず、開催には至らなかった。それに対して、外務省は省間委員会を設立し、以後各省の調整役を果たすようになる。1939 年 3 月 30 日付けの書簡のなかで当時の農業労働者課長パオン (M. Paon) の書簡が示唆するように、「少なくとも 1919 年 3 月以降は外務省が移民問題を掌握していた」<sup>52</sup>のであり、第一次世界大戦後の移民に関する行政構造は外務省を中心として構築されたと考えられる。しかし、省間委員会の設置は暫定措置に過ぎず、以後も移民局をめぐる議論は続けられる。実際に国立移民局が創設されるには 1945 年 11 月まで待たなければならないが、1920 年代の議会でいかなる議論が展開し、差し当たりどのような帰結点に到達したのかについて分析していきたい。

---

がらも、資金的に独立していることに特徴がある。この種の組織は第一次世界大戦期に増加し、1936 年設立の小麦局 (Office du blé) はその代表的なものである。当時の局の性格については、P. Renouvin, *Les formes du gouvernement de guerre*, Paris, Presses universitaires de France, 1925, p. 57.

<sup>51</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/1/30, Note, 17 avril 1920.

<sup>52</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/58, Lettre du chef du service de la main-d'œuvre agricole Marcel Paon au directeur des affaires administratives Thierry, 30 mars 1939.

第 1-1 表 移民常任省間委員会の構成（1920 年）

名前	所属機関	役職
Herbette	外務省	行政・技術問題部長
de Navailles	外務省	行政・技術問題部職員
Perette	内務省	公安部長
Brancher	農業省	農業労働力課長
Picquenard	労働省	労働部長
Oualid	労働省	外国人労働力課長
Fontana	罹災地域省	代表者（役職不明）
Desmars	衛生・扶助・社会保険省	扶助・公衆衛生部長
Faivre	衛生・扶助・社会保険省	行政業務総監督官
Fontaine	国際労働機関	理事会議長
Nogaro	カーン大学法学部	教授

注 1：ただし、移民常任省間委員会の参加者は毎回異なっていた。

出所：AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/58, *Décret relatif à la Commission interministérielle permanente de l'immigration*, 18 juillet 1920 ; 11/ACN/1/30, Note, 17 avril 1920 ; 11/ACN/1/30, *Compte-rendu de la séance de la Conférence interministérielle de la main-d'œuvre du 7 mai 1920* より作成。

## 第 2 節 外国人労働者の導入と管理をめぐる試行錯誤の対応

### 1. 移民局の設立に関する議論とその帰結

そもそも移民局の創設が求められた背景には、王立移民委員会を有したイタリアの存在があった。ポーランドやチェコスロヴァキアとは異なり、戦前から移民の送り出し政策を積極的に展開していたイタリアとの交渉には常に困難が伴った。とくに当時、在仏領事館を通じて、自国民に関する諸問題に介入する権限をイタリアが要求したため、フランスとしては強硬な姿勢で交渉に取り組めるように政府機関を設置しなければならなかった。そのうえ、省間委員会は執行機関ではなく、あくまでも各省の活動の調整機関であったことから、移民政策の指揮をとる機関の創設が強く望まれたのである。

1920 年 9 月に移民局の設立をめざす法案が初めて議会に提出される。ローヌ県の代議士ボヌヴェイ (L. Bonnevay) は移民問題は「基本的に経済社会問題」であるとみなし、労働

省への移民局の設立を提案した<sup>53</sup>。しかしこの案が活発な議論を生むことはなかった。他方、1921年3月にムルト=エ=モゼル県の代議士ド・ヴァラン (É. de Warren) は156名の議員と連名で外務省の管轄への移民局の設置を求める法案を提出した<sup>54</sup>。そのなかで彼らは国家が外国人労働者を管理しなければならないとしたうえで、移民局は諸外国と交渉し、移送を保証し、外交官や領事館職員と連携する必要が伴うことから、外務省に置かれるべきであると主張した。そしてブリアン (A. Briand) 首相はこの問題の検討を省間委員会に託し、最終案の作成を求めた。

同年10月13日の審議でこの問題に取り組んだ省間委員会は、外務省に移民局を設置する案を採択し、その旨を関係省庁に報告する。この案を肯定的に受け入れた省も存在したが、外国人に関する権限の喪失を危惧した内務省と農業省は反発し、さらに財政赤字の拡大を懸念した財務省も反対の姿勢を示した。財務相ドゥメール (P. Doumer) は1921年11月14日付の書簡のなかで、独立採算で運営される局の性格を問題視し、行政の統制なく補助金が決定される状況が続ければ、国の財政状況がいっそう圧迫されかねないことを懸念して移民局の設立に反対する意向を伝えた<sup>55</sup>。だが、政府内にはミルランを初めとして移民局を押す声は根強く、1922年10月にその外務省への創設に関する法案が提出される<sup>56</sup>。財源に関しては「局の創設は国庫に新たな負担を生み出さない」と明記され、移送費の払い戻しにより、国家の補助金は徐々に減少すると考えられた。この案に対しては、1923年度労働省の予算法案の報告者であったボワサール (Boissard) も賛同を示し、移民局の創設に向けて一歩前進したかのように見えたが、審議が開始されることはなかった。

状況が大きく変化するのは1924年8月に入ってからである。下院の予算法案に関する報告のなかでノガロは、諸行政機関による移民の管理を強化すべきであると指摘し、新たな機関の設立を要求した。とはいっても、彼は移民局の設置を求めたのではない。彼は移民の大半が賃金労働者であるという性格を強調し、外国人労働力局が好ましいと指摘した。そのうえで労働市場の状況を踏まえ指示を受け取ることができるように労働省への設置を彼は提案したのである<sup>57</sup>。このノガロ案に対してはCGTが強く批判し、さらに農業労働力問題

<sup>53</sup> Bonnet, *Les pouvoirs publics français*, p. 139.

<sup>54</sup> *Journal officiel, Chambre des députés, Documents parlementaires*, Projet de loi n° 2343, déposé à la séance du 17 mars 1921.

<sup>55</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/63, Lettre du ministre des finances Paul Doumer au président du conseil, ministre des affaires étrangères Aristide Briand, 14 novembre 1921.

<sup>56</sup> *Journal officiel, Chambre des députés, Documents parlementaires*, Projet de loi n° 4869, déposé à la séance du 12 octobre 1922.

<sup>57</sup> *Journal officiel, Chambre des députés, Documents parlementaires*, Rapport n° 517, déposé à la

の権限を失いかねない農業界も応戦した。1923 年の CGT 全国大会では「外国人労働者がフランスに来ることに反対するわけではないが、われわれの労働組合の社会的使命は何よりもまず自国民労働者の利益を守ることである」という立場が確認され<sup>58</sup>、労働者の移民政策への参加を実現すべく、全労働者を対象とする国立労働力局（Office national de main-d'œuvre）を労働省の管轄下に置くことを CGT は主張した。結果として、政府はノガロ案を引き下げるを得ず、最終的に全国労働力審議会に判断が委ねられることとなる。

1925 年 6 月に初めての会合が開かれた全国労働力審議会は、マイエンヌ県出身の代議士シャブラン（C. Chabrun）とノガロの両者に移民局に関する分析を託した。まずシャブランは、フランスにとって重要なことは移民の専門機関をつくることよりもむしろ自国民労働者との競争を回避しつつ、国内需要に応じて移民の受け入れを準備することであると述べ、CGT と同様に労働省への労働力局の創設を提案する<sup>59</sup>。その一方でノガロは、これまでの立場を変え、改革を最小限に抑えることを主張する。彼は先の報告で労働省と農業省の労働力課の仕事が重複していることを問題視したのに対して、今回は「この二つの課は補い合っている」と指摘し、既存の課の予算増額やそれらの連携の維持を企図するという消極的な姿勢にとどまった<sup>60</sup>。

この問題は 1926 年に入ってようやく審議され、2 月 13 日、労働部長（directeur du travail）ピクナール（Ch. Picquenard）の提案をもとに最終案が取りまとめられる。ピクナールは行政組織の連携、および労使代表者と官僚との連携は、省間委員会と労働力審議会によってすでに保証されているとして、抜本的な改革に取り組むのではなく、二つの組織それぞれに事務局を置き、権限を強化する案を提示した<sup>61</sup>。彼がこのような折衷案を提示したのは、局の設立には権限を失う省の反発を回避することはできないうえに、予算の増額を極力抑えるべきであるとみなしたからである。そしてピクナールは事務局のための新たな財源として SGI の支援金を充てることを提案する。外国人労働力を必要とする雇用主はいかなる産業であれ、何らかの組織に加盟しており、その組織が行政サービスの運営に資金提供すべきであると考えられたためである。事実、SGI は設立以降、支援金という名目で行政

---

séance du 27 août 1924.

<sup>58</sup> Confédération générale du travail, *Compte rendu sténographique des séances du XXIII<sup>e</sup> Congrès national corporatif*, Paris, Éditions de la Confédération générale du travail, 1923, p. 117.

<sup>59</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/63, Rapport de M. Chabrun sur la réorganisation de la main-d'œuvre.

<sup>60</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/63, Rapport relatif à la main-d'œuvre étrangère par M. Nogaro.

<sup>61</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/1/62, Compte-rendu de la séance de la commission permanente du Conseil national de la main d'œuvre du 13 février 1926.

に資金を渡しており、これが労働省と農業省の労働力課の財源の一部を補っていた<sup>62</sup>。この支援金に目をつけたピクナールは、炭鉱協会会長と SGI 副会長を兼任するペイランホフ (H. de Peyerimhoff) から資金提供の確約を取りつけ、少なくとも省間委員会に年間 6500 フランが払われることが約束された。こうして本来ならば統制すべき対象である民間組織に行政組織が財政面で依存するという状況が生じることになった。この計画は秘密裏に実行に移され、1928 年 4 月 28 日デクレによって事務局が誕生する<sup>63</sup>。

以上のように移民政策の改革をめぐる議論は、新しい機関をつくることよりもアクター間の連携を強化することに重点が置かれ、全国労働力審議会と省間委員会に事務局が設置されるようになる。なかにはこの結果に不満を述べる関係者もあり、抜本的な改革を望むものにとっては消極的な結果となつたといえる<sup>64</sup>。とはいっても、こうした挫折とは無関係に外国人労働者の流入は急激に増加していった。以下では、1920 年代に制定された重要な法律である 1926 年 8 月 11 日法に焦点を当て、外国人の管理をめぐっていかなる議論が展開したのかを考察する。

## 2. 外国人労働者の引き抜きと 1926 年 8 月 11 日法の制定

二国間協定の適用により集団募集が実施され、またベルギーやスペインからの個人移民の流入が回復すると、外国人労働者の数は著しく増加する。労働省の機関誌が公表した統計によれば、1920 年に導入された労働者は工業だけで約 13 万人に及び、景気の後退を記録した 1921 年にその勢いは弱まるものの、1923 年には 20 年代を通じて最高値となる 18 万人を記録したことが分かる（第 1-1 図を参照）。また外国人労働者を国籍別に分類すると、1921 年においてはベルギー人やスペイン人がおよそ半数以上を占めていた。1922 年以降は募集活動の成果によりイタリア人やポーランド人が急増し、国籍は多様化していった<sup>65</sup>。

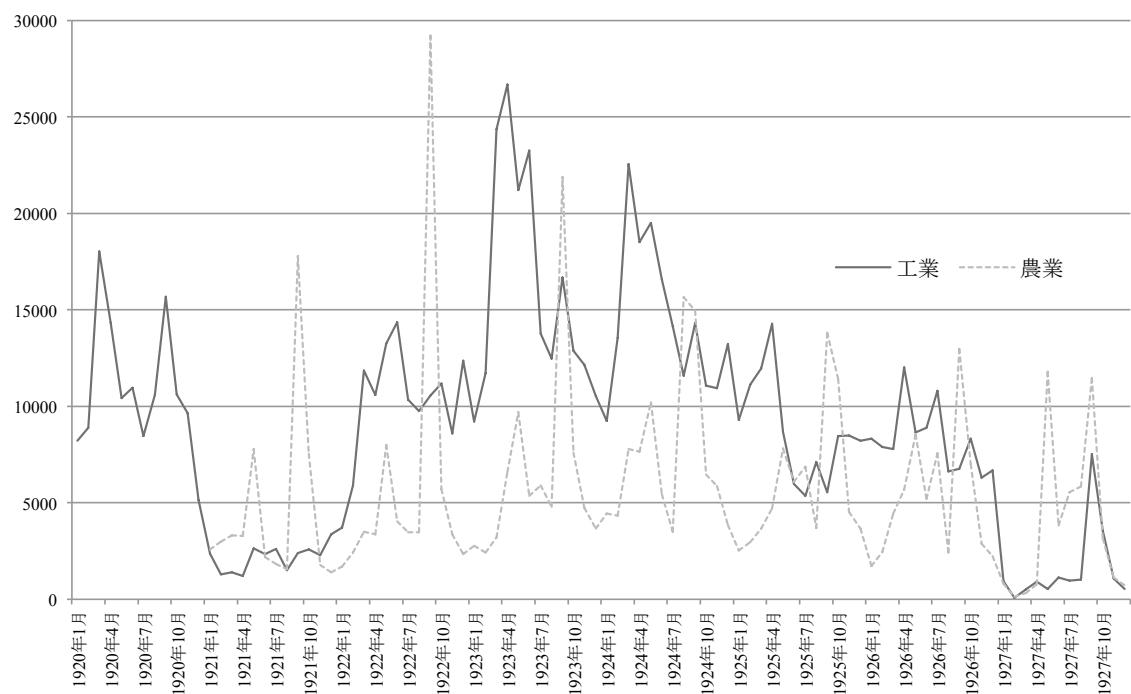
<sup>62</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/58, Lettre du directeur de l'agriculture au ministre de l'Agriculture, 1924.

<sup>63</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/58, Note pour le secrétaire général, 16 août 1926.

<sup>64</sup> L. Pasquet, *Immigration et main-d'œuvre étrangère en France*, Paris, Éditions Rieder, 1927, p. 117.

<sup>65</sup> 両大戦間期の外国人労働者の実態について詳細は、藤本剛「両大戦間期フランスにおける外国人労働力問題（上）（下）—1920 年代を中心として—」『研究年報 経済学』第 43 卷第 2 号、第 3 号、1981 年、1982 年；清水克洋「フランスにおける移民・外国人労働者の排除・分離・統合—19 世紀末から両大戦間期を中心に—」『歴史と経済』第 187 号、2005 年を参照。

第 1-1 図 外国人労働者の導入数（1920 年 1 月 -1927 年 12 月）



出所：*Bulletin du ministère du travail et de l'hygiène*, n° 7-9, juillet-septembre 1926, p. 265 ; n° 1-3, janvier-mars 1928 より作成。

外国人労働者の急増に伴い課題となったのは、彼らの入国や滞在の管理についてである。トマは次のように指摘している。「フランスで移民は統制、組織化、要するに政策の対象でなければならない。近代世界では、社会的および経済的理由から自発的で自由な移民は、かつてないほど危険なものとなっている」<sup>66</sup>。さらに、1924年にアメリカで実施された移民規制とその成果がフランスに伝わると、出入国管理や在留管理の重要性は担当者の間でよりいっそう強く認識された<sup>67</sup>。

出入国管理に関しては、身分証の発行の際に労働者が負担する費用を、いずれかの国境派出所を通過した場合引き下げるといった措置がとられたこともあった<sup>68</sup>。しかし、政策担当者たちが危機感を強くしたのは在留管理である。なぜならこの時代、離職率が高かつ

<sup>66</sup> « Préface de Albert Thomas », M. Paon, *L'immigration en France*, Paris, Payot, 1926, p. 9.

<sup>67</sup> C. Collomp, « Regard sur les politiques de l'immigration : le marché du travail en France et aux États-Unis (1880-1930) », *Annales HSS*, vol. 51, n° 5, septembre-octobre 1996.

<sup>68</sup> *Bulletin du ministère du travail et de l'hygiène*, n° 7-9, juillet-septembre 1925, p. 301.

ただだけでなく、雇用主による外国人労働者の引き抜きが後を絶たず、労働契約書に記された場所以外で就業する労働者の数が急増したためである。とくに慢性的な労働力不足に直面していた農業に外国人労働者が定着せず、1918年から26年にかけて導入された労働者60万人のうち、1927年に農業に従事していたものは25万3,000人に過ぎなかつた<sup>69</sup>。ただし、工業のなかでも産業に応じて状況は異なり、鉱業では熟練労働者の引き抜きが頻繁に行われ、労働力を必要とする雇用主のなかには申請自体をためらう者もいた。

こうした事態に直面して、契約完了の前に職場を離れる際には、雇用主負担であった移送費用の返済を労働者に求める、もしくは担保としてその費用を給料から天引きするという対策が採られた。しかし労働者が到着後すぐに失踪した場合などは、損害賠償の訴訟を起こすことしか雇用主に残された手段はなかつた。労働監督官と外国人労働力課長を歴任したプイヨ（P. Pouillot）は、引き抜きの問題に國家が介入する義務があると指摘し、法的措置の必要を説いた<sup>70</sup>。議会でも引き抜きによる賃金の上昇を懸念した右派と農村経済への影響を危惧した保守派・急進派に左派が連携し、外国人労働者の離職や引き抜きの防止をめざす新しい法律の制定が求められた。共産党こそ唯一の反対勢力として労働者の国際的な移動の自由を主張したが、非共産党系左派は移民の統制強化を重視していたのである。法案は1925年7月に全国労働力審議会によって作成され、1926年8月に可決される。これにより「労働者」記載のない身分証をもつ外国人を雇うことが雇用主に禁止されるとともに、導入時に割り当てられたカテゴリーとは異なる仕事に就かせたり、労働契約が切れる前に外国人労働者を雇うことが禁止された<sup>71</sup>。

しかし、この法律の効果は限定的なものであった。というのも企業を監視する労働監督官や司法警察官の数が不足していたからである。この問題は1920年代後半に行われたさまざまな調査でも指摘されることになる。たとえば、1927年末にCGTがムルト=エ=モゼル県の鉄鉱山で実施した調査では、チュクニウ（Tucquegnieux）に導入された労働者1,433人のうち1,309人が数ヶ月でいなくななり、労働者が鉄鉱山の仕事に定着していない状況が

<sup>69</sup> R. Schor, *Histoire de l'immigration en France de la fin du XIX<sup>e</sup> siècle à nos jours*, Paris, Armand Colin, 1996, p. 77.

<sup>70</sup> P. Pouillot, « Le débauchage de la main-d'œuvre étrangère », *La Réforme sociale*, mai-juin 1925, pp. 278, 293.なお、プイヨの経験については、M. Cointepas, *Pierre Pouillot, premier inspecteur général honoraire du travail*, Association pour l'étude de l'histoire de l'Inspection du travail, Paris, 2003を参照。

<sup>71</sup> Schor, *L'opinion française*, p. 230 ; J. Ponty, *L'immigration dans les textes. France, 1789-2002*, Paris, Belin, 2004, pp. 143-144.

確認された<sup>72</sup>。こうした事態は雇用主側からも報告されており、1928年ル・クルーズの工場の報告では、労働災害の犠牲者のうち外国人従業員の割合が高いことが指摘され、その理由としてフランス語の未習得、工場での労働経験の欠如、金属業で事故に晒される危険性、そして離職率の高さを引き合いに出した<sup>73</sup>。またアルザス・ロレーヌ鉱山協会は外国人労働者504名のうち、4分の1は1ヶ月以内、44名は1ヶ月程度で鉱山を離れ、誰も1年以上残らなかったことを報告した<sup>74</sup>。

このように1926年8月法が制定されたのにもかかわらず、高い離職率を根本的に解決するには至らなかった。諸調査によって外国人労働者が定着していない実態は再確認されることとなり、むしろ非正規就業の労働者に対する正規化の手続きは行政の慣行となっていく。しかしながら、行政が外国人労働者の雇用を管理しないかぎり、二国間協定で定められた賃金の平等という原則を実現することは困難となる。この原則を外国人労働者の受け入れの条件としたCGTにとって外国人労働者の管理をいかに徹底するかは重要な課題であった。第一次世界大戦後のインフレに伴い賃金の引き上げを要求していたCGTは、雇用主の意のままに外国人労働者が導入されれば、自国民労働者の賃下げにつながることを懸念して、その導入や管理への労働者の参加を要請し続けた。そのため、実際に外国人労働者の導入の担い手であった雇用主組織、とくにSGIに対してCGTは激しい批判を展開した<sup>75</sup>。

当時SGIが導入した外国人の数は極めて多く、民間団体全体の導入数の約9割を占めたほどであり<sup>76</sup>、1920年代後半には国内外で影響力を有するようになった<sup>77</sup>。CGTは、SGIに強い不信感を募らせており、1930年にジュオーは次のように発言している。

いくつかの特別な機関が組織されたのは公然の秘密であります。 [...] 実際に労働者を導入して、出資者に配当金を渡すことが可能な利益を生むに至ったのは、まさにこの労働者を利用したからであり、そのような組織を支配しなければならない正義という

<sup>72</sup> J. Lapierre et P. Vigne, « Une enquête de la CGT en Meurthe-et-Moselle sur l'instabilité de la main-d'œuvre dans les mines de fer », *La Voix du peuple*, n° 89, janvier 1928, p. 6.

<sup>73</sup> « Rapport présenté par M. Roher sur le rôle de l'ingénieur de la sécurité », *Supplément au n° 98 de la Revue mensuelle de l'Union des Industries Métallurgiques et Minières*, 1928.

<sup>74</sup> « Réunion du Comité directeur de l'Association française pour le progrès social du Comité directeur du 20 février 1930 », *Les Documents du travail*, n° 155-158, mars-juin 1930, p. 70.

<sup>75</sup> L. Gani, *Syndicats et travailleurs immigrés*, Paris, Éditions sociales, 1972, pp. 13-14.

<sup>76</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/58, Introductions d'étrangers travailleurs ou non, effectuées de 1926 à 1931 par les différents groupements autorisés.

<sup>77</sup> 第2章を参照。

基本的原則からかけ離れています。以上のことから、外国人労働者がわれわれの国で増大して以来、われわれが規制を求めてきた理由なのです<sup>78</sup>。

こうした CGT の批判の背後には、行政が外国人労働者の募集や移送を SGI に委ね、行政機構と SGI の間に補完的関係が築かれていたことが関係している。CGT は、労働組合が参加することなく、複数の省庁と雇用主組織の間で外国人労働者の募集や導入が行われることに強い懸念を抱いていたのである。

行政と SGI の間で補完的関係が築かれた理由としては、まず行政の予算不足が民間事業への委託を加速させたことが挙げられる。行政組織の多くは財政難に直面しており、とくに労働省の外国人労働者課は工業労働者数の推移に比例して職員数を増やすことができず、業務を円滑に行なうことが困難な状況が続いた<sup>79</sup>。しかし、より重要なのは、移民政策に関与した官僚や財界人のなかに改良主義が浸透していたことである。19世紀末以降、労働災害補償や退職年金の社会立法が、その義務化をめぐり対立を引き起こしながらも、私的制度を国家が補完するかたちで成立されたように<sup>80</sup>、1920年代に外国人労働者の募集や導入に関する諸権限は国家機構と民間組織によって分担されるべきであると考えられた。このことは社会博物館 (Musée social) やフランス社会進歩協会 (Association française pour le progrès social) のような改良主義者の集う場でたびたび指摘された。たとえば、1927年2月に社会博物館で開かれた講演でウアリは、移民の流入により生じた問題点を指摘しつつ、行政当局と民間組織が組み合わさって成し遂げられた成果を称賛している<sup>81</sup>。

この認識は官僚も共有しており、後述のように SGI 批判者の一人となるパオンは行政の活動を強調せずに、「移出民の募集、選別、分配、使用に関する問題は職業団体に属している」と指摘し、雇用主組織の重要性を説いた<sup>82</sup>。さらにペイランホフは雇用主組織を代表して上述の改良主義団体や全国労働力審議会などに出席し、官僚や政治家との接触を増や

<sup>78</sup> « Réunion du Comité directeur du 20 mars 1930 », *Les Documents du travail*, n° 155-158, mars-juin 1930, p. 80.

<sup>79</sup> Bonnet, *Les pouvoirs publics français*, pp. 40-44 ; Schor, *L'opinion française*, pp. 494-495 ; Douki, Feldman et Rosental, « Pour une histoire relationnelle du ministère du Travail », pp. 149-150.

<sup>80</sup> 田中拓道「社会的包摂と自由の系譜—フランスとイギリス—」小野塚編、前掲書、128-129頁；田中拓道「フランス革命の理念と現実—公と民の対抗から協調へ—」高田実・中野智世編『近代ヨーロッパの探求 15 福祉』ミネルヴァ書房、2012年、140-141頁；齊藤、前掲書、192-198頁。

<sup>81</sup> W. Oualid, « L'immigration ouvrière en France », *Le Musée social*, n° 5-6, mai-juin 1927, p. 151.

<sup>82</sup> Paon, *L'immigration en France*, p. 166.

すなかで<sup>83</sup>、諸国家と「共通の熱意」を抱いたことが雇用主組織の活動の成功につながったと述べ<sup>84</sup>、行政の介入自体を問うことはなかったのである。また当時、移民向けの福利事業が展開したことは産業界の改良主義的実践として指摘することができる。とくに北部の炭鉱では、労働者住宅を整備したり、ポーランド人の司祭（aumônier）や指導員を呼び寄せるなどして、ポーランド人家族の定着を促すための事業が行われた<sup>85</sup>。こうした試みは、19世紀後半以降フランス人を対象として展開した福利事業の延長線上に位置づけられ、移民を鉱山に惹きつける要因を成した<sup>86</sup>。

しかし、1920年代一貫して行政組織とSGIは協調的な関係を維持したのではなく、1928年末以降、関係が大きく変化したことは考慮されるべき事実である。次節では、省間委員会でSGI問題が顕在化する過程を描写し、1920年代末における各官僚とSGI代表者の関係について分析する。

### 第3節 1920年代の移民政策の特徴

#### 1. 移民会社（SGI）問題の顕在化

国家とSGIの関係が変容する直接的なきっかけとなったのは、ポーランド当局の圧力であった。1928年10月にフランス・ポーランド諮詢委員会出席のため、ワルシャワを訪問したピクナールは、在仏ポーランド人に関する実態調査が新聞などに公表され、ポーランドの世論がフランスに批判的であることに気づかされる<sup>87</sup>。このとき、フランスの農業で働くポーランド人女性の劣悪な環境を原因として、農業への女性移民の送出しが停止されており<sup>88</sup>、こうした状況を開拓することが交渉課題の一つとなっていた。協議の末、農業の女性移民に関しては、30歳以上であれば移住が認められることで合意に達した。しかし、ポーランドの反フランス・キャンペーンを目の当たりにしたピクナールは、次の省間委員

<sup>83</sup> A. Chatriot, « Henri de Peyerimhoff (1871-1953), Le « gentlemen » du charbon », Dard et Richard (dir.), *Les permanents patronaux*.

<sup>84</sup> Oualid, « L'immigration ouvrière en France », p. 156.

<sup>85</sup> Ponty, *Polonais méconnus*, pp. 139-142, 148-152, 154-162.

<sup>86</sup> 19世紀末以降、フランスで展開した福利事業については、中野隆生「フランス繊維業における福祉事業と労働者の統合—1920年代のリールを中心に—」『社会経済史学』第48巻第6号、1983年；大森、前掲書、第四章；大森、前掲論文；アラン・シャトリオ「フランス・パターナリズムの史的考察—19-20世紀—」『大原社会問題研究所雑誌』第611・612号、2009年；齊藤、前掲書、第二章、第四章を参照。

<sup>87</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/38, Procès-verbal de la CIPI, séance du 5 novembre 1928.

<sup>88</sup> ポーランドの状況に関して詳細は、Ponty, *Polonais méconnus*, pp. 238-239を参照。

会に SGI のデュアメル (J. Duhamel) を召集し、ポーランドでの活動状況について説明するよう求めた。とくにピクナールが問題視したのは SGI の移送料金<sup>89</sup>である。ピクナールは高額な料金設定に雇用主も嘆いていると指摘し、「SGI がフランス政府から享受している特別の優遇」を考慮して料金の引き下げを要請した。

そもそも SGI は、1924 年 1 月、要するに設立の 4 カ月前に省間委員会に宛てた書簡のなかで、利益目的での活動を行わないことを条件に、行政から認可を受けていた。そのため、移送料金から膨大な利益を得ていることが発覚することは、SGI の存続を左右する問題へと発展しかねないことを意味していた<sup>90</sup>。デュアメルは財務専門家の立ち会いのもと「公正な人々」の手で SGI の財務調査が行われれば、この問題の検討を拒まないと答え、話し合いの結果、労働省と農業省から一人ずつ財務専門家が選任されることになる。なお、翌月のフランス・ポーランド諮問委員会で、ポーランドが訴えた料金の引き下げを SGI は退けたのにもかかわらず、フランス行政の圧力に屈して料金の改定を部分的に受け入れるといった譲歩も見られた<sup>91</sup>。だが、省間委員会はこれに満足せず、SGI の移送料金と財務状況に関する調査が本格的に実施されることとなる。

しかし、この調査は難航する。SGI が肝心の収支報告書の提出を拒み、それにより行政との関係が悪化したことが大きな原因である。まず農業省との関係に亀裂が生じた。パオンは、1929 年 1 月にデュアメルと会談し、SGI の二度に渡る増資は準備金の組み入れにより行われたもので、設立当初の株主が新株の無償割当を受け、SGI の活動が株主の利益に結びついているという事実を突き止めたものの、それ以上、農業省の調査を進めるることはできなかった<sup>92</sup>。パオンが欠席した 2 月 2 日の省間委員会の会議では、議事日程に含まれていなかったのにもかかわらず、移送料金の問題について協議され、ピクナールの提案で、労働省が委託した財務専門家バリオールにのみ財務調査の資格が与えられることが決定される<sup>93</sup>。さらには同月 20 日に開かれた小委員会において、SGI 側は農業省の質問に一切応じず、労働省と SGI の間で諸決定がなされた<sup>94</sup>。労働省は自らの主導で調査することを望

<sup>89</sup> 移送料金とは、労働者の導入を申請する雇用主が SGI に対して支払うもので、実際の移送費に SGI の利益となる手数料が含まれる。

<sup>90</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/38, Procès-verbal de la CIPI, séance du 19 avril 1929.

<sup>91</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/38, Lettre de Marcel Paon au président de la CII du 3 décembre 1929 ; 11/ACN/2/39, Protocole de la Conférence franco-polonaise du 17 au 22 décembre 1928.

<sup>92</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/38, Lettre de Marcel Paon au président de la CII du 22 janvier 1929.

<sup>93</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/38, Procès-verbal de la CIPI, séance du 2 février 1929.

<sup>94</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/38, Lettre de Marcel Paon au président de la CII du 26 janvier 1929.

み、その一方、SGI も農業省の調査を回避しようとした、これによって農業省と SGI の溝は深まるに至った。

また SGI は労働省との関係も次第に悪化させていった。3月後半にバリオールの報告書は提出され、4月19日の省間委員会では、SGI が「商業的に行動している」ことが確認された<sup>95</sup>。このため委員会はより詳細な財務状況を検討すべく、一般費用や募集・移送の費用に関する情報の提供を SGI に要求した。ここで委員会が情報提供を認可更新の条件とするなどを決定したことは注目に値する<sup>96</sup>。外国人労働者と植民地労働者の募集、職業紹介に従事する個人や団体については、1928年7月19日法により労働相ないし農業相の認可が義務付けられていたが<sup>97</sup>、このときまで一度も認可更新の手続きが取られてこなかった。それに委員会は注目し、取引や会計状況に関する書類の提出を認可更新の要件として位置づけたのである。こうした行政の要請を SGI は家族の移送料金の更なる値下げに取り組むことで擦り抜けようと試み、SGI 事務局長ボネは、ポーランド移出民局との合意に基づき新たな料金を6月15日より適用させた<sup>98</sup>。しかし、ボネ (H. Bonnet) は省間委員会に事後報告するかたちで引き下げを実施してしまったため、フランスの行政を挟まずに無断でポーランドと交渉した SGI の対応に、労働相ルシュール (L. Loucheur) は激しく抗議した<sup>99</sup>。

労働省の後ろ盾すら失った SGI は、7月に入ってようやく情報提供に応じる。提出した書類には、国外の諸機関と結ばれた協定の抜粋、SGI の規約、1924年度から1927年度の納税明細書、1926年度から1928年度の支出報告書という4種類の書類が含まれており、このときに初めて行政側は SGI の支出内訳を知らされたことになる(第1-2表を参照)<sup>100</sup>。とはいえ、SGI の実態を把握するためには他に収入や移民の移送および収容にかかる実費を検討する必要があった。パオンは実費の開示が不可欠であると述べ、省間委員会も補足

<sup>95</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/38, Procès-verbal de la CIPI, séance du 19 avril 1929.

<sup>96</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/38, Lettre du président de la CIPI au directeur général de la SGI du 31 mai 1929.

<sup>97</sup> A. Beltran et P. Griset, *L'économie française : 1914-1945*, Paris, Armand Colin, 1994, p. 40 (原輝史監訳『フランス戦間期経済史』早稲田大学出版部、1997年、60-61頁).

<sup>98</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/38, Lettre du secrétaire général de la SGI au président de la CII du 11 juin 1929 ; Lettre du président de la CIPI au secrétaire général de la SGI du 13 juin 1929.

<sup>99</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/38, Lettre du ministre du Travail au ministre des Affaires étrangères du 12 juillet 1929.

<sup>100</sup> この表によれば、SGI の支出で最も大きな割合を占めたのが移送費である。1926年度に比べて1927年度の移送費が著しく減少しているのは、1926年末の一時的な景気停滞が影響したからである。無償株の交付は移民の導入数が減少した後に行われており、景気変動の影響を受けないように経営を安定させるための判断であったといえる。

書類の提出を訴えた<sup>101</sup>。しかし SGI はこれに応じなかつた。利益を隠蔽するという意図もあつたが、とくに次のことを問題視し、収益や実費の提示を免れようとした。すなわち、SGI が 4 月にバリオール報告に関する所見と解決に向けての提案をピクナールに伝えたのにもかかわらず、行政側がそれを全く考慮に入れないことであつた。実際にバリオールは SGI の「剰余金」の存在を告発し、その国家との分割案を提示したことに対し、SGI は一定の条件のもとであればそれを受け入れることを表明していた。SGI としては、何よりもまず行政との関係を修復させ、それを通じてポーランド当局の信頼を回復させることを期待したのである。

SGI が妥協点を模索した背景には、農業省との関係が修復不可能なところにまで達したことが関係している。1929 年 7 月初め、この問題への干渉を決意したド・ヴァランは、省間委員長ゴサンに「移民委員会と経営者団体の関係が深刻化していることに不安を抱いています」と伝え、「(対象としているのは外務省ではありませんが) ある省が、経営者団体の果たしてきた、そしてこれまで以上に日々果たしつつあるサービスをどれほど軽視しているのかということを知って非常に驚いています<sup>102</sup>」とその心境を打ち明けている。

それに加えて、SGI が農業省とポーランド当局の結託を看取していたことも危機感を助長した。ド・ヴァランは 6 月に家族移民の料金の引き下げに至った理由についてゴサンに次のように説明した。その料金が即座に修正されなければ、チェコスロvakia の農業移民の移送のために農業省が派遣した企業、すなわちウォーム社 (maison Worms) に一切の募集事業を委託するとポーランド当局から通告を受けていたのである<sup>103</sup>。さらにド・ヴァランは、財務書類の提出が執拗に求められる背景には、パオンの圧力があるのではないかと考え、SGI の解散に向けての重要な証拠になりうる収入や実費の開示を何としても回避しようとした。

この膠着状態を開拓するために、1929 年 12 月に労働省、農業省、SGI の代表者が三名ずつ集まり、労働省で会合が開かれた。ルシュールが議長役を務め、SGI の経営の在り方について意見が交わされ、最終的に次のような決議に到達した。第一は、SGI の資本金に上限 (2,000 万フラン) を設けるとともに、現在の額 (1,000 万) からさらに増資する場合は、解散時に資本の償還や資産の分割が認められない「第 2 株」の発行で行われること。

<sup>101</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/38, Procès-verbal de la CIPI, séance du 17 septembre 1929 ; Lettre du président de la CIPI au directeur général de la SGI du 25 septembre 1929.

<sup>102</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/38, Lettre d'Édouard de Warren à Gausson du 12 juillet 1929.

<sup>103</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/38, Lettre d'Édouard de Warren à Gausson du 3 décembre 1929.

第二は、解散の際に、株式資本を超える金額は、「公益的事業 (oeuvres d'utilité générale)」に充てられ、それは労働省と農業省との合意の下でなされること。第三は、年度ごとの収益から SGI が差し引くことが可能なのは、法定遺留分 (収益の 5%)、資本報酬、準備金 (収益の 40%) であること。第四は、SGI は労働省と農業省の合意のもと「公益的事業」に割り当てるなどを決定しないかぎり、原則として剩余金すべてが年度内に雇用主に払戻金として分配されること<sup>104</sup>。

こうして行政と SGI の対立は、ルシュールの仲介により解決した。一週間後にワルシャワで開かれたフランス・ポーランド諮詢會議で、ポーランドから SGI に対する批判、とくに高額な料金に対する不満が述べられたが、ピクナールは SGI を公益企業として弁護し、ポーランドの要求を受け入れなかつた<sup>105</sup>。以後、フランス行政は、対外的にはポーランド側の圧力をかわしながら、国内的には認可の更新条件を定め、移民事業団体全ての統制を強化していくこととなった。

---

<sup>104</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/38, Procès-verbal de la réunion du 10 décembre 1929.

<sup>105</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/39, Lettre du ambassadeur de France en Pologne au ministre des Affaires étrangères du 25 décembre 1929.

第 1-2 表 SGI の支出内訳（1926 年度-1928 年度）

	1926 年度	1927 年度	1928 年度
人件費	2,818,663.29	1,782,711.74	2,172,422.30
経費 1)	5,239,000.36	1,142,985.91	2,320,099.24
移送費	12,768,415.87	2,231,658.84	4,594,996.21
事業税 2)	966,345.56	182,574.37	376,676.97
トゥールの収容費	1,064,296.00	179,538.50	398,242.00
減価償却と為替損失	2,487,877.50	83,719.34	778,401.95
諸税	629,794.95	180,011.24	318,763.01
支援金	35,000.00	155,000.00	105,000.00
合計	26,009,393.53	5,938,199.94	11,064,601.68

1) 経費には、通信費、電報費、電話費、事務費用、出張費用、入国を拒否された人の本国送還費用、掃除費、維持費、光熱費、賃貸料、宿泊費、出発時の食費、宣伝・広告費、保険料、両替手数料などが含まれる。

2) 事業税とは、ポーランド、オーストリア、ユーゴスラヴィアなどで支払われた税金を指す。

出所：AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/38, Lettres de la SGI au président de la CII des 8 et 19 juillet 1929.

## 2. 一貫した政策の不在

以上、SGI をめぐり省間委員会で交わされた議論を概観したが、この議論から三点のことを確認できる。第一は、ポーランドの圧力をきっかけとして、移民事業団体の認可制度が拡充されたことである。以後、SGI を始めとする諸団体は、営利目的で外国人労働者の導入を行うことが禁止され、年度ごとに営業報告に関わる書類を提出することが義務づけられることとなった。第二は、労働相や労働官僚が SGI 問題の解決に向けて中心的な役割を果たしたことである。SGI が財務書類の提出を拒むなかで状況の打開を図り、また最終的にポーランド側の批判を交わしたのも労働省であった。そもそもこの省は、外国人労働者の導入や職業紹介に他の省が介入するのを阻止するために SGI との関係を強化したという経緯があった<sup>106</sup>。したがって、これは推測の域を出ないが、労働省はポーランドの批判を退け、SGI の活動を存続させる必要をどの省よりも強く抱いていたと捉えることは可能

<sup>106</sup> Douki, Feldman et Rosenthal, « Pour une histoire relationnelle du ministère du Travail », p. 150.

であろう。これと関連して第三は、官僚の足並みは決して揃っていたわけではなく、むしろ官僚間で利害対立が生じていたことである。とくに SGIへの反発を強めていた農業省と労働省の対立は顕著であった。パオンは、雇用主組織を含む民間組織の活動に賛同しつつも<sup>107</sup>、工業労働者の導入を優先する SGIを批判していた。要するに、各官僚は自らの省の利益を重視して行動し、その結果、複数の省の利害が交錯していたのである。

たしかに第三共和政の成立以後、自国民と外国人の区別が問題となり、第一次世界大戦後も外国人に対する管理や監視は強化された<sup>108</sup>。ただし気をつけるべきは、このことが移民の流れを生み出し、労働市場の需要に応じて労働者を分配し、その移動性を管理するといった「合理的な」移民政策の形成を意味するわけではないことである。むしろ省庁間の利害は対立し、行政の実践は合理的な移民政策には至らなかったと考えることも可能であろう<sup>109</sup>。省間委員会という各省の活動を調整する場が存在したとはいえ、省間の協力関係は築かれず、政府としての意思が表明されないまま、外国人労働者の導入や管理が行政機関によって担われたのである。

では政府としての意思の欠如は、省庁間の対立にのみ起因するのだろうか。おそらくこの問題に応えるためには、政策当事者らの移民に対する認識も考慮に入れる必要がある。当時の移民は基本的に工業や農業の非熟練労働者であり、労働市場の「安全弁」としてみなされていた<sup>110</sup>。実際に 1926 年後半、フランの安定に伴い景気が後退すると、出国者が急増したのだが、その背後には、当時の内務相と労働相が労働者の受け入れ停止を推奨し、1927 年 1 月から 6 月にかけて失業中の移民に国境行きの列車のチケットが無料で配布されたことが関係していた。このように移民の規制や送還を失業対策の一種とする見方は、政治家や官僚だけでなく経営者も共有しており、たとえば、1927 年 3 月に電力業者メルシェ (E. Mercier) は、合理化の結果として失業者が増えるとしても、外国人労働者の入国を規制したり、帰国を促せば失業問題は解決すると指摘している<sup>111</sup>。もちろん離職率の高い職場では外国人労働者の定着が期待され、フランス社会に同化する移民も数多く存在したが、

<sup>107</sup> Paon, *L'immigration en France*, p. 166.

<sup>108</sup> 渡辺、前掲書、120-122 頁；長井伸二「自由・国民・秩序—共和政フランスと警察—」林田敏子・大日方純夫編『近代ヨーロッパの探求 13 警察』ミネルヴァ書房、2012 年、224-228 頁；C. Rosenberg, *Policing Paris. The origins of modern immigration control between the wars*, Ithaca, Cornell University Press, 2006.

<sup>109</sup> Douki, Feldman et Rosental, « Pour une histoire relationnelle du ministère du Travail », p. 151.

<sup>110</sup> Schor, *L'opinion française*, p. 226.

<sup>111</sup> « Les conséquences sociales de la rationalisation économique en France », Rapport de M. Ernest Mercier, *Les Documents du travail*, n° 120-121, avril-mai 1927, p. 23.

外国人労働者はいわば「チェスの歩」のように扱われたのであり<sup>112</sup>、長期的な視野に立つて移民政策を本格的に展開する必要は認識されなかった。

外国人労働者の送還を失業対策とみなし、その優先的な解雇が実施されたのであれば、それは二国間協定で定められた自国民労働者との待遇の平等という原則に反するといわざるをえない。フランスでは賃金や待遇の平等が謳われながらも、自国民労働者の不利益が懸念される場合を除いてこの原則が重視されることはなかった。むしろ外国人労働者は不安定な境遇で働くことを余儀なくされ、その結果、国内労働市場の重層化は加速したのである<sup>113</sup>。当然のことながら、自国民労働者の好まないような仕事を外国人労働者に押しつけ、その職業選択の自由を認めないこと自体、平等の理念からかけ離れているのだが、このことは一切問題にならなかった。また二国間協定の推進者であったウアリでさえ、1929年に「労働者はフランスに対して、短期的な雇用であれ、永住地であれ見つけられることに感謝しなければならない」と指摘しており<sup>114</sup>、フランスは外国人労働者に高圧的な態度で接していた感は否めない。だからこそ、外国人の生活に関わる様々な諸問題に行政が介入する必要は認識されず、SGIのような雇用主団体が移民政策において一定の影響力をもち得たのである。1920年代の移民政策は、外国人労働者の導入を労働市場の需給に一致させることを重視し、外国人の生活に関わる諸問題を等閑に付した点に限界があった。

## 小括

本章では、1920年代に省間委員会を中心として外国人労働者の導入や管理をめぐり展開した議論を考察し、移民政策における当事者間の関係を検討することを試みた。それを通じて明らかとなった点は、以下のように要約することができる。

第一次世界大戦後の外国人労働者の導入は、二国間協定の締結によって実現された。その締結に向けてのイニシアティヴを掌握したのは外務省であり、省間委員会の設置を通じて各省庁や移出民国との連携が保証されることとなった。しかし移民問題は外交問題であると同時に労働力の問題でもあった。そのため、国内労働市場の状況に精通していた労働省もまた主導的権限を獲得することを要望し、外務省と対立した。この対立は移民局の設

<sup>112</sup> Ponty, *Polonais méconnus*, p. 384.

<sup>113</sup> G. Cross, *Immigrant workers in industrial France. The making of a new laboring class*, Philadelphia, Temple University Press, 1983.

<sup>114</sup> W. Oualid, « The occupational distribution and status of foreign workers in France », *International Labour Review*, vol. 20, n° 2, 1929, p. 184.

置に関する議論のなかで表面化する。その必要性については政府内外問わずあらゆる立場の人々の間で合意が得られたのにもかかわらず、組織形態、管轄省庁、財源について見解が一致せず、1920年代に移民局が創設されるには至らなかった。

移民政策の責任機関が不在のなかで、民間組織が果たした役割は大きかった。これは移民に関与した官僚や財界人の多くが改良主義の立場をとり、外国人労働者に関する権限は行政機構と民間組織で分担されるべきであるという考えを共有していたからである。こうした思想的背景において SGI は、限られた予算での活動を強いられていた公的組織に資金援助を行い、また労働力審議会や省間委員会に積極的に参加しながら、官僚や政治家との協調関係を築いていった。したがって、ロザンタルが指摘するように、外国人労働者の募集源を確保し、その円滑な移動を実現するという意味では、公的組織と民間組織は同じ方向を向いていたと考えることは可能である。しかし、1928年末以後各省の官僚と SGI の代表者の関係には明らかな変化が生じていた。SGI とともに緊密な関係にあった労働省は農業省の干渉を退けようと試みたのに対し、農業省はポーランド政府と結びつき、SGI を排除するように働きかけた。労働省は農業省よりも SGI と親和的であったのであり、このことはアクター間の関係を単に官民の二項対立として把握できないことを示している。

以上を踏まえれば、第一次世界大戦期に拡大した国家介入の領域は、1920年代になると民間の手に完全に委ねられたのではなく、民間組織の活動の再開とそれとの連携のもとで調整が繰り返され、そのなかで国家の活動は維持、拡大したといえる。したがって、これまでの経済史研究で提示されてきた国家介入の評価を移民政策の分野にも確認することは可能である。また移民政策においては国益を一枚岩に捉えることは困難であり、外国人労働者の導入をめぐって当事者間の利害が交錯していた。現代的な移民政策は、官民間わず関係者が相互に対立しながらも結びつきを強め、漸進的に形成されていったのである。

## 第2章 1920年代における外国人労働者の組織化

### —移民会社（SGI）の活動を中心に—

前章で考察したように、1920年代のフランスでは、政策主体が不在のまま、関連省庁と民間組織の連携のもとで外国人労働者が導入された。責任機関の創設については、議会や全国労働力審議会で議論が重ねられたが、どのような形態の組織にするのか、いかなる省庁の管轄に置くのか、またいかにして財源を確保するのかという問題に直面し、当事者間の合意は得られなかつた。それゆえ、1920年代においては、政策の責任機関は存在せず、移民常任省間委員会を通じて関連省庁と民間組織の活動の連携が維持され、そのなかで外国人労働者の導入や管理が行われていた。

この民間組織のなかで最も影響力を有したのが移民会社（SGI）であった。SGIは、1924年5月に炭鉱協会のイニシアティヴのもとで農業や精糖業などの雇用主組織によって創設されたリクルート企業である。1924年から30年までの間にポーランド、チェコスロヴァキアなどの東欧諸国からおよそ40万人を導入し、その数は外国人労働者の年間入国情数の約3割に達するほどであった。当時、国内の外国人数は第一次世界大戦前の116万人から1931年に271万人に急激に増加するのだが、その背景にはSGIの活動が関わっていたのである。

そこで本章は両大戦間期の移民政策を理解するうえで重要なアクターであるSGIに焦点を当て、その創設の経緯、組織の特徴、活動実態を明らかにすることを目的とする。とくにSGIによるポーランド人労働者の導入過程を検討し、実際にフランスの行政組織、ポーランド当局、SGIの三者間でいかなる役割分担がなされていたかを解明することを目指す。

以下では、まずSGIの創設過程を概観する。続いてその組織形態を考察するとともに、ポーランド人移民の導入事業を分析する。そして最後に、1920年代後半のSGIの事業展開と同社に対する批判を検討し、移民政策史におけるSGIの意義を明らかにしていきたい。

## 第1節 SGI創設の背景—移出民・移入民に関するフランス・ポーランド協定—

SGIの創設の契機は、1919年9月3日に締結された移出民・移入民に関するフランス・ポーランド協定であった<sup>115</sup>。この協定は、第一次世界大戦の連合国出身者を受け入れることを望んだフランスと、独立直後の混乱期にあって国内の失業問題に直面したポーランドとの間で結ばれたものである<sup>116</sup>。協定にはとくに二つの重要な意味があった。第一は、外国人労働者と自国民労働者の賃金、待遇の平等が明記されたことである（第2条）。したがって、以後、フランスで働くポーランド人は、労働災害に関する1898年4月9日法の対象となり（第3条）、労働法に基づく保護が保証されることになった（第5条）。第二は、「両締結国は相手国の企業に対し、領土内で行われる集団募集の活動を認可する義務を負う」ことが記され（第11条）、この規定によりポーランドにおけるフランス企業、雇用主組織の募集が認められたことである。ただし、「募集が行われる国の政府は、募集が認められる地域を決定する」一方で、「雇用主側の国の政府は、労働者が派遣される地域を決定する」と定められ、「両国の政府は、一方の国の経済発展に支障をもたらしたり、他方の国の労働者に不利益を与えることなく、集団募集の対象となる労働者の数とカテゴリーを全会一致で定める」という条項も盛り込まれた（第12条）<sup>117</sup>。またこの協定に基づき、現地で集団募集を行う拠点として、1919年10月にフランス労働力募集局（Mission française de la main-d'œuvre）がワルシャワに開設された<sup>118</sup>。実際に1921年半ばに鉄道が開通すると、ポーランドのポズナン（Poznan）からムルト=エ=モゼル県のトゥール（Toul）まで普通列車による移送が行われるようになる。

このように移出民国における移入民国側の企業の募集活動を許可したことは、1919年9月30日フランス・イタリア労働条約と大きく異なる点であった。この条約は、ポーランド

<sup>115</sup> Ponty, *L'immigration dans les textes*, pp.124-125.

<sup>116</sup> ポンティによれば、ポーランド側の移民送り出しの理由として、帝政ロシアの時代に農業労働者の割合が高かったのにもかかわらず、独立後、農地改革の必要は認識されておらず、ドイツやオーストリアからのポーランド人の帰国が失業問題を悪化させたことが関わっていた。この点については、Ponty, *Polonais méconnus*, pp. 39-44を参照。

<sup>117</sup> C. Kaczmarek, *L'émigration polonoise en France après la guerre*, thèse de doctorat de droit, Université catholique de Lille, Paris, Berger-Levrault, 1927, pp. 471-472, 474.

<sup>118</sup> Ponty, *Polonais méconnus*, p. 52.なお、1920年8月にこの募集局はチェンストホヴァ（Częstochowa）に移転し、ポズナンに支部を設置した。また第一次世界大戦前に、東ヨーロッパ諸国やロシアからドイツやアメリカに向かう人々の施設として使われていたミスウオヴィツェ（Mysłowice）の建物が1923年以降、フランスの募集局として新たに活用されるようになり、のちにSGIの募集活動の中心地となる。G. Le Fèvre, *Homme-travail*, Paris, Baudinière, 1929, pp. 27-32.

協定より移出民国の利益が反映されたものであり、イタリアではフランスが募集を行うことは認められなかつたのである<sup>119</sup>。たとえば、東部製鉄鉱山委員会（Comité des forges et mines de l'Est）は「長年の経験やイタリア当局との面識によりブリー地方にイタリア人鉱夫の体系的な導入」を行っていたが、それはあくまでもイタリア移出民総局を介して行われた<sup>120</sup>。加えて、この条約では募集条件の他にも、在仏イタリア人労働者の子弟に対する義務教育の権利がイタリアの要望を考慮して認められていたのである<sup>121</sup>。

こうしてポーランドとの間で協定が結ばれ、労働者の募集や待遇に関する制度が制定される一方で、第一次世界大戦前に外国人労働者の導入を行っていた雇用主組織は、活動の再開を要望した。実際のところ、上述の東部製鉄鉱山委員会だけでなく、炭鉱業や農業の雇用主組織も大戦前に外国人労働力の導入を実践していた。1908年には炭鉱協会と農業経営者中央組合（Syndicat central des agriculteurs français）がそれぞれポーランド人労働者の導入を試みており<sup>122</sup>、終戦とともにこれら組織は活動の再開を望んでいたのである。

では、第一次世界大戦期に国家介入の対象であった募集や導入の権限は、どのようにして雇用主組織に認められるようになったのだろうか。実は、1919年にポーランド人労働者の導入がフランス政府によって始められると、即座に雇用主から抵抗の動きが見られることになる。というのも移送されたポーランド人労働者が、希望する能力を有していなかつたため、農業経営者から不満が述べられたのである<sup>123</sup>。さらに政府が募集活動を担うことに関して、トゥールの移民事務所の職員からも批判が生じた。その施設の所長は移民の導入は「純粹に商業的な活動であるべきである」<sup>124</sup>と指摘し、民間組織に委ねることを提案

<sup>119</sup> A. Pairault, *L'immigration organisée et l'emploi de la main-d'œuvre étrangère en France*, Paris, Presses universitaires de France, 1926, pp. 78-80 ; Ponty, *L'immigration dans les textes*, p. 126.

<sup>120</sup> 東部製鉄鉱山委員会は、第一次世界大戦以前にイタリア人労働者の募集を開始した。この点については、大森弘喜「フランスにおける外国人労働者—19世紀後半から今世紀初頭まで—」西川純子・高浦忠彦編『近代化の国際比較—経済史的接近—』世界書院、1991年；大森『フランス鉄鋼業史』、第3章を参照。また両大戦間期フランスのイタリア人に関しては、P. Milza, (dir.), *Les italiens en France de 1914 à 1940*, Rome, École française de Rome, 1986；村上真弓「政治移民と経済移民—両大戦間期フランスにおけるイタリア人移民—」『現代史研究』第35号、1989年；村上真弓「移民の「同化」とイタリア人集合体—両大戦間期フランスの場合—」谷川稔他『規範としての文化—文化統合の近代—』ミネルヴァ書房、1990年を参照。

<sup>121</sup> イタリア側の要望がポーランドよりも考慮された理由としては次の点を指摘できる。すなわち、イタリアとの条約については、第一次世界大戦前から草案がつくられていたこと、イタリアはすでに強力な移出民政策を有していたことである。Ponty, *Polonais méconnus*, p. 48.

<sup>122</sup> G. Cross, « Toward social peace and prosperity : the politics of immigration in France during the era of World War I », *French historical studies*, vol. 11, n° 4, 1980, p. 614 ; Do., *Immigrant workers in industrial France*, pp. 24-28.

<sup>123</sup> Cross, *Immigrant Workers in industrial France*, p. 57.

<sup>124</sup> Archives départementales, Meurthe-et-Moselle, 10M37, Rapport de J. Baches au ministre du

したのである。このような雇用主や職員の認識は、産業復興大臣であったオジエ、さらにその後継者ルシュールに共有され、1921年7月にルシュールは、罹災した地域に向けての農業労働者の募集を罹災地域農業団体連合（Confédération des Associations agricoles des Régions Dévastées）に、また鉱山への労働者の導入を炭鉱協会に委ねる<sup>125</sup>。炭鉱協会は、鉱山労働の経験をもち、ウェストファリアから引き揚げてきたポーランド人鉱夫の雇用を望んでいたため、その募集、導入を積極的に展開した<sup>126</sup>。この結果、炭鉱協会の導入数は、1921年の8,700人から1922年には4万8,200人、1923年には8万6,800人と急激に増加することとなる<sup>127</sup>。

1919年のフランス・ポーランド協定では、両国間で協議が少なくとも年1回開かれることが定められた（第12条）。1920年10月には社会扶助に関するフランス・ポーランド協定が新たに結ばれ、炭鉱夫の特別年金を含む労働者・農民年金の制度が適用されるようになった（第1条）<sup>128</sup>。次第にポーランド側の主張が強まるなか、1923年11月に移民の選別に関する権限をポーランドに委譲するよう1919年9月3日協定の見直し案が提出された。この提案に危機感を抱いたのが炭鉱協会である。ペイランホフは、1924年3月、4月にパリで開かれた協議に出席し、選別に対するポーランド当局の介入を阻止することを試みた。炭鉱協会はその阻止にひとまずは成功したが、募集や選別の権限を維持し続けることができるよう、それまで複数の雇用主組織によって個別に行われてきた募集事業を統一することが必須と認識され、こうして同年5月にSGIが創設されるに至った<sup>129</sup>。

## 第2節 SGIの活動

### 1. SGIの組織と目的

ではSGIはどのような組織であったのか。ポンティが「SGI、それは非常に大きな洋服で覆われた炭鉱協会である」<sup>130</sup>と指摘するように、SGIは何よりも炭鉱への労働者の移送を重視し、炭鉱企業のための組織であったといえる。まずSGIの所在地は、パリの炭鉱協

---

travail, 25 octobre 1920.

<sup>125</sup> Pairault, *L'immigration organisée*, p. 67 ; Ponty, *Polonais méconnus*, p. 53.

<sup>126</sup> ルール地方のポーランド人に関しては、伊藤定良『異郷と故郷—ドイツ帝国主義とルール・ポーランド人—』東京大学出版会、1987年を参照。

<sup>127</sup> Pairault, *L'immigration organisée*, p. 72.

<sup>128</sup> Ponty, *Polonais méconnus*, p. 399.

<sup>129</sup> Ibid., pp. 70-71.

<sup>130</sup> Ibid., p. 71

会本部と同じ建物内に定められ、それまで炭鉱協会が所有していたポズナンとムィスウォヴィツェの募集局は SGI が受け継いだ<sup>131</sup>。また 1924 年 5 月 17 日に最初の取締役会が開かれ、農業労働力中央団体 (Office central de la main-d'œuvre agricole) の会長であったド・ヴァランが会長に、同団体の局長ボネが事務局長に任命されたが、副会長と専務取締役にはそれぞれ、炭鉱協会の副会長ペイランホフと外国人労働力課長デュアメルが就任した<sup>132</sup>。そのうえ、SGI の株式 3600 株のうち炭鉱協会は 390 株を所有し、筆頭株主となる<sup>133</sup>。したがって、後述のように、SGI の取引する企業は次第に増加することになるのだが、SGI は労働力の安定調達を求める炭鉱企業の利益のために創設された企業であったといえる。なお、SGI の取締役会は、炭鉱協会と農業労働力中央団体のほか、鉱山連合や製糖中央協会などの代表者により構成された（第 2-1 表を参照）。また内部構造を見れば、株主総会、取締役会のほかに、経営委員会、事務局が設置された（第 2-1 図を参照）。

第 2-1 表 SGI 取締役員の構成（1924 年）

Frédéric Bertrand	地主、罹災地域農業同盟会長
Georges Jouasset	鉱山連合代表管理者
Landowski Henry Vincent	農業技師、農表労働力中央団体経理担当者
Pierre Parent	鉱山主任技師、炭鉱協会秘書
Henry de Peyerimhoff	炭鉱協会副会長、地主
Jean Plichon	ノール県代議士、ベチューヌ鉱山会社社長
Ambroise Rendu	農業労働力中央団体取締役員
Edmond Sohier	製糖中央委員会理事
Edouard de Warren	ムルト＝エ＝モゼル県代議士、農業労働力中央団体会長

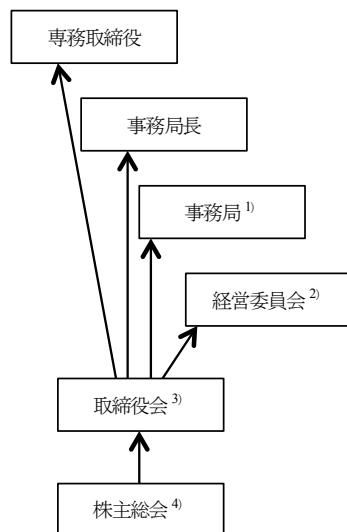
出所：ANMT, 40AS109, Liste des administrateurs de la Société nationale d'immigration.

<sup>131</sup> Archives nationales du monde du travail（以下 ANMT と略記）, 40AS109, Statut de la Société générale d'immigration.

<sup>132</sup> ANMT, 40AS109, Décisions du Conseil d'administration, 17 mai 1924.

<sup>133</sup> ANMT, 40AS109, Statut de la Société générale d'immigration.

第 2-1 図 SGI の組織



- 1) 取締役会により任命された会長、副会長、秘書で構成される（第23条）。
- 2) 6名の委員により構成され、取締役会はその権限の一部を委任する（第28条）。
- 3) 9名から15名の役員が6年の任期で任命され、2年ごとに3分の1ずつ入れ替えられる（第21条、第22条）。支出を定め、取引を結び、資金の投資を決め、企業に支払われる額を受ける（第25条、第27条）。
- 4) 全株主によって構成され、少なくとも年1回開かれる。取締役会の提案に基づき、分配されるべき配当金を定める（第33条、第34条、第35条、第43条）。

出所 : J. Ponty, *Polonais méconnus. Histoire des travailleurs immigrés en France dans l'entre-deux-guerres*, 3<sup>e</sup> éd., Paris, Publications de la Sorbonne, 2005, p.72.

次に、SGI 設立の目的を見てみよう。規約に記されている目的は以下の通りである。(1) 外国人労働者の導入に取り組む職業団体を集結させ、労働者やその家族の国外での募集、収容、フランスの到着センターまでの輸送を保証すること。(2) 必要が生じた場合、フランス政府から認可を得るという条件に基づいて、諸外国や私的団体と契約を結び、それを実行すること。(3) フランス、植民地、保護領国あるいは隣国における外国人労働者の使用をあらゆる手段を用いて拡大させること。(4) フランスにおける外国人労働者の雇用、移送、住宅、労働に関する条件を倫理的、かつ物質的に改善すること。(5) 不動産の購入や賃貸借、営業権・船舶権、株式、会社経営権の購入、新たな企業の設立、他企業との合併、移住とは別の種類の何らかの商取引、産業、企業の創設に取り組むこと<sup>134</sup>。

このように SGI の目的には、職業団体に属する雇用主に向けて外国人労働者の募集や導入を行うことに加えて、フランス国内や植民諸国における外国人労働者の雇用数それ自体を増やすこともまた含まれていた。さらに、5 つ目の目的に見られるように、他の事業への参入も企図していたことに鑑みれば、SGI の指導者たちは当初から利益の獲得を意識していたと想定することができる。実際に SGI は 1924 年の創設以降、着実に発展を遂げていった。1926 年にはイタリアからの労働者の流入が減少したため、鉄鉱山の企業が SGI のサービスを利用することになったばかりでなく、60 もの企業が新たに加盟した。例えば、製鉄業や機械産業の工場、建設資材工場、石灰・セメント工場、化学製品工場、アルザスの繊維工場、リヨン地方の絹織物工場、ローヌ川流域の撚糸工場、アルプス山脈の水力電気工場、ドーフィネの製紙工場、ヴォージュ山脈のガラス工場などである。SGI による導入数は民間組織全体の 8 割から 9 割を占めるほどであり（第 2-2 表）、その規模は地理的にも産業的にも拡大するようになった<sup>135</sup>。

<sup>134</sup> ANMT, 40AS109, Statut de la Société générale d'immigration.

<sup>135</sup> ANMT, 40AS109, Assemblée générale ordinaire et extraordinaire du 31 mars 1927.

第 2-2 表 諸団体による外国人労働者の導入数（1922 年-1931 年）

	労働省	農業省	総数	SGI	東部製鉄鉱山 移民委員会	ウォーム社	民間団体の総数
1922	107,787	73,865	181,652	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
1923	184,255	78,622	262,877	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
1924	173,170	90,185	263,355	75,857	N.A.	N.A.	N.A.
1925	104,477	71,784	176,261	49,776	N.A.	N.A.	N.A.
1926	98,949	63,160	162,109	70,615	1,878	1,730	74,223
1927	18,778	45,547	64,325	13,746	1,227	313	15,286
1928	36,055	61,687	97,742	29,082	3,334	1,394	33,810
1929	110,871	68,450	179,321	82,639	7,287	4,120	94,046
1930	128,791	92,828	221,619	85,235	11,189	7,344	103,768
1931	25,804	76,463	102,267	27,643	101	2,167	29,911
総数	988,937	722,591	1,711,528	434,593	25,016	17,068	476,677

出所 : AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/58, *Introductions d'étrangers travailleurs ou non, effectuées de 1926 à 1931 par les différents groupements autorisés ; « Mouvements de l'immigration ouvrière au cours de 1935 », Bulletin du ministère du travail, n° 7-9, juillet-septembre, 1936, p.290 ; J.-Ch. Bonnet, *Les pouvoirs publics français et l'immigration dans l'entre-deux-guerres*, Lyon, Centre d'histoire économique et sociale de la région lyonnaise, 1976, p.90.*

## 2. ポーランド人労働者の募集・導入過程

SGI はポーランド、チェコスロヴァキア、オーストリア、ルーマニアなどの東欧諸国の政府と直接、交渉を行いながら、外国人労働者の募集や導入を積極的に展開した。その対象はユーゴスラヴィア、ドイツ、バルト諸国のロシア人難民にまで及んだが<sup>136</sup>、結果として SGI が導入した移民の大半はポーランド人であった。そこで以下では、SGI の活動実態を明らかにするために、ポーランド人労働者の導入過程を検討していきたい。

ポーランド人労働者の募集、導入過程は次のように整理することができる（第 2-2 図を参照）。まず雇用主により作成された労働者の導入に関する申請書は SGI に集められる。それを受け SGI は労働省の外国人労働力課 (SMOE) と農業省の農業労働力課 (SMOA) に申請書を提出する。各課は、労働者が導入される地域に失業者が存在しないことを確認したうえで導入を許可する。その場合、申請書はフランス大使館を通じてポーランド移出民局に伝えられ、ポーランド地方職業紹介局 (Panstowy Urzad Posrednictwa Pracy) において募集が行われる。教会の壁などに張られたポスターを見てフランスへの移住を決めたボ

<sup>136</sup> Pairault, *L'immigration organisée*, pp. 106-107.

ーランド人は、ポーランド地方職業局、続いて SGI が実質的に運営を担ったミィスウォヴィツェのセンターに赴き、そこで二度に渡る職業検査、衛生検査を受ける必要があった。こうした検査を通過すると、ポーランド人は一連の手続き（消毒、予防接種、写真撮影、パスポート作成、労働契約書への署名）を行うこととなり、移民専用の列車によって集団でフランスに移送された。そしてル・アーヴルの移民事務所が使用されることもあったが、通常は鉄道によってポーランド人移民はトゥールに移送され、再び職業検査、衛生検査が行われる。それを経て身分証が発行され、移民は個人、あるいは家族ごとに雇用主のもとに送られたのである<sup>137</sup>。この移送は、雇用主向けに SGI が作成したパンフレットによれば、定期的に月 6 回以上行われ、雇用主は申請書を提出してからおよそ 3、4 週間で労働者を雇い入れることが可能であった<sup>138</sup>。なお、SGI と鉄道会社の提携が成立した 1928 年 2 月以降、帰国する労働者の運賃が割り引かれ、帰国に関しても組織化が進むこととなる。このように、ポーランド人労働者の円滑な導入が進められるなかで、SGI はその担い手として重要な役割を果たしていたのである。

以上のように SGI は労働契約書を労働省や農業省に提出し、承諾を得たのちにしか労働者の導入を行うことができなかつたため、原則としてはフランス国家の統制下に置かれていた。しかし、SGI に対する国家の統制や指導は、1920 年代の好況を背景として次第に弱まっていった。このことは次の三点から推測することが可能である。第一に、1920 年代を通じて、フランスの労働市場がほぼ完全雇用の状態にあり、労働省と農業省の審査は厳密に行われず、結果として統制が形骸化した。そのうえ申請数の増加、あるいは外国人数の増大に労働省の職員の数が追いつかず、充分な予算が当てられなかつたことも SGI への統制が弱まった要因となる<sup>139</sup>。第二に、ポーランドの労働力募集局やトゥールの移民部局で行われた職業・衛生選別が SGI の職員と SGI が選んだ医師に委託され<sup>140</sup>、さらにポーランドのミィスウォヴィツェのセンターの不動産権は SGI の名義であった<sup>141</sup>。これはフランスとポーランドの両国における出入国管理が実質的に SGI によって担われていたことを意味している。第三に、外国人募集規定の修正に関する 1928 年 7 月 19 日法の制定によって、

<sup>137</sup> Pairault, *L'immigration organisée*, pp. 106-107 ; G. Mauco, *Les étrangers en France. Leur rôle dans l'activité économique*, Paris, Armand Colin, 1932, pp. 118-120.

<sup>138</sup> Société générale d'immigration vous fournira de la main-d'œuvre étrangère, Paris, Gauthier-Villars, 1930.

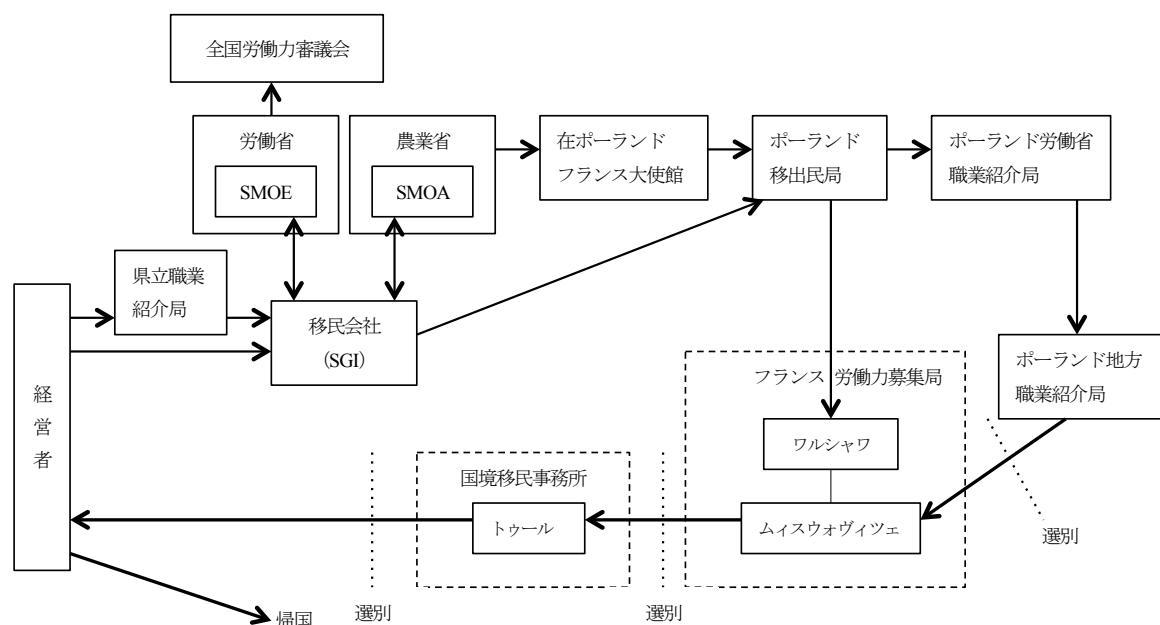
<sup>139</sup> Bonnet, *Les pouvoirs publics français*, pp. 37-44.

<sup>140</sup> Ponty, *Polonais méconnus*, pp. 73-75 ; Mauco, *Les étrangers en France*, pp. 117-120.

<sup>141</sup> ANMT, 40AS109, Note concernant Sogéphyfon.

外国人労働者の募集を行う個人や団体は募集権限を労働省と農業省に申請し認可を受けることが義務付けられた。したがって同法は国家が移民政策を全面的に実施することを否定し、労働者の募集に対する「国家独占の放棄を法的に認めた」ものであった<sup>142</sup>。前章で示したように、1929年末に移送費の問題が顕在化するまで、国家は SGI の活動を放任し、SGI は自由に活動し続けることが可能であったのである。

第 2-2 図 ポーランド人労働者の募集、導入過程



出所：A. Pairault, *L'immigration organisée et l'emploi de la main-d'œuvre étrangère en France*, Paris, Presses universitaires de France, 1926, p. 80-89 ; G. Mauco, *Les étrangers en France : Leur rôle dans l'activité économique*, Paris, Armand colin, 1932, p. 118-120 ; A. Ulmann, « Une machine bien montée. Le rôle de la Société générale d'immigration », *L'Information sociale*, 14 avril 1932 ; J. Ponty, *Polonais méconnus. Histoire des travailleurs immigrés en France dans l'entre-deux-guerres*, 3<sup>e</sup> éd., Paris, Publications de la Sorbonne, 2005, p. 78 をもとに作成。

<sup>142</sup> Bonnet, *Les pouvoirs publics français*, pp. 176-177, 404-405

### 第3節 SGIの事業展開

#### 1. 家族移民の移送

1927年にフランスは一時的な不況に陥ったが、SGIは「行政とのいかなる不和もなく」<sup>143</sup>乗り切ることに成功した。そしてこの組織は、上述のような外国人労働者の導入を行うだけでなく、増資を実施し、事業規模を拡大する。とくに当時、鉱山業や農業の経営者が直面していた労働者の不安定性(instabilité)、すなわち離職率の高さという問題に対応するため、SGIは家族移民を導入することとなる。

雇用主にとって家族移民は外国人労働者の定着のための手段であった。家族移民の導入費用のうち6割は工業の雇用主によって支払われることとなり、当初は、炭鉱で始められた家族移民の受け入れは、1924年以降には鉄鉱山でも見られるようになる<sup>144</sup>。そして鉱業の経営者はフランス人労働者に向けたパテルナリズムの対象に外国人労働者を含み、外国人やその家族のために住宅、私立学校、教会の整備に着手した<sup>145</sup>。したがって、SGIが募集を組織した一方で、雇用主は労働者の住宅、教育など、生活に関わる整備を実現したといえる。

しかし、SGIの仲介を通じて外国人労働者が雇用主の管理下に置かれた結果、外国人は国籍ごとに集まって住むことが可能となり、このことはコミュニティの形成を助長することにつながった。とくにポーランド人の子弟に対する教育に関して、前述の1924年フランス・ポーランド協議において炭鉱協会がポーランド政府の介入を阻止した際に、それと引き換えに、ペイランホフはポーランドの労働大臣に書簡を送り、私立の炭鉱学校においてポーランド人労働者の子弟にポーランド語の教育を提供することを約束していた<sup>146</sup>。したがって義務教育の時間外ではあったが、ポーランド人の子供たちは、ポーランドの言葉、歴史、文化の授業を受けることが可能であったのである<sup>147</sup>。また、第3章で示すように、

<sup>143</sup> ANMT, 40AS109, Assemblée générale ordinaire et extraordinaire du 31 mai 1927.

<sup>144</sup> *Revue de l'immigration*, n° 4-5, 1928, p. 22.

<sup>145</sup> Mauco, *Les étrangers en France*, 1932, p. 26. 鉱山の外国人に対するパテルナリズムの実践については、D. Reid, « The limits of paternalism : immigrant coal miners' communities in France, 1919-45 », *European history quarterly*, vol. 15, 1985.

<sup>146</sup> Ponty, *Polonais méconnus*, pp. 70-71 ; Do., *L'immigration dans les textes*, pp. 173-175.

<sup>147</sup> 1927年に農業省が実施した調査によると、在仏外国人の公立学校と私立学校の進学率はそれぞれ85%、15%であった。それに対して、外国人学生のうち71%がポーランド人であったパド=カレ県では、公立学校と私立学校に通うポーランド人数は6,200人(48%)、6,600人(52%)であり、他の外国人に比べ、ポーランド人は出身国の言葉や文化を学びやすい環境に置かれていたと考えられる。Ministère de l'Agriculture, *Enquête sur les étrangers*, 1929, Paris, Imprimerie

1927年に国籍法が制定され、フランスに3年居住した外国人に帰化の権利が認められるようになつたが、ポーランド人の帰化申請数は極めて少なかつた。このように、炭鉱のポーランド人においては、その多くが集まって生活し、母国語を話し、さらに帰化件数が少なかつたことから、1929年にパ=ド=カレ県の知事にとってポーランド人は同化が不可能な人々として認識されていたのである<sup>148</sup>。

以上のように鉱業の経営者が実施した家族移民の導入は、フランス社会への同化を目指したものではなく、労働力を確保し、定着を促すための便宜上の措置であったといえる<sup>149</sup>。またパテルナリズムによって外国人は鉱業の仕事に惹きつけられたのに対して、農業では国籍ごとに生活することは不可能であり、外国人は過疎化の進んだ農村で孤立する傾向にあった。パテルナリズムの展開は工業の経営者による農業労働者の引き抜きを容易にした要因を成していたのである<sup>150</sup>。

## 2. 入植事業

農業労働者の引き抜きが深刻な問題として認識されるにつれて、農業においても家族移民の導入が求められ、1927年にSGIは農業移民の定住を植民（colon）の組織化というかたちで実現することを計画する。この計画には二つの目的があった。まずSGIの活動の幅を広げ、取引数を増やすことである<sup>151</sup>。工業経営者の申請に従って導入を行っていたSGIは景気変動の影響を受けやすかったために、安定的な経営を求め、農業における入植（colonisation）という新たな事業を展開する必要を強調した。次に、外国人の農業労働者

---

nationale, pp. 67-75.

<sup>148</sup> Ponty, *L'immigration dans les textes*, pp. 175-176. なお、1945年以降もポーランド人の同化は問い合わせされることとなる。この点については、L. Chevalier, *Problèmes français de l'immigration*, Paris, Les Cours de droit, 1947 ; A. Girard et J. Stetzel, *Français et immigrés*, Travaux et documents, Cahier n° 19, 20, Paris, Presses universitaires de France, 1953, 1954.

<sup>149</sup> 当時の経営者のいう「同化」には定着・定住という意味合いが強いように思われる。デュアメルは長期的に見て外国人が必要であることを認識しており、この点について次のように述べている。「フランスへの移住が1927年以降続いているのにもかかわらず、外国人労働者の出国の動きは入国の動きにほぼ等しいので、危機的な時期がくるのは明らかです。それは1915年から1919年までの戦時期に生まれた世代が成長した時期です。 [...] 1933年に労働力の危機が起こるとわれわれは確信することが可能なのです。」さらに「同化」に関しても「フランスに働きに来た外国人の半数は帰国に十分な貯金を蓄えることを望んでいます。彼らが決して同化しないことは明らかです。しかしもう半数は生計をたて、正規の仕事をもち、結婚し、子供をもつて帰国する理由がもはやありません。 [...] こうして同化した外国人は国にとって2人、3人、4人分の出生に相当することはお分かりになるでしょう。」Le Fèvre, *Homme-travail*, pp. 219-220.

<sup>150</sup> 雇用主による労働者の引き抜きについては、第1章を参照。

<sup>151</sup> ANMT, 40AS109, Projet de Jean Duhamel concernant la colonisation agraire, 15 avril 1927.

とその家族を農地に定着させ、小作農、自作農に育てるために、フランスの農法、言葉、慣習を伝えることである。この事業によってデュアメルは、財産を持たず、フランス南部の農法を知らないポーランド人に対する雇用主の警戒心を和らげることに期待した。さらに彼はフランス南西部やチュニジアに定着していたイタリア人をポーランド人に代替する意味を主張しながら、この計画の意義を主張した<sup>152</sup>。そしてこの計画は次の二つの関連企業の創設を伴いながら具体化された。

第一に、1926年8月に国際移民会社（Société internationale de migrations、以下 SIM と略記）が SGI の姉妹会社として創設された。この SIM には当時スイス銀行の総取締であったヴォシェ（L. Vaucher）が代表取締役に就任し、SGI に携わっていた炭鉱協会、農業労働力中央団体、鉱山連盟の経営者とともにヨーロッパ諸国の銀行、海運会社、保険会社の経営者が幹部として参加した（第 2-3 表を参照）。そして SIM は国際労働機関の協力を得ながら、国際的な移民、植民、さらには難民の組織化を目指したのである<sup>153</sup>。したがって SGI の関心は、フランス経済発展のために労働力を導入することだけでなく、SIM を介して「世界的な人的交流に関する合理的な組織化に参加する」<sup>154</sup>ことにも向けられていたのである

<sup>155</sup>。

<sup>152</sup> イタリアにおけるファシズムの台頭は、フランスやチュニジアに居住するイタリア人に対する警戒を強めた。例えば、1927年にオート=ガロンヌ県では、外国人の農業従事者（労働者、自作農、小作農）の約 7、8 割をイタリア人が占めていたが、彼らの存在によるフランスへの政治的影響が懸念されていた。*La Journée industrielle*, 5, 6, 7 juin 1927; Ministère de l'Agriculture, *Statistiques de l'immigration de 1918 à 1926*, 1927, pp. 49-50; Ministère de l'Agriculture, *Enquête sur les étrangers*, pp. 2-3, 6-7; Ponty, *Polonais méconnus*, p. 241.

<sup>153</sup> 1920 年代に国際労働機関は、国際的な労働力の移動を失業問題の解決策として認識し、二国間協定による外国人労働者の組織化を各国に推奨していた。したがって国際労働機関は、「民間団体は移出民国あるいは移入民国の同意、または双方の同意のもとでのみ募集活動に着手することができる」とし、国家の同意に基づいて移民の募集や輸送を担う民間団体に対しては好意的な対応をとっていた。International Labour Office, *The migration of workers : recruitment, placing and conditions of labour*, Geneva, 1936, p. 49; 浅沼賢彦「両大戦間期の国際労働力移動と ILO」藤瀬浩司編『世界大不況と国際連盟』名古屋大学出版会、1994 年。

<sup>154</sup> ANMT, 40AS109, Assemblée générale ordinaire et extraordinaire du 31 mai 1927.

<sup>155</sup> SIM は世界規模で人の移動を増やし、移動費用やその前貸しによって収益を得ることに关心があった。ポーランド、オーストリア、チェコスロvakiaのような移出民国だけでなく、アルジェリア、ブラジル、ペルー、パラグアイ、アンゴラなどの移出民国と SIM は交渉を行った。ただ、この SIM に関する史料は乏しく、実際の活動に関しては明らかではない。ANMT, 40AS109, la Société internationale de migrations.

第 2-3 表 SIM 取締役員、監査役員、経営委員の構成

代表取締役	L. Vaucher	スイス銀行総取締
取締役	J. Bloch	スイス実業家
	J. Gignoux	元コンセイユデタ評議員
	A. Stadtlaender	北ドイツロイド社長
	J.-A. -A. -G. Chastenet	フランス鉱山連合長
監査役員	スイス信託銀行	
	P. Cipriani	イタリア・ベルギー銀行パリ支店長
	J. Garcin	フランス農業労働力中央団体取締役
経営委員	M. -H. de Beaufort	オランダロイド社長
	T. Ritter	ハンブルグ・アメリカ海運会社社長
	H. de Peyerimhoff	フランス炭鉱協会副会長
	E. de Warren	フランス農業労働力中央団体会長
	M. Tillier	フランス大西洋会社社長
	G. Breton	フランス合同海運会社副社長
	J. Velge	イタリア・ベルギー銀行専務取締役
	J. Duhamel	SGI 専務取締役、炭鉱協会外国人労働力課長

出所 : ANMT, 40AS109, Assemblée constitutive de la Société internationale de migrations, 23 août 1926.

第二に、1927 年にフランス南西部の入植に関して SGI はオランダ、ポーランド、チェコスロヴァキアの諸政府と交渉を行った。史料から読み取れるかぎり、ポーランド政府の補助金のもとで拓殖会社 (Agricolon) が設立され、トゥールーズ近郊のヴィルムール (Villemur) に研修センターが建てられた。ポーランド人が家族単位でフランスの農業経験を積むため用意されたこの「適応センター (centre d'acclimatation)」<sup>156</sup> に対して、1927 年 7 月に労働大臣ルシュール、労働局長ピクナール、外国人労働力課長ブイロ、農業労働力課長パオン、CGT のラピエール、SGI のデュアメルという国家労働力審議会のメンバーによる視察が行われ、このセンターは南西部に広がりつつあった荒地の活用策として認識される<sup>157</sup>。

1929 年に拓殖会社は破産し、この試みは失敗に終わったため、農業労働力の不足や不安定性が解決されるには至らなかった。しかしこの創設には次の三つの意味があった。第一

<sup>156</sup> Le Fèvre, *Homme-travail*, p. 137.

<sup>157</sup> 実際に、SGI によって導入されたポーランド人に関するルポルタージュをまとめたルフェーブルがこのセンターを訪れた際には、ポーランド人の 12 家族が生活していた。« Les traits : la visite de Villemur par une délégation du Conseil national de la main-d'œuvre » *Revue de l'immigration*, n° 6, 1928, pp. 17-18 ; Le Fèvre, *Homme-travail*, p. 138.

に、1920年代後半、労働力の確保をめぐり農業と工業の間に不均等が生じていたことに対する対応策であった。農業労働力中央団体のボネは、1928年の社会保険法の対象に農業が含まれなかつたため、農業における労働力不足が悪化すると認識し、危機感を募らせていた<sup>158</sup>。第二に、離農の多い地域における土地所有を外国人に認め、外国人を労働者としてではなく自作農として活用するための育成策であった。このような家族移民の導入に伴う土地への定着という、移民の「経済的必要」とは異なる「人口的必要」はとりわけ1930年代以降重視されていくこととなる。第三に、SGIが移出民国政府と直接交渉を行い、フランス政府を介さない事業が展開されていた。ジュネーヴに創設されたSIMがスイス資本の企業であつただけではなく、拓殖企業はポーランド政府の保証のもとに設立された企業であった。こうした点に鑑みれば、SGIは国際的な移民の組織化を担う中心的な機関になる可能性もあったと考えられる。

### 3. SGI 批判

しかしながらSGIは、第1章で示したように、「金儲け主義」、「奴隸商人」、「人間の密売人」と呼ばれるほど、ポーランド政府、農業省、労働組合運動家、共産主義者からの批判にさらされた<sup>159</sup>。とくにSGIが多額の利益を得ていたことに非難が集中した。SGIは移民労働者の移送料金によって利益を上げ、1924年設立当初360万フランであった資本金が1927年に540万フラン、1929年には1,119万フランにまで増加し<sup>160</sup>、さらにその利益が農業省よりも高額な移送料金、賃金からのその料金の天引き、実際の需要以上の移民労働者の導入によって得られたものであることが問題視されたのである。

1920年代後半になると国内の失業問題に一定の解決を見たポーランド政府は、第1章で示したように、SGIの移送料金のみを問題にしたわけではなかった。トゥールの移民部局の劣悪な設備やフランス農村における移民の孤立という問題が明らかになるにつれて、ポーランド政府は、在外自国民とくに女性農業労働者の保護を要求するようになった。フランスの募集局あるいはSGIの撤退、廃止を求め、1929年にポーランド移出民局高官はSGI

<sup>158</sup> H. Bonnet, « De la nécessité d'une politique en matière de main-d'œuvre agricole », *Revue de l'immigration*, n° 10, 1929, pp. 1-5.

<sup>159</sup> SGIに対する批判については、*Le Peuple*, 4 mars 1925 ; *L'Information sociale*, 14 avril 1932 ; A. Ulmann, « Les parasites de l'émigré », *Esprit*, n° 82, juillet 1939 ; Bonnet, *Les pouvoirs publics français*, pp. 92-94 ; Schor, *L'opinion française*, pp. 216-220 ; V. Viet, *Histoire des Français venus d'ailleurs : de 1850 à nos jours*, Paris, Perrin, 2003, pp. 105-106を参照。

<sup>160</sup> ANMT, 40AS109, Note, 28 décembre 1927 ; Ponty, *Polonais méconnus*, p. 76.

をポーランド資本の混合会社に置き換えることを提案するに至り<sup>161</sup>、同年のフランス・ポーランド協議では、各県に農業女性保護委員会が設置されるまで一部の例外を除いてフランスに向けての新たな移民の出国を認めないことがポーランド側によって計画された<sup>162</sup>。

またルシュールやピクナールの態度に見られるように、労働省の官僚は SGI に対して好意的であったのに対し<sup>163</sup>、農業労働力課長パオンを始めとする農業省の官僚は、農業労働者の申請が農業労働力課ではなく、民間企業であり、かつ工業の利害が反映されやすい SGI に集中することに不信感を募らせていた。農業省は農村人口の著しい減少に伴い、とりわけ 1927 年の不況期以降労働力不足問題に敏感になっていたのである<sup>164</sup>。

以上のようにポーランド政府の SGI に対する批判は、自国民の保護を望む移出民国と移入民国の間の利害対立から生じたものであり、また農業省の批判は国家の中でも工業と農業の利害が必ずしも一致するものではなかったことを示している。しかしこうした反発・対立の一方で SGI はポーランド政府とフランスの行政機関に資金提供を続けていた。1928 年にはポーランド政府に対して労働者一人当たり 12 フランを支払い、それが在仏移民援助団体の補助金となっていたことが議会で明るみとなる。また第 1 章で論じたように、移民を担当する省庁間の調整機関である省間委員会、全国労働力審議会、農業省の農業労働力課さえも SGI から資金を受け取っていた<sup>165</sup>。この資金提供が各行政機関の意思決定に直接的な影響を及ぼすことはなかったとしても、行政機関が SGI の資金によって支えられていたことは注目すべき点であろう。国家と SGI の間で築かれた協調的な関係は、ポーランド政府や農業省からの反発によりその実態が変容しつつあったものの、1920 年代を通じて SGI が移民政策の当事者として重要な地位を維持し続けていたことは明らかである

<sup>161</sup> ANMT, 40AS109, Questions à traiter à la conférence Loucheur-Hennessy, le 9 décembre 1929 ; ANMT, 40AS48, Lettre de J.Duhamel à H.de Peyerimhoff, le 16 décembre 1929.

<sup>162</sup> Ponty, *Polonais méconnus*, p. 265.

<sup>163</sup> *Ibid.*, p.256 ; ANMT, 40AS109, Questions à traiter à la conférence Loucheur-Hennessy, le 9 décembre 1929.

<sup>164</sup> 1921 年から 1931 年にかけて農業人口は 900 万人から 770 万人に大幅に減少していた。M. Garden et H. Le Bras, « La population française entre les deux guerres », J. Dupâquier (dir.), *Histoire de la population française, t. IV : de 1914 à nos jours*, Paris, Presses universitaires de France, 1988, p.98.

<sup>165</sup> Archives nationales (以下 AN と略記) , F10 2747, Note pour la Comptabilité, 2 juillet 1931 ; *Journal Officiel, Débats Parlementaires, Chambre des Député*, 3<sup>e</sup> Séance du 13 février 1931, p. 715 ; Bonnet, *Les pouvoirs publics français*, p. 93 ; Ponty, *Polonais méconnus*, p. 242.

## 小括

以上検討してきた SGI の実態を整理してみよう。

第一に、SGI は移民労働者の組織化に重要な影響を及ぼした。第一次世界大戦期に移民労働者の組織化を実現した国家は戦後もその継続を望み、二国間協定の締結、出入国管理や在留管理の整備を実施した。しかしその運営は協調的な関係のもとで SGI に委託されるようになった。結果として事実上の出入国管理を担った SGI は移出民国と直接交渉を行い、独占的に行動することさえ可能であったのである。

第二に、SGI は単身の移民労働者だけでなく、家族移民の導入も積極的に展開していた。この背景には労働力不足、労働力の不安定性、労働力の引き抜きという諸問題があり、とくに労働者の定着を望んでいた鉱業と農業に家族移民は受け入れられた。1920 年代に SGI によって導入された外国人労働者は、炭鉱では合理化が遅れている企業ほど多く雇われ<sup>166</sup>、また農業ではフランス人労働者の離農を克服する存在となり、フランスの経済発展を支えていったのである。

第三に、1920 年代において移民労働者の導入や管理に対して国家は SGI に大きく依拠していた。このことは 1920 年代の移民政策の性格を市場の需要に応じる自由放任的なものにしただけでなく、移民の国内分布、生活、教育などに対する国家介入の必要が薄れ、移民問題の複眼的な側面が軽視される要因になったと考えられる。

---

<sup>166</sup> Ponty, *Polonais méconnus*, p. 262.

### 第3章 1927年8月国籍法の成立とその意義

第1章、第2章では、1920年代に外国人労働者の導入をめぐり展開した議論を検討し、実際にその導入を担ったSGIの活動について考察してきた。そこでは、1920年代を通じてフランスは外国人労働者の受け入れに積極的であり、民間組織に活動の一部を委ねながらも、外国人労働者の問題に関する国家の活動は漸進的に拡大したことが明らかとなった。しかし、1920年代の移民政策を理解するためには、国籍に関する法制度に修正が加えられたことも考慮に入れなければならない。フランスは1920年代に入国した外国人の帰化を促すために、1927年に国籍に関する法律（「国籍に関する」1927年8月10日法、以下1927年8月国籍法と略記）を制定したのである。この法律は、国籍取得に関する条件を緩和し、移民の歴史の中でも寛大な法律として位置づけられている<sup>167</sup>。そこで本章では、この法律の成立過程を分析し、1920年代の国籍に関する法制度がどのような特徴を有していたのかを明らかにすることを課題とする。以下では、第一次世界大戦後のフランスの人口状況を概観し、1927年8月法の推進勢力について分析する。続いて議会で行われた国籍に関する審議の経緯を整理し、最終的に成立した法律の内容を検討する。そして最後にこの法律の影響を確認し、1920年代の移民政策と国籍法の関係について考察する。

#### 第1節 1927年8月国籍法成立の背景

フランスでは第一次世界大戦による被害が著しく、1920年代に入ると「人口危機」がよりいっそう深刻な問題として認識されるようになった。とくに1920年代のフランスの総人口の増加が外国人の流入によるものであり、このことは政治家や専門家たちが危機感を抱く要因となった。総人口は、1911年の3,919万人から1921年に3,880万人に減少したのち、1931年に4,123人にまで増加したが、総人口から外国人および帰化した人の数を差し引いた場合、すなわち出生により国籍を取得したフランス人（français de naissance）の数は1931年においても戦前の水準のままであったのである（第3-1図を参照）。

<sup>167</sup> Blanc-Chaléard, *Histoire de l'immigration*, p. 38.

第3-1表 フランスの人口の推移（1911年-1936年）

	1911	1921	1926	1931	1936
総人口	39,192,133	38,797,540	40,228,481	41,228,466	41,183,193
フランス人	37,779,508	37,011,173	37,570,419	38,152,538	38,468,310
外国人	1,159,835	1,532,024	2,409,335	2,714,697	2,198,236
帰化人	252,790	254,343	248,727	361,231	516,647

出所：Institut national de la statistique et des études économiques, *Annuaire statistique de la France*, 1966, p. 62 より作成。

このような状況において、「人口危機」に対する対応策が模索されるようになる。とりわけ左翼議員は外国人の帰化に注目し、帰化を増やすことでフランスの人口回復を達成する案を提唱した。彼らは人口増加論者 (populationniste) と呼ばれ、その多くが人権同盟 (Ligue des droits de l'homme) に所属する人々であった。この人権同盟は、ドレフェス事件をきっかけとして創設された組織であり、1920年代に入ると、外国人の待遇、同化、帰化の問題に关心を寄せるようになっていた。とくに人権同盟に属する人々によって、外国人の帰化や同化のために以下の二つの結社が創設されたことは注目に値する。一つは、政治家パンルヴェ (P. Painlevé) が中心となって、実業家オルシャンスキ (R.-A. Olchanski)、急進社会党員ラファエル (P. Raphaël) とともに設立されたフォワイエ・フランセ (Foyer Français) である。この組織は外国人のためにフランス語講座を提供し、彼らの同化を促すことを目的として創設されたものである。ラファエルは、移民政策は「身体的かつ精神的に健全な構成員の同化、そして帰化」を目指さなければならないと述べ、フランスに定着する外国人の同化や帰化を重要視していた<sup>168</sup>。実際にこの組織は、外国人の帰化申請の手続きを助けるとともに、外国人の児童が教育を受けられるように資金援助を行った。もう一つは、1927年法の推進者の一人であり、急進社会党に所属するランベール (Ch. Lambert) が設立したアミティエ・フランセーズ (Amitié française) である。ランベールは、第一次世界大戦期を志願兵として戦線で過ごした経験から国力を回復させる必要性を強く抱き、外国人の帰化をその手段として見なしていた。そしてこの組織に参加したメンバーとともにランベールは議会の審議に積極的に関与していくことになる<sup>169</sup>。

<sup>168</sup> P. Raphaël, *Le problème des étrangers en France*, Extrait de la Grande revue, Paris, 1926, p. 13.

<sup>169</sup> Bonnet, *Les pouvoirs publics français*, pp. 77-85.

しかし人権同盟の活動では、外国人の待遇や権利の改善が重視された一方で、治安維持やフランス人労働者の利益の擁護もまた考慮されていたことは看過すべきではない。1926年のメツ会議の決議では、外国人に認める権利には限界があることが明示され、この組織は必ずしも外国人の追放（exclusion）や国外退去（refoulement）に反対していたわけではなかったのである<sup>170</sup>。そして彼らは、外国人が保護を求めるのであれば、同化が前提であると考え、フランス語の授業を外国人に提供する活動を精力的に行った。

また人権同盟のメンバーは、議会で法律の制定に向けて取り組む傍らで、法務省の法務部局（bureau du Sceau）の再編を実施し、これを通じて帰化数の増加を図った。当時、1920年代に入って帰化の申請数は増加していたのだが、法務部局の予算が1914年から変わっておらず、申請書の処理に遅れが生じていた。さらに外国人が帰化申請を行う場合、印紙税を支払うことが必要であり、その高額さゆえに申請自体を諦めるケースが耐えなかつた。申請者の収入に応じて減額することも可能であったが、このことは多くの場合知られていなかつたのである<sup>171</sup>。

こうした問題を解決するために、人権同盟に所属する議員が中心となって行政改革が着手された。まず、1924年5月に左翼連合政権が成立すると、申請書の審査を厳密に行わないことが決定された。それ以前は、国防への参加に同意しない場合、申請が不許可となつたのに対して、以後、子供をもつ若い申請者には好意的に対応されることとなつた。そのうえ、1926年7月に成立したポワントカレ政府のもとで、法務大臣に就任したバルトゥー（L. Barthou）は、8月に委員会を設置し、法務部局の再編を企てた。この委員長には上院議員オノラ（A. Honnorat）が任命され、ランベールも参加した。この委員会は法務部局の対応が不十分であることを確認すると、即座に新たに職員を募集し、さらに部局の移転もまた実施した<sup>172</sup>。

このように法務部局の再編が行われた結果、帰化数は1924年5,200件から1926年に1万1,000件に増加するに至った<sup>173</sup>。しかし、この再編を推進した議員の多くはこれに満足することなく議会において法律の改正を求めていく。以下では、1927年に国籍法が成立する経緯を検討していきたい。

<sup>170</sup> *Ibid.*, p. 75.

<sup>171</sup> *Ibid.*, pp. 152-153 ; P. Weil, *Qu'est-ce qu'un Français ? Histoire de la nationalité française depuis la Révolution*, Paris, Grasset, 2002, pp. 75-76.

<sup>172</sup> *Ibid.*, pp. 76-77.

<sup>173</sup> P. Depoid, *Les naturalisations en France (1870-1940)*, Direction de la Statistique Générale, Études démographiques, n° 3, Paris, Imprimerie Nationale, 1942.

## 第2節 1927年国籍法の成立過程

### 1. 国籍をめぐる議会の審議

そもそも1927年国籍法に関する議論は、帰化の条件が問題視され始まったわけではなかった。1913年に当時の法務大臣ラティエ（P. Ratier）は法案を提出し、そのなかで両親が帰化した場合、未成年の子供にフランス国籍を付与することができるよう、「国籍に関する」1889年6月26日法（以下、1889年法と略記）の改正を求めたのである<sup>174</sup>。しかし、第一次世界大戦が始まると、この審議は中断を余儀なくされる。他方、1916年2月には上院議員マラン（L. Marin）によって、外国人男性と結婚したフランス人女性が、フランス国籍を維持することを可能にするための法案が提出され、国籍に関する議論が再開する。フランスでは1803年以降、女性は結婚時に男性の国籍を取得することが民法典で定められていた<sup>175</sup>。それゆえ、国際結婚の増加とともに、フランス国籍を失う女性が増え、そのことが問題視されたのである。さらに現行の制度に関する欠陥も指摘されていた。例えば、フランス人女性がベルギー人男性と結婚した場合、その女性はベルギー国籍をもつようになるが、後に、その男性がフランスに帰化した場合、妻と子供はフランス国籍を有することにはならなかったのである。こうした事情に鑑みて、女性が結婚後に国籍を維持できるように法案が作成され、1922年3月に上院で、また1924年4月に下院で承認されるに至った<sup>176</sup>。

しかし、1925年11月になって上院に再び修正案が提出され、国籍をめぐる議論は新たな展開を見る。このとき、提示されたのが帰化申請のために必要な期間を10年から3年に短縮する案である。報告者リスボンヌ（E. Lisbonne）は次のように述べている。

あなたがたの（上院の）委員会は、思い切った措置を提案しました。それは外国人が帰化を申請できるように必要な期間を3年に短縮したのです。そしてこの外国人が特定の条件を満たす場合、例えば、フランスのために特別な任務を果たした場合、フランス人女性と結婚した場合、新しい産業をフランスで興した場合、この期間は1年に

<sup>174</sup> *Journal officiel, Sénat, Documents parlementaires*, Projet de loi n° 404, déposé à la séance du 11 novembre 1913.

<sup>175</sup> Weil, *Qu'est-ce qu'un Français ?*, pp. 69-74.

<sup>176</sup> *Journal officiel, Sénat, Débat parlementaires*, séance du 31 mars 1922 ; *Journal officiel, Chambre des députés, Débat parlementaires*, 1<sup>re</sup> séance du 10 avril 1924.

短縮されるでしょう<sup>177</sup>。

リスボンヌは、フランスの出生数が不十分であると指摘し、国内にいる300万人近くの外国人をフランス人に対することを提案した。しかしこの提案はあくまでも条件つきであった。要するに、リスボンヌは帰化後10年間を、「試験期間」(délai d'épreuve)と見なし、帰化した人に被選挙権を認めないことも提案していたのである。

この法案は翌月上院で可決され<sup>178</sup>、1927年3月に入って下院で審議が開始される。その間、法案に対しては右派や極右の新聞によって反対運動が繰り広げられた。『アクション・フランセーズ』(L'Action française)は、次のように記している。

われわれが人種差別主義者であったら、そうであるがゆえに、慎重さに欠けるこの提案を退けることが容易であるのかもしれない。しかしフランスは複合体であり、数世紀にわたって多種多様な貢献を受けてきた。フランスは強く一つであり、国外から多くの要素を混ぜあわせ、そしてそのことを活用することさえできる。その結果として、フランスの政策は、フランスに定着する外国人を帰化する計画をほとんど突き返したりはしない。しかしフランスが外国人に付与することを望むとすれば、それは彼らが同時にフランス人になると確信がもてるときのみである。 [...] 国籍の過剰増加から守ろう、そしてペーパー・フランス人をつくらないようにしよう<sup>179</sup>。

1927年3月の下院の審議では、人口減少に対する危機感がランベールやマラルメ(A. Mallarmé)によって強調され<sup>180</sup>、フランス人を増やすために、以下の措置が提案された。まず、成人時に国籍を選択できる権限が縮小された。すなわち、フランス生まれの外国人男性を父親としてフランスで生まれた子供、帰化した父親をもつ子供、フランス人の母親からフランスで生まれた子供については、自動的にフランス国籍が付与されることとなる。さらに、帰化に関しても申請に必要な期間を短縮するだけでなく、申請可能な年齢を21歳から18歳に引き下げる。そして外国人男性と結婚するフランス人女性は、申請しないかぎり国籍を維持することができるようになる。しかし上院で提案されたように、帰化した

<sup>177</sup> *Journal officiel, Sénat, Débat parlementaires*, séance du 20 novembre 1925, p. 1624.

<sup>178</sup> *Journal officiel, Sénat, Débat parlementaires*, séance du 3 décembre 1925.

<sup>179</sup> *L'Action française*, 17 octobre 1926.

<sup>180</sup> *Journal officiel, Chambre des députés, Débat parlementaires*, séance du 3 mars 1927.

場合、10年間は被選挙権が認められること、さらには治安に反する行為を行った場合、もしくは兵役義務を逃れる場合、フランス国籍を失う条項も定められることとなった。そして最終的に1927年8月に上院と下院で大きな反発が生じることなく、この法律は可決されるに至る。

以上のように、1927年国籍法はフランスの人口減少に対する解決策として期待され、制定されるに至った点は注目に値する。とくにフランスで生まれた外国人がフランス国籍を選択しないことが兵役逃れと捉えられ、それを阻止するために1927年法のもとでは成人時に自動的に国籍が付与されることになった。さらに帰化に関しても、フランスの人口回復を目的として申請の条件が大幅に緩和されるに至った。1945年になると、帰化申請に必要な期間が5年に引き上げられることを考慮すれば、いかに1927年法が寛大なものであったかは明らかであろう。

## 2. 1927年8月国籍法の特徴

1927年8月国籍法の内容に関して、その前身の法律である1889年法と比較しながら整理しておきたい<sup>181</sup>。第一に、1927年法の最大の特徴である帰化については、「フランスにおいて中断なく3年居住したことを証明することのできる満18歳の外国人」に認められることが定められた。1889年法においては帰化に必要な期間が10年とされていたばかりでなく、申請には居住許可証を取得する必要があったため（第8条）<sup>182</sup>、外国人からすれば帰化申請に必要な条件を揃えやすくなつたといえる。さらにこの3年という期間は、申請者が優れた才能を有する場合、産業あるいは有用な発明をフランスに導入した場合、工場などを設置した場合、兵役に就いた場合、フランスの大学で学位を取得した場合、フランス国籍をもつ個人と結婚した場合、フランスで生まれ成人後住居を定める場合、1年に短縮されることも決められた。しかしながら他方で、帰化した人は10年間被選挙権が認められず、また、失効の可能性についても定められた（第6条）<sup>183</sup>。

第二に、女性の国籍について1889年法では、「外国人男性と結婚するフランス人女性は、

<sup>181</sup> 1889年法の議論については、R. Brubaker, *Citizenship and nationhood in France and Germany*, Cambridge, Harvard University Press, 1992（佐藤成基・佐々木てる監訳『フランスとドイツの国籍とネーション—国籍形成の比較歴史社会学—』明石書店、2005年）；山田敬子「十九世紀フランスにおける国籍法と外国人規制」『学習院史学』、第35号、1997年を参照。

<sup>182</sup> Ponty, *L'immigration dans les textes*, p. 72.

<sup>183</sup> *Journal officiel, Lois et décrets du 14 août 1927*, p. 8698.

夫の条件に従う」と定められていたのに対して（第19条）<sup>184</sup>、1927年法では外国人男性と結婚するフランス人女性は、国籍取得に関する届出を提出しないかぎり、フランス国籍を維持できるようになった（第8条）<sup>185</sup>。また、結婚後に最初の住居を国外に定める場合、あるいは夫の国の制度に従う必要がある場合、その女性はフランス人の身分を失うこととなつた。

第三に、フランスで生まれた子供は、1927年以前は、両親が外国人である場合、21歳のときにフランス国籍を辞退することが可能であったのに対して、1927年法によって、フランス生まれの外国人が父親の場合、あるいはフランス人の母親をもつ場合は自動的にフランス国籍が付与されることとなつた（第1条）。

以上のように、1927年法は1889年法に比べ、国籍の取得を要望する外国人にとって寛大な制度であったといえる。この法律によって1920年代にフランスに入国した外国人もまた国籍が取得できるようになり、1920年代は労働市場だけでなく国籍に関しても外国人に開かれていたのである。では実際に1927年国籍法の成立によって帰化数や国籍取得数にどのような変化が見られたのだろうか。また1930年代に入って恐慌は帰化数や帰化した人々の境遇にいかなる影響を及ぼしたのだろうか。次節ではこの点についての検討を試みる。

### 第3節 国籍法と移民政策の関係

1927年法が公布されると、その成果は即座に表れた。帰化の件数は1925年8,900件、1926年1万1,000件程度であったが、1927年3万500件、1928年2万4,500件、1929年2万700件に増加したのである。帰化だけでなく全体の国籍取得数を見れば、年間6万5,000件に到達した<sup>186</sup>。帰化の数には国籍に応じて違いが見られ、イタリア人が全体の半分を占めた一方で、1920年代に急激に増加したポーランド人の帰化は極めて少なかった。

しかし、1930年代に入ってフランスにも恐慌の影響が及ぶと、帰化数にも変化が生じるようになる。1930年に2万1,000件であった帰化数は、1931年に1万7,600件、1935年には1万5,300件に減少するのである<sup>187</sup>。この背景には、失業者の増加とともに世論において外国人の排斥が強まったことが挙げられる。第4章で示すように、他の西欧諸国に比べ

<sup>184</sup> Ponty, *L'immigration dans les textes*, p. 74.

<sup>185</sup> *Journal officiel, Lois et décrets du 14 août 1927*, p. 8699.

<sup>186</sup> Weil, *Qu'est-ce qu'un Français ?*, p. 80.

<sup>187</sup> Ponty, *L'immigration dans les textes*, p. 154.

て失業問題が深刻化しなかったとはいえ、1930年秋以降、失業者の数は着実に増加していました。労働省は工業で働く外国人労働者に対する身分証の更新を厳しくし、外国人の多くは帰国を余儀なくされたのである。

第3-2表 帰化数の推移（1919年-1939年）

	男性	女性	総数
1919	290	99	389
1920	1,033	549	1,582
1921	1,764	996	2,760
1922	3,217	1,366	4,583
1923	3,120	1,300	4,420
1924	3,511	1,713	5,224
1925	5,591	3,334	8,925
1926	7,100	3,995	11,095
1927	19,862	10,597	30,459
1928	16,501	7,965	24,466
1929	13,943	6,751	20,694
1930	13,899	7,108	21,007
1931	11,626	6,013	17,639
1932	12,462	6,414	18,876
1933	16,309	8,454	24,763
1934	11,332	5,758	17,090
1935	10,335	4,958	15,293
1936	10,884	4,140	15,024
1937	11,299	4,624	15,923
1938	16,307	7,237	23,544
1939	28,774	15,724	44,498
1939	21,474	7,666	29,140

出所：P. Depoid, *Les naturalisations en France (1870-1940)*, Direction de la Statistique Générale, Études démographiques, n° 3, Paris, Imprimerie Nationale, 1942, pp. 24, 45.

そして次第に排除の対象に、本来であれば、フランス人であるはずの帰化した人々も含まれていく。とくに医師と弁護士の間で外国人や帰化した人を排除する動きが見られたことは注目に値する。1930年当時、医学生のうち外国人の割合は25%に達しており、外国人同業者との競争が懸念されるほどに増したということが、フランス人側の言い分であった

<sup>188</sup>。1933年には、フランスの博士号を取得していない外国人がフランスで医業を営むことが禁止され、医学部に所属する外国人の学生は医学の学位取得を志望することさえ不可能となつた。さらに弁護士の間でも帰化した人を排斥する動きが見られた。1934年7月19日法の成立によって、帰化後10年間、公務員職に就いたり、弁護士会に登録したりすることが禁止されたのである<sup>189</sup>。

このように、1930年代になると、恐慌の影響から1927年法により帰化した人々も排除、規制の対象となつた。こうした動きは自由業で強く見られ、実際に差別的な法律が制定されていった。とはいへ、1930年代に入って帰化数が急激に減少したわけではなかつた。センサスによれば、1931年から1936年にかけて帰化した人の数は、36万1,200人から51万6,600人に増加しており、1946年に至つては85万3,100人に達している<sup>190</sup>。この理由には、国外退去や追放を命じられた外国人にとって、帰化はフランスに残るための手段であったことが挙げられる。それゆえ1930年代においては外国人側からフランスに統合する動きが見られ、彼らは社会的統合に成功した移民の第一世代を成していくのである。

ところで、第1章で見たように、1920年代において移民や外国人に関する業務は省庁間で分担され、その連携は省間委員会によって保証されたことを確認した。そうであるならば、国籍法の制定に関する議会の議論について省間委員会はどのような立場をとつていたのだろうか。この問題に取り組む際に留意すべきは、省間委員会のメンバーに法務省の官僚が含まれていなかつたことである。1920年から活動を開始した省間委員会は、外務省、労働省、農業省、内務省などの代表者から構成されており、国籍や帰化の問題が議題にあがることはなかつたのである。1924年12月に省間委員会から法務大臣宛てに書簡が送られ、法務省の官僚がメンバーとして任命されることになったが<sup>191</sup>、史料から読み取れるかぎり、実際に派遣された形跡は残っていない。このように、省間委員会において帰化が扱われなかつた理由に関して、ボネは「休戦協定の直後、労働力の問題が人口増加(peuplement)の問題よりも明らかに優先されていた」と説明している<sup>192</sup>。たしかに戦後復興のために必要な労働力をいかに確保するかは省間委員会のメンバーにとって共通の課題として認識されていた。それゆえ、彼らが何よりもまず労働力不足の早急な解決を重視していたと推測

<sup>188</sup> 渡辺『エトランジエのフランス史』、138頁。

<sup>189</sup> Ponty, *L'immigration dans les textes*, p. 210.

<sup>190</sup> Blanc-Chaléard, *Histoire de l'immigration*, p. 50.

<sup>191</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/58, Lettre du ministre de la justice au président du conseil, 22 décembre 1924.

<sup>192</sup> Bonnet, *Les pouvoirs publics français*, pp. 57-58.

することは可能である。しかしそれとともに、そもそも移民政策の範疇に同化や帰化の問題が含まれていなかつたことも考慮すべきであろう。すなわち、省間委員会においては、外国人の移動や職業紹介に関する制度を諸外国との交渉のなかで制定することに主眼が置かれていたため、社会的な問題である同化に国家が介入する必要性が抱かれていなかつたのである。むしろ同化は労働者の定着の問題と関連づけて考えられており、基本的に民間組織の活動領域として見なされていた。それゆえ、第2章で述べたように、北部の炭鉱では、ポーランド人に対する住宅が整備され、また司祭や指導員が呼び寄せられていたが、省間委員会がこうした実態を問題視するようなことは一切なかつたのである。最終的に移民政策の範疇に同化の問題が含まれるようになるのは、1930年代末のことである。このときに外国人の導入から同化まで一貫して国家が対応できるように移民政策の改革が問われるるのである。

## 小括

以上のように、本章では、1927年に成立した国籍法の特徴について検討した。国籍法が制定される背景には、フランスの人口問題に対する危機感があり、1920年代に入って急激に増加した外国人の帰化が強く要望されたのである。そのため、1927年国籍法では、帰化申請に必要な期間が10年から3年に短縮された。またこの法律では、外国人男性と結婚するフランス人女性に対して国籍の維持が可能となるとともに、成人時に自動的に国籍が付与される対象が拡大されるようになった。保守派や極右からは反発も生じたが、この法律を推進した左翼議員は、国力、兵力を回復させるためには法律の改正が必要であると主張したのである。この結果成立した1927年国籍法は移民の歴史のなかで寛大な法律と位置づけられている。しかしそれとともに、国籍に関する問題が省間委員会で論じられていなかつたことも留意すべきである。省間委員会は外国人を労働力として捉えていたため、国籍や帰化に関する問題を処理するには至らなかつた。たしかに省間委員会は労働者の定着に腐心していたが、それは同化のためというよりもむしろ、労働力の離職率を下げるためであった。しかし、こうした状況は続いたわけではなく、1930年代に入ると、政治的経済的情勢の悪化を背景として労働力の導入から同化に至る過程に国家が介入すべきであると考えられるようになる。この点について論じる前に、次章では、1930年代に入って移民政策が恐慌の影響をどのように受けたのかについて検討していきたい。

## 第4章 恐慌期の労働市場と外国人労働者

### —1932年8月10日法とその影響—

前章では、1927年8月法の成立により帰化の条件が緩和され、外国人の帰化件数が増加したことを確認した。そこで明らかになったのは、1920年代は外国人労働者の導入に積極的であっただけでなく、彼らをフランス人にするために国籍法が修正され、フランスは国籍の取得を希望する外国人に開かれていたということである。そうであるならば、1930年代の経済状況の変化は国家にどのような対応を迫り、外国人の境遇にいかなる影響をおぼしたのであろうか。

1930年代初めに恐慌の影響が顕在化したとき、失業の増加を回避するために国家が着手したのが外国人労働者の雇用規制であった。規制は行政主導で行われたが、1932年8月には外国人労働者の割当て(*contingentement*)に関する法律(「自国民労働者の保護に関する」1932年8月10日法、以下、1932年8月法と略記)が成立し、工業や商業では外国人労働者の雇用比率が定められる。この1932年8月法は、世論における外国人嫌い(*xénophobie*)の高まりを背景として制定されたものであり、自国民労働者の保護を目的としたことにその特徴があった<sup>193</sup>。以後、法律を通じて自国民労働者の雇用が優先され、外国人労働者の雇用は「自国民労働者で代替不可能な場合に厳格に限定」することが原則とされたのである<sup>194</sup>。

しかし法律の適用は必ずしも当初の予定通りに進んだわけではないことに注意する必要がある。というのも、外国人労働者の多くはフランス人労働者が好まない産業に雇われており、たとえ規制を強化したとしても、外国人のフランス人への代替が難しかったからである。とくに外国人が非熟練労働者(*manœuvre*)や半熟練労働者(*ouvrier spécialisé*)としてだけでなく、熟練労働者(*ouvrier qualifié, spécialiste*)として雇われており、そのことも代替を阻む要因となった。そして1936年の週40時間労働法の制定により熟練労働者の不足が顕著になると、失業問題の解決を単に外国人労働者の量的な規制に期待できないことが判明し、移民政策の抜本的な改革が求められるのである。

<sup>193</sup> Viet, *La France immigrée*, p. 43.

<sup>194</sup> M. Livian, *Le régime juridique des étrangers en France*, Paris, Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1936, p. 106 ; Bonnet, *Les pouvoirs publics français*, p. 277.

そこで本章は移民政策の改革が問われる背景を明らかにすべく、恐慌期のフランスで失業対策の一環として国家が外国人労働者の雇用規制を強化した過程を分析する。第一節では、恐慌初期の労働市場の状況を概観し、労働省による外国人労働者の規制の実態を分析する。続いて第二節では、世論の高揚とともに自国民労働者の保護を目的とする法律が成立する経緯を考察する。そして第三節で、1932年8月以降、フランス人労働者と外国人労働者の代替不可能な実態がどのように表面化し、移民政策の改革がいかにして要請されるようになったのかを検討する。

## 第1節 失業対策としての外国人労働者の雇用規制

### 1. 1930年代初めの労働市場の状況

大恐慌のフランスへの影響に関しては、すでに広汎なかたちで論及されているが<sup>195</sup>、とくに本章との関わりで確認すべきは、フランスでは他国とは異なり大恐慌によって深刻な失業問題が生じなかったことである。事実、1931年に失業手当の受給者は5万5,000人にすぎず、アメリカ（800万人）、ドイツ（460万人）、イギリス（270万人）に比べて圧倒的に少ない規模であった<sup>196</sup>。こうした労働市場の状況は、政府に他国のような景気対策の構想を要請するものではなく、結果的にその採用を遅らせることにつながったのである。

しかし他国に比べて深刻ではなかったとしても、1930年10月以降、工業生産の減少による景気後退が明らかとなると、政策当事者は雇用状況の悪化を懸念した<sup>197</sup>。当時の失業統計には、(1) 5年ごとに実施される「センサス」、(2)「救済された失業者」に関する統計、(3) 求職者に関する統計の三種類がある。以下では、各統計の分析を通じて1930年代前半の労働市場の状況を概観しておきたい。

まずセンサスによれば、失業者数は1931年3月45万2,800人から1936年3月86万4,000人に増加したことを確認することができる。1931年の失業者数を就業人口比でみると、2.1%にすぎず、他国よりも失業率が低く抑えられてはいたが、5年間でおよそ2倍増加しており、失業率の改善は明らかに遅れていた。しかし、この統計からはより具体的な推移

<sup>195</sup> 廣田『現代フランスの史的形成』、第5章；竹岡『世界恐慌期フランスの社会』、序章、第1章。

<sup>196</sup> Baverez, « Chômage des années 1930, chômage des années 1980 », p. 104.

<sup>197</sup> G. Letellier, J. Perret, H. E. Zuber et A. Dauphin-Meunier, *Enquête sur le chômage. Tome premier, Le chômage en France de 1930 à 1936*, Paris, Librairie du Recueil Sirey, 1938, p. 24.

を確認することは困難である。そこで利用可能なのが、公的失業基金が作成した「救済された失業者」に関する統計であり、これによって失業手当受給者の推移をみることが可能となる。第4-1表によれば、1930年前半にこの数は1,500人以下であったが、1931年1月におよそ2万8,500人に達し、その1年後には8.3倍の約24万1,500人に急激に増加していることが分かる。この失業手当受給者数を職業紹介局に登録された求職者数と比較してみると、ともに1930年末以降、わずかな減少をみるもの、全般的に増加傾向にあったことは間違いない。とくに未就職者は「救済された失業者」と同じように推移しており、1931年1月に約4万4,900人を記録したのち、1931年10月に8万100人、1932年4月には33万7,500人に到達した。その一方で、求人のうち雇用契約に至らなかった数を示す未充足数は減少しており、未就職者数（A）と未充足数（B）の比率は増え続けたことから、労働力の供給過剰が生じていたことは明らかであろう<sup>198</sup>。

---

<sup>198</sup> とはいえ、いずれの統計も「失業者」の概念が狭く、実数より少ないと注意しなければならない。この点については、*Ibid.*, p. 35 ; J. Desmarest, *La politique de la main-d'œuvre en France*, Paris, Presses universitaires de France, 1946, pp. 74-75 ; 竹岡敬温「世界恐慌期フランスの失業率」『大阪学院大学経済論集』、第15巻第1号、2001年を参照。

第 4-1 表 失業者に関する統計（1930 年 1 月 -1933 年 1 月）

	救済された失業者数			求職者数	未就職者数 (A)	未充足数 (B)	A / B
	セーヌ県	他の県	総数				
1930 年 1 月	1,144	280	1,424	29,431	13,159	12,092	1.08
1930 年 4 月	932	181	1,113	30,592	12,440	17,767	0.70
1930 年 7 月	602	254	856	27,852	9,555	14,290	0.66
1930 年 10 月	1,513	150	1,663	30,370	14,963	8,626	1.73
1931 年 1 月	22,341	6,195	28,536	57,581	44,919	8,313	5.40
1931 年 4 月	32,824	15,929	48,753	82,302	67,130	9,060	7.40
1931 年 7 月	24,376	11,460	35,836	65,579	50,356	7,405	6.80
1931 年 10 月	35,050	21,071	56,121	92,726	80,131	4,849	16.52
1932 年 1 月	132,189	109,298	241,487	292,680	280,703	4,108	68.33
1932 年 4 月	149,512	132,501	282,013	351,361	337,499	5,809	58.09
1932 年 7 月	148,050	117,090	265,140	311,415	297,130	5,335	55.69
1932 年 10 月	138,857	108,735	247,592	300,803	285,931	5,135	55.68
1933 年 1 月	163,625	152,634	316,259	364,187	352,648	4,034	87.41

注：各月の数値は最終週のものに相当する。

出所 : AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/69, Tableau III, années 1931-1932, le mouvement des demandes et des offres d'emploi d'octobre à février inclus ; Tableau III, année 1932, le mouvement des demandes et des offres d'emploi de juillet à novembre ; 11/ACN/70, Tableau III, années 1932-1933, le mouvement des demandes et des offres d'emploi d'octobre à février ; *Bulletin du ministère du travail et de la prévoyance sociale*, n° 1-3, janvier-mars 1931, pp. 48-49 ; n° 4-6, avril-juin 1931, pp. 150-151 ; n° 7-9, juillet-septembre 1931, pp. 240-241 ; n° 10-12, octobre-décembre 1931, pp. 344-345 ; n° 1-3, janvier-mars 1932, pp. 68-69 ; n° 7-9, juillet-septembre 1932, pp. 334-335 ; n° 10-12, octobre-décembre 1932, pp. 430-431 ; n° 1-3, janvier-mars 1933, pp. 62-63 ; n° 4-6, avril-juin 1933, pp. 178-179 ; n° 7-9, juillet-septembre 1933, pp. 276-277 ; n° 10-12, octobre-décembre 1933, pp. 418-419 ; n° 1-3, janvier-mars 1934, pp. 64-65 より作成。

第一次世界大戦後、深刻な失業問題に直面してこなかった政策当事者にとって、このような 1930 年末以降の変化は危機的なものとして受けとめられた。とくに危機感を強くしたのは、労働省の官僚である。1930 年 12 月の全国労働力審議会で、国内労働市場の状況を報告した労働力中央局長ファノ (Fagnot) は、求職者における就職者の割合が減少する一

方で、救済された失業者数が増加していることに懸念を示した<sup>199</sup>。このとき労働省が取り組んだのが、外国人労働者の導入規制と送還である。外国人労働力課長プイヨは、1930年11月には外国人労働者の導入や正規化の申請書の審査を厳格化し、さらに非正規移民を減らすために外務省や内務省に協力を促した<sup>200</sup>。当時の労働官僚にとって、外国人労働者の導入規制や送還は失業対策の重要な要素を成しており、労働監督局長ピクナール（Ch. Picquenard）も、外国人労働者、とくに季節労働者の送還により労働市場が緩和されることを重視していた<sup>201</sup>。以後、人民戦線の成立まで諸政府は自国民労働者の総数に働きかけるのではなく、外国人労働者の導入や雇用の規制により求職者数を減少させることを試みることとなる<sup>202</sup>。

このような労働省の対応は、1920年代に外国人労働者の導入が積極的に行われたことを踏まえれば、1920年代との断絶を示しているようにもみえる。しかし、政策面にみられる1920年代と恐慌期との関係はもう少し複雑な関係にある。というのも、第一次世界大戦期以降、外国人労働者の入国、滞在、就業は国家の管理下に置かれており、原則としては自国民労働者の雇用を脅かさないことが入国や就業の前提となっていたからである。この意味では1930年後半の労働省の対応は1920年代の実践の延長線上に位置づけることも可能であると考えられる。

実際に1920年代に外国人労働者がどのように管理されたかを振り返れば、次のように要約することができる。1917年4月以降、外国人はフランス入国時に身分証を申請しなければならず、その際に労働契約書の有無が必ず問われた。所持していない場合は、公的職業紹介局と密接な関係にあった移民事務所もしくは国境派出所に向かい、そこで職業紹介が実施された<sup>203</sup>。その一方で、外国人労働者の雇用を希望する雇用主は、事前に申請書を県立職業紹介局に提出し、失業の有無、契約条件、ストライキの有無に関する調査を経て、「承諾の通知」（avis favorable）を受け取る必要があった。要するに、外国人労働者の導入は、労働市場の均衡を崩すことのないように失業者の存在を確認したのちにしか許可されなかつたのであり、外国人労働者の入国や導入は国内の職業紹介制度と密接に結びついた

<sup>199</sup> 議員、官僚、雇用主代表者、労働組合代表者により構成された全国労働力審議会には、1926年に常任委員会が設置され、そこで労働省と農業省の官僚から労働市場の状況に関する報告が行われていた。全国労働力審議会の性格と活動については、J. Grellet, « Le Conseil national de la main-d'œuvre », thèse de doctorat, Université Paris, 1930 を参照。

<sup>200</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/67, Réunion de la Commission permanente du 14 novembre 1930.

<sup>201</sup> Ch. Picquenard, « Le chômage en France », *Revue d'économie politique*, tome 45, 1931, p. 332.

<sup>202</sup> Desmarest, *La politique de la main-d'œuvre en France*, p. 98.

<sup>203</sup> Ponty, *L'immigration dans les textes*, pp. 116-120, 136-146.

ものであった<sup>204</sup>。

たしかに 1930 年代に移民問題の専門家として国内外で活動した地理学者モコ (G. Mauco) が全体の 3 分の 1 を非正規移民と分析したように、行政の管理を逃れ、非正規身分で就労、滞在した外国人は数多くいたとされる<sup>205</sup>。そのうえ、1920 年代は SGI を始めとする民間組織の募集事業が展開しており、この点を踏まえれば、行政の統制に限界があったことは否定できない。しかしその一方で、雇用主による申請に対して行政の審査機能が働いていなかつたわけではない。たとえば、1930 年にセーヌ県立職業紹介局は、前年に雇用主によって提出された外国人労働者の導入申請のうち 7 割程度しか認可しなかったことを報告している。この割合は産業に応じて異なり、膨大な数の外国人労働者を受け入れていた建設業でさえ、認可件数は全体の 4 割にとどまっていた（第 4-2 表を参照）<sup>206</sup>。加えて、外国人労働者による正規化 (régularisation) の申請もすべてが許可されたわけではなかった。1928 年には正規化申請の数は約 2 万 8,500 件に達したが、そのうち承諾は約 2 万 1,600 件であり、残りの 2 割は拒否されていた。国籍別に見ると、チェコスロヴァキア人に至っては、46. 5%が拒否されており、ロシア人、イタリア人、ギリシャ人、アルメニア人においてもその比率は高かったのである（第 4-3 表を参照）<sup>207</sup>。

<sup>204</sup> フランスの公的職業紹介の起源を辿れば、住民 1 万人以上の自治体に職業紹介局の設立が義務づけられた 1904 年に遡ることができるが、職業紹介の問題が国家介入の領域に含まれるようになったのは第一次世界大戦期である。このときに全国失業基金、県立職業紹介局、地方労働力局が設立され、戦後、それら機関が継承されることで全国的な職業紹介制度が築かれていった。詳細は、B. Dänzer-Kantof, V. Lefebvre et F. Torres, *Un siècle de réformes sociales : une histoire du ministère du Travail. 1906-2006*, Paris, La Documentation française, 2006 を参照。

<sup>205</sup> Mauco, *Les étrangers en France*, p. 131.

<sup>206</sup> « Réunion du Comité directeur de l'Association française pour le progrès social du Comité directeur du 20 février 1930 », *Les Documents du travail*, n° 155-158, mars-juin 1930, p. 67 ; Cross, *Immigrant workers in industrial France*, p. 155.

<sup>207</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/1/62, Rapport de M. Pierre Pouillot sur l'activité du Service de la main-d'œuvre étrangère pendant l'année 1928.

第 4-2 表 : セーヌ県立職業紹介局による導入申請の認可数 (1929 年)

職業サービス	申請数	労働者数	承諾の通知	割合 (%)
技術者・事務系労働者	3,906	3,906	2,829	72
建築業	3,049	3,786	1,473	39
製鉄業	3,070	3,698	3,209	86
ドメスティック従業員	3,391	3,391	2,813	82
女性の一般的な職業紹介	2,517	2,517	1,942	77
非熟練労働者	2,505	2,505	2,077	82
被服業	1,824	1,853	1,091	58
興行業	490	1,293	1,092	84
男性の一般的な職業紹介	1,151	1,151	766	66
レストラン業従事者	1,049	1,049	231	22
家具業	859	899	223	23
製紙業	320	374	304	81
製靴業従事者	363	363	199	54
理髪師	321	321	222	69
売り子	259	259	192	74
電力業	219	219	164	74
食料品販売業	147	147	118	80
豚肉加工業	126	126	108	85
皮革業	83	83	72	86
菓子製造業	73	73	60	82
砂糖菓子製造業	71	71	66	92
自動車・航空機産業	68	68	57	83
看護婦	57	57	45	78
食肉業	49	49	37	75
薬局	45	45	21	46
パン屋	42	42	26	61
歯科研究所	11	11	8	72

出所 : « Réunion du Comité directeur de l'Association française pour le progrès social du Comité directeur du 20 février 1930 », *Les Documents du travail*, n° 155-158, mars-juin 1930, p. 67.

第 4-3 表：外国人労働者の正規化の申請数（1928 年）

	承諾の通知	拒否の通知	拒否の通知の割合 (%)
ベルギー人	4,138	12	0.3
スペイン人	2,054	14	0.7
ギリシャ人・アルメニア人	298	91	23.4
イタリア人	4,594	1,433	23.8
チェコスロヴァキア人	428	372	46.5
ポーランド人	1,664	479	22.4
ポルトガル人	250	21	7.8
ロシア人	707	289	29.0
イギリス人	338	51	13.1
スイス人	533	74	12.2
その他	6,616	4,017	37.8
総数	21,620	6,853	24.1

出所： AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/1/62, Rapport de M. Pierre Pouillot sur l'activité du Service de la main-d'œuvre étrangère pendant l'année 1928.

以上を踏まえれば、1930 年末以降の外国人労働者の規制強化は、1920 年代の労働省の実践の延長線上に位置づかせることも可能であろう。労働省はそれまで続けられてきた導入や正規化の申請に関する審査を厳格にし、それを通じて失業問題の解決を試みたのである。では、労働省は具体的に規制や送還をどのように行ったのであろうか。以下では、この経緯を分析していきたい。

## 2. 外国人労働者の規制と送還

1930 年 10 月以降、労働省がまず取り組んだのは、外国人労働者の導入申請に対する審査の厳格化である。同年 10 月、11 月に労働省の外国人労働力課は 1,500 件の申請をパリの実業家から受け取ったが、現地の失業者を雇うように促し、その申請すべてを拒否した<sup>208</sup>。工業のなかで許可されたのは主に製糖業とれんが製造業であり、半年以内の季節労働者に制限された<sup>209</sup>。以後、労働省は外国人労働者の導入を望む雇用主にフランス人失業者の雇用を促し、新規導入の制限を試みていく。

同時に、外国人労働者の解雇や送還を雇用主に促したことでも重要である。1931 年 3 月に

<sup>208</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/63, Réunion de la Commission permanente du 19 décembre 1930.

<sup>209</sup> Bonnet, *Les pouvoirs publics français*, pp. 263-264.

は、仕事や資金のない外国人にフランス国境までの移動料金を無料にすることが決定され、1932 年度からその費用が予算に組み込まれることとなった<sup>210</sup>。しかし、「自発的な帰国と強制的な帰国の間には明確な区別は存在」せず、外国人が自発的に帰国したケースも確認されている<sup>211</sup>。というのも、1930 年から 36 年にかけてポーランドのポズナン南部でフランスから帰国したポーランド人を対象に行われた調査では、帰国をフランス当局によって強制された人が 51%、仕事がなく諦めた人が 13% に達したのに対して、残りの人びとは家族（15%）、病気（10%）、自らの意思（11%）を理由に帰国を決めていたからである。

実際のところ、炭鉱企業は外国人労働者をフランス人労働者に置き替えることに消極的な姿勢を示していた。フランス炭鉱中央協会の会長ペイランホフ（H. de Peyrimhoff）は、1931 年 4 月に外国人労働者の「平和的侵入がなければ、再建や拡大の作業を数十年にわたり行わなければならなかつたことを認めないわけにはいかない」<sup>212</sup>と指摘し、第一次世界大戦後の炭鉱業の発展は大部分、外国人労働者の貢献によるものであると主張した。別の機会でペイランホフは「生産部門の人員を対象とする思慮に欠ける送還は、企業の雇用能力に影響を及ぼし、また人員全体の失業を悪化させることになる」<sup>213</sup>と述べ、外国人労働者の送還に否定的な見解を示したのである。この背後には、炭鉱に導入された外国人労働者（とくにポーランド人労働者）のなかに、10 年以上働いているものも含まれたことが関わっている。10 年というのは鉱夫の仕事を習得するのに必要な期間と考えられており、彼らはニューカマーとして見なされていなかった<sup>214</sup>。とくにベチューヌの鉱山では地下労働に従事する労働者の大半がポーランド人により構成され、また全国的に見ても、地下労働にいたっては半数近くが外国人労働者で占められており（第 4-4 表を参照）、彼らの帰国は作業の停止を意味したのである。したがって、炭鉱企業は彼らを優先的に解雇したとしてもフランス人失業者が地下労働に就かないことを懸念して、外国人労働者の送還に消極的であった。

<sup>210</sup> Bonnet, *Les pouvoirs publics français*, p. 267.

<sup>211</sup> Ponty, *Polonais méconnus*, p. 311.

<sup>212</sup> H. de Peyrimhoff, « Les cahiers de l'industrie française : le charbon », *Revue des deux mondes*, 15 avril 1931.

<sup>213</sup> Bonnet, *Les pouvoirs publics français*, p. 225.

<sup>214</sup> Ponty, *Polonais méconnus*, p. 289.

第 4-4 表：炭鉱における外国人労働者（1931 年 1 月 -1937 年 1 月）

	全体の人員				地下労働の人員			
	フランス人	外国人 (A)	総数 (B)	A/B (%)	フランス人	外国人 (C)	総数 (D)	C/D (%)
1931	181,820	119,030	300,850	39.5	105,483	103,081	208,564	49.5
1932	170,025	105,017	275,042	38.0	97,309	90,738	188,047	48.0
1933	160,342	94,442	254,784	37.1	91,170	81,489	172,659	47.2
1934	156,337	90,270	246,607	36.7	87,462	77,853	165,315	47.0
1935	151,924	79,755	231,679	34.5	83,841	68,480	152,321	45.0
1936	152,117	73,214	225,331	32.6	83,006	63,267	146,273	43.3
1937	159,102	73,536	232,638	31.6	86,257	63,006	149,263	42.2

出所：ANMT, 40AS48, Enquête sur les effectifs français et étrangers dans les houillères : période du 1<sup>er</sup> janvier 1931 au 31 mars 1937 より作成。

炭鉱業以上に外国人労働者の必要性を強く認識していたのは農業の経営者層である。農業では恐慌期においても労働力不足の状態にあり、農業経営者は外国人労働者の導入や定着を促す措置が引き続きとられることを訴える要望書を全国労働力審議会に提出した<sup>215</sup>。1932 年に入っても、都市の失業者による「土地への回帰」は期待された成果をもたらすことなく、労働者中央局の事務局長ボネ (H. Bonnet) は、「外国人労働者の貢献は、農業や恐らく工業においてもこの先もなお不可欠であろう」と訴え、労働力不足の状況を憂慮していた<sup>216</sup>。

とはいえ、すべての産業が外国人労働者の送還に消極的であったわけではない。ローレヌ地方のロンヴィにおける労働者階級の歴史を実証的に分析したノワリエルによれば、ムルト=エ=モゼル県の製鉄工場は労働者の解雇を単身外国人、既婚の外国人、単身のフランス人、既婚のフランス人の順に行い、1931 年にはすでに帰国援助に関して行政と合意に達していた。そして行政と雇用主の協力のもとで解雇や送還が行われた結果、同県の北部では 1930 年から 36 年の間に外国人は著しく減少し、1931 年の調査のときの 3 分の 1 に相当する 2 万 3,000 人の外国人が送還されたと示されている<sup>217</sup>。

このように産業間で対応が異なる要因としては、景気後退の時期を指摘することができ

<sup>215</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/69, Compte rendu des travaux du Conseil national de la main-d'œuvre et de la Commission permanente depuis le 15 mai 1931.

<sup>216</sup> H. Bonnet, « La terre de France et l'immigration étrangère », *Revue d'économie sociale et rurale*, numéro spécial, juin 1932, p. 32.

<sup>217</sup> G. Noiriel, *Longwy. Immigrés et prolétaires, 1880-1980*, Paris, Presses universitaires de France, 1984, pp. 265-267.

る<sup>218</sup>。ローヌ地方の鉄鉱山や製鉄工場は、恐慌の影響が相対的に早期に到達した一方で、北部の炭鉱業では採掘量が急激に低下したわけではなかったため、炭鉱企業はポーランド人労働者の解雇に慎重であったのである<sup>219</sup>。ただし、全体でみれば、労働省の規制により導入数は減少し、反対に出国数は急速に増加する傾向を示した。第4-5表にしたがえば、導入数が1930年の22万1,600人から31年10万2,300人、32年6万9,500人に減少したのに対して、出国数は1930年の4万3,800人から1931年、1932年に9万2,900人、10万8,500人に増加したことは明らかであろう<sup>220</sup>。当初、解雇に消極的であった炭鉱業さえも外国人労働者の減少率は自国民のそれを上回り、恐慌の長期化とともに彼らの解雇は続けられたのである<sup>221</sup>。

第4-5表 外国人労働者の導入・出国数（1929年-1939年）

	導入数		総数	出国数
	工業	農業		
1929	110,871	68,450	179,321	38,870
1930	128,791	92,828	221,619	43,789
1931	25,804	76,463	102,267	92,916
1932	12,817	56,675	69,492	108,513
1933	12,260	62,375	74,635	49,047
1934	11,188	60,350	71,538	40,004
1935	9,989	46,517	56,506	67,215
1936	10,062	52,645	62,707	46,215
1937	13,997	77,202	91,199	20,527
1938	12,521	45,904	58,425	20,500
1939	6,684	20,200	26,884	N.A.

出所：« Mouvements de l'immigration ouvrière au cours de 1935 », *Bulletin du ministère du travail*, n° 7-9, juillet-septembre 1936, pp. 290-291 ; R. Schor, *L'opinion française et les étrangers en France : 1919-1939*, Paris, Publications de la Sorbonne, 1985, p. 35 より作成。

<sup>218</sup> 不況の影響を最も強く受けた部門の一つである繊維工業の失業状況については、古賀和文『20世紀フランス経済史の研究—戦間期の国家と産業—』同文館、第5章、1988年を参照。

<sup>219</sup> Ponty, *Polonais méconnus*, pp. 288-290.

<sup>220</sup> 入国に比べて出国は管理されていない場合が多く、実際には1931年1月から1932年春にかけておよそ45万人もの労働者が出国したと推計されている。詳細は、« Mouvements de l'immigration ouvrière au cours de 1935 », *Bulletin du ministère du travail*, n° 7-9, juillet-septembre 1936 ; Bonnet, *Les pouvoirs publics français*, p. 225を参照。

<sup>221</sup> 1930年代の外国人労働者の推移に関して詳細は藤本剛「1930年代恐慌期フランスにおける外国人労働力問題—1931年および1936年センサスの検討を中心として—」『秋田経済法科大学経済学部紀要』第1号、1984年を参照。

とはいっても、解雇された外国人はすべて帰国や送還の対象となったわけではなく、失業手当を受け取る可能性も残されており、実際に 1931 年と 1936 年の間に外国人失業者は 5 万 8,500 人から 9 万 8,000 人に増加している。外国人に失業手当の受給資格を認める際に重視されたのは、二国間協定の締結国の出身か否かであった<sup>222</sup>。とくにイタリア、ポーランド、ベルギー出身の労働者はフランス人と同様の権利を有した<sup>223</sup>。ただし、失業金庫は地方自治体によって管理、運営され、実際の給付の判断は各金庫に委ねられており、たとえ締結国以外の出身者であっても、失業手当が受給される場合も見られた<sup>224</sup>。その例として、主要な産業における外国人失業者の状況を示した第 4-6 表によれば、1931 年の外国人失業者のうち最も多かったのはイタリア人であったが、なかにはアフリカやアジア出身者も含まれていた。フランス国内の失業者に占める外国人の比率は、就業人口（10%）よりも高く 12.7% に達しており<sup>225</sup>、社会的費用の上昇は地方自治体の財政を逼迫させる要因となつたばかりでなく、外国人排斥論者の議論の根拠を成していった。

---

<sup>222</sup> W. Oualid, « L'immigrant étranger devant les assurances sociales », *Les Documents du travail*, n° 149, septembre 1929.

<sup>223</sup> Ponty, *Polonais méconnus*, p. 292.

<sup>224</sup> F. de Barros, « Les chômeurs étrangers dans l'entre-deux-guerres : variations à l'échelle communale d'une catégorie de gestion étatique », *Hommes et migrations*, n° 1263, septembre-octobre 2006.

<sup>225</sup> Desmarest, *La politique de la main-d'œuvre en France*, p. 96.

第 4-6 表：主要な産業における外国人失業者の状況（1931 年）

	農業	採掘業	織維業	被服業	林業	金属業	建設業	運輸業	自由業	その他	総数
イタリア人	527	251	533	705	920	1,426	5,090	4,063	205	4,114	17,834
ポーランド人	447	517	288	486	159	566	388	2,257	115	1,915	7,138
スペイン人	551	123	194	225	258	446	868	2,663	69	1,594	6,991
アフリカ出身者	91	39	13	15	30	247	175	3,395	29	1,146	5,180
ベルギー人	220	29	382	221	265	611	826	774	173	1,325	4,826
ロシア人	40	8	94	254	92	392	185	624	390	1,064	3,143
スイス人	126	0	43	60	103	324	197	211	144	793	2,001
ポルトガル人	36	21	2	1	86	47	276	683	8	135	1,295
ドイツ人	22	82	18	37	57	139	95	134	52	386	1,022
チェコスロヴァキア人	54	38	16	46	40	133	62	212	27	330	958
アジア出身者	8	1	141	192	60	168	41	632	62	604	1,909
トルコ人	5	0	119	204	46	158	45	407	60	538	1,582
その他	84	102	92	430	190	613	321	790	412	1,571	4,605
総数	2,211	1,211	1,935	2,876	2,306	5,270	8,569	16,845	1,746	15,515	58,484

出所：G. Letellier, J. Perret, H. E. Zuber et A. Dauphin-Meunier, *Enquête sur le chômage. Tome premier, Le chômage en France de 1930 à 1936*, Paris, Librairie du Recueil Sirey, 1938, pp. 132-133 より作成。

ところで、1920 年代に外国人労働者の募集や導入を担った移民会社（SGI）は、行政の規制要請にどのように対応したのだろうか。SGI は主に雇用主から受け取る移送料金によって利益を得ていたため、導入件数の減少はこの企業にとって死活問題であったはずである。実際に SGI による導入数は、1929 年 8 万 2,600 人、1930 年 8 万 5,200 人を記録したあと減少し、1931 年に 2 万 7,600 人、1932 年には 8,200 人にすぎない<sup>226</sup>。先行研究では、恐慌の到来が SGI に対する行政の統制を厳格なものにしたと理解されており、近年の研究においては、1932 年 8 月法が労働省の権限を強化し、SGI のような雇用主組織はその犠牲となつたと指摘されている<sup>227</sup>。しかしながら、当時、官僚と SGI 代表者の議論の場であった全国労働力審議会や移民常任省間委員会の議事録には、行政側が景気後退を理由に SGI への統制を強めようとしたり、あるいは行政の規制要請に SGI が抗議しようとしたりしたことを見出す記述は残されていない。おそらくこの理由としては、同じ時期に SGI の移送料金

<sup>226</sup> Bonnet, *Les pouvoirs publics français*, p. 192.

<sup>227</sup> Ibid. ; Noiriel, *Immigration, antisémitisme et racisme en France*, p. 370.

が問題視され、行政と SGI の関係が悪化したことが挙げられる。というのも、この問題が噴出する 1929 年末、SGI 幹部は沈黙こそが最善の策であるという認識を示しており<sup>228</sup>、彼らは他の問題に関しても干渉しない姿勢を維持したと推測できるからである。したがって、恐慌の局面に入って行政は SGI の統制を強めたというよりも、それ以前から漸進的に強化されたと考えることが可能であり、両者の関係は 1920 年代末からの連続性のなかで捉えるべきである。

以上のように、労働省は 1930 年末以降、外国人労働者の導入を規制し、さらに解雇や送還を雇用主に要請することで失業の悪化を回避することを試みた。導入や正規化の申請に対する審査を強化したという意味では、1930 年末以降の労働省の対応は、1920 年代からの延長線に位置づけることができる。しかし同時に、1930 年代の移民政策には断絶面も含まれていた。それは 1932 年 8 月法の成立である。それまでは行政主導の規制であったのに対して、世論において外国人排斥の気運が高まる 1931 年末以降、初めてこの問題に議会が介入するに至ったのである。もっとも 1926 年には国内労働市場の保護に関する法律（1926 年 8 月 11 日法）が制定されたが、これは外国人労働者の離職率を下げるを目指したものであり、その排除を目的としたという意味で 1932 年 8 月法とは異なる性格を有した。次節では、恐慌期の移民政策の重要な要素をなす 1932 年法の成立過程を分析し、その特徴を抽出することを試みる。

## 第 2 節 自国民労働者の保護に関する法律の制定過程

### 1. 世論の高揚と各政党の立場

1931 年に入ると、議会でも「失業の危機」（crise du chômage）が問題視されるようになり、同年 2 月には、ランベールを中心とする急進社会党の議員によって、外国人の地位の作成と新たな責任機関の設立を目指す法案が提出された<sup>229</sup>。しかし当時、労働大臣に就任して間もなかったランドリー（A. Landry）は、今回の危機は過去の失業、つまり 1921 年、1922 年、1927 年のそれと比べて深刻ではないとする認識を示した。そのうえで、「現在、労働行政は、たしかに過酷な作業となるであろうが、失業者の数をできるかぎり減らすことを目指しており、外国人労働者との競争に対する自国民労働者の保護や彼らの再分類、

<sup>228</sup> ANMT, 40AS48, Lettre de J. Duhamel à H. de Peyerimhoff, 16 décembre 1929.

<sup>229</sup> Journal officiel, Chambre des députés, Documents parlementaires, Projet de loi n° 4511, déposé à la séance du 11 février 1931.

再分配に対応する能力を有している」と指摘し、法案の審議を回避した<sup>230</sup>。その半年後には再び急進社会党の議員が、多くの工場や作業場がフランス人労働者を解雇しながらも、外国人労働者を雇い続けている状況を問題にしたが、労働大臣は新たな法的措置にまでは踏み込まなかつた<sup>231</sup>。

ところが、1931年後半に恐慌の影響が顕在化すると、世論における外国人排斥の動きが急速に高まった。失業の原因が外国人の存在と結びつけられ、労働者だけでなく、手工業者、商人、自由業者までもが排斥の対象となる<sup>232</sup>。多くの新聞が外国人の問題を扱うなかで、香水製造業者コティ（F. Coty）により創刊された『ラミ・ドゥ・プープル』（*L'Ami du peuple*）は、外国人の雇用上限比率の設置を求めるキャンペーンを展開し、1931年11月5日、その比率を定めるための法律の採択を求める書簡を下院議員全員に送付したことを公表した<sup>233</sup>。そして国粹主義的な傾向の強いこの新聞のキャンペーンを発端に、自国民労働者の保護を目的とする議論が本格化することとなる。

『ラミ・ドゥ・プープル』の圧力のもと、5つの法案と決議案が下院に提出された。そのうち人民民主派により作成された決議案は、法律の新たな制定を目指すものではなく、単に外国人労働者の導入の制限を要求したにすぎず、議論の俎上にのぼることはなかつた。問題は、残りの法案がいずれも自国民労働者の保護を目的としたのにもかかわらず、その手段が異なっていたことにあつた。もっとも性格を異にしたのは、アミディウ・ドゥ・クロ（P. Amidieu du Clos）を中心とする保守派の法案である。保守派は、外国人労働者の日給から15サンチームの天引きを行い、それを通じて労働者の到来を回避することを要求した。そのうえで失業者が増える場合は、この天引き額を増加させ、失業基金の財源に役立たせることを発案したのである<sup>234</sup>。このように保守派はいわば外国人に対する課税制度の新設を要請した一方で、急進社会党、社会党、左翼共和派は、外国人労働者の雇用に関する上限比率を設けることを提案する。そもそも割当ては、1899年8月10日の政令（décret）から着想を得たものであった。国家、県、地方自治体・公共機関ごとに制定されたこの政

<sup>230</sup> *Journal officiel, Chambre des députés, Débat parlementaires*, 13 février 1931, p. 705.

<sup>231</sup> *Journal officiel, Chambre des députés, Débat parlementaires*, 11 août 1931, p. 3764.

<sup>232</sup> C. Zalc, « Xénophobie et antisémitisme dans la France des années 1930 », L. Blévis, H. Lafont-Couturier, N. Jacomijn Snoep et C. Zalc (dir.), 1931. *Les étrangers au temps de l'Exposition coloniale*, Paris, Gallimard, 2008, p. 112.

<sup>233</sup> Schor, *L'opinion française*, p. 589.

<sup>234</sup> *Journal officiel, Chambre des députés, Documents parlementaires*, Projet de loi n° 5558, déposé à la séance du 12 novembre 1931, pp. 142-143 ; G. Daulatly, *La main-d'œuvre étrangère en France et la crise économique*, Thèse de droit, Paris, F. Loviton, 1933, pp. 84-85 ; Schor, *L'opinion française*, p. 589.

令は、当時の商務・産業大臣の名から「ミルラン政令」と呼ばれ、公共事業に携わる企業に外国人労働者の割当てを設置することを義務づけていた<sup>235</sup>。各政党は、公共事業を行う企業のみを対象とした1899年政令の範囲を民間企業に拡大することを企図したのである。

しかし、いかなる産業を対象とするのか、さらにはその比率をどのように設定するのかという問題をめぐり各政党の見解は異なっていた。もっとも厳格な措置を提案したのは急進社会党である。理由書のなかで、1899年政令の「規定は、私的企業に適用することが不可能であり、またその点について労働法は雇用主による雇用の自由を規制していない」と記し、労働大臣は外国人労働者が正規の身分であるかどうかを確認することが可能であったとしても、彼らを好んで使用する雇用主に対して非公式なかたちでしか介入できないことを急進社会党は問題視した。そしてこの政党は、規制の対象を工業、商業、さらには労働力不足の状態が続いている農業にも広げることを提案するとともに、外国人労働者の雇用比率の上限を10%に設定し、違反した場合の罰金制度まで定めることを要求した<sup>236</sup>。全産業が法律の対象となり、10%という数値が設置されることに関しては、翌年5月の選挙で急進社会党と連携を組む社会党も同調を示し、ラマディエ（P. Ramadier）を始めとする社会党の議員は、外国人労働者の比率が10%を超える場合、新規雇用を企業に禁止することを要求する。加えて、社会党は法律の公布以降、特定の期日まで外国人労働者の入国を禁止することも提案した<sup>237</sup>。

こうした社会党の対応が多くの批判や中傷にさらされたことは注目に値する。共産党の機関紙は、社会党の法案が「ファシストによってかき立てられた外国人嫌いの傾向を強め」、さらには「労働者階級を二つに分裂させ、双方を対立させる」原因となると指摘し、社会党をファシズムと結びつけて激しく非難した<sup>238</sup>。他方、王党派の日刊紙は、社会党の決定はその党員が階級よりも国民の原則を優先したことを意味していると指摘し、王党派が重視してきたその原則を採用するようになったことを、皮肉をこめて揶揄した<sup>239</sup>。これに対するブルム（L. Blum）の弁明は以下の通りである。

<sup>235</sup> Ponty, *L'immigration dans les textes*, pp. 79-80；渡辺『エトランジェのフランス史』、84頁。

<sup>236</sup> *Journal officiel, Chambre des députés, Documents parlementaires*, Projet de loi n° 5565, déposé à la séance du 12 novembre 1931.

<sup>237</sup> *Journal officiel, Chambre des députés, Documents parlementaires*, Projet de loi n° 5658, déposé à la séance du 17 novembre 1931；Daulatly, *La main-d'œuvre étrangère en France*, pp. 79-101；Schor, *L'opinion française*, pp. 589-590.

<sup>238</sup> *L'Humanité*, 19 novembre 1931.

<sup>239</sup> *L'Action Française*, 19 novembre 1931.

彼ら（社会党員）が議会やそれを通じて世論に提案したのは、的確で実践的な救済手段の総体である。その救済手段は、現実から直接引き出されたものであり、おそらく不十分かつ不完全なものであろう。しかしそれは労働者の苦しみにただちに安らぎをもたらすことが可能なのである<sup>240</sup>。

すなわち、ブルムは社会党の法案が「われわれの理想に見合ったものではない」ことを認めながらも、自国の労働者の利益を守るために「経験主義的な救済手段や不完全な妥協策」を採用することに理解を求めたのである。こうした主張は自国民労働者の雇用を優先して守ろうとした社会党の姿勢を如実に表しているといえる。

このように急進社会党や社会党は自国民労働者の利益を重視し、一律の比率を定めることを提案したのに対して、左翼共和派は企業家、実業家の利益を考慮に入れ、より柔軟な制度を提出した。ド・タスト（L. de Tastes）を中心として作成された法案によれば、この集団は外国人労働者を排除すれば、国民経済に大惨事を引き起こしかねないことを懸念し、一律の比率を定める案を退けた。そのうえで、外国人を短期労働者、非正規労働者、長期滞在の正規労働者といった三つのカテゴリーに区分し、とくに第三のカテゴリーの外国人に対する法的手段の必要性を左翼共和派は説いた。そしてこれらを踏まえ、工業と商業を対象として外国人労働者の比率を職業ごとに政令によって定めることを提案したのである<sup>241</sup>。

この一連の法案は、1931年11月末に下院の労働委員会で審議され、新たな法案が準備される。労働委員会が着想を得たのは、左翼共和派の法案からであった。まず労働委員会は、保守派の案を課税制度の新設により移民の流入を自動的に抑制するものとして解釈し、早急な必要に応じるには実践的ではないとして棄却した。次に外国人労働者の雇用の最大比率を定めるという急進社会党の法案に対しては、国民経済の動きに応じて私的産業の需要は変化することを理由に、時期に見合った措置を講じられるよう行動の自由を政府に残すことが好ましいと考えた。また同様の理由で、外国人労働者の入国を禁止しようとする社会党の法案も労働委員会は拒否した<sup>242</sup>。要するに委員会は、労働力の喪失を懸念する実

<sup>240</sup> *Le Populaire*, 20 novembre 1931.

<sup>241</sup> *Journal officiel, Chambre des députés, Documents parlementaires*, Projet de loi n° 5567, déposé à la séance du 12 novembre 1931.

<sup>242</sup> *Journal officiel, Chambre des députés, Documents parlementaires*, Rapport fait au nom de la commission du travail chargée d'examiner les propositions de loi n° 5755, déposé à la séance du 26 novembre 1931.

業家の慎重な態度を考慮して、一律の比率を定める案を退け、産業や職業ごとに政令により比率を決定する案を採用したのである<sup>243</sup>。その結果、労働委員会の法案第二条は以下のように作成された。

先の条項（第一条）の適用対象ではない工業や商業の民間企業に関して、そこで雇用される外国人労働者の比率は政令によって決めることとなる。この比率は、職業、産業、商業および職業カテゴリーごとに、全国的にあるいは一地方に対して定められる。万一の場合は、政令は期限を定め、その期限内に、この比率は一度に、あるいは数回にわたって決められた値に引き下げられる。これら政令は強制的に公布されるか、もしくは一つあるいは複数の雇用主組織、労働者組織、全国組織、地方組織の要請で公布される。いずれにおいても、関連する雇用主組織、労働者組織、全国労働力審議会は対応を求められることになる。それら組織は期限内に見解を述べなければならない<sup>244</sup>。

しかしながら、第二条の作成の背後には、経営者層に対する配慮だけでなく、外務省の介入があったことも注意しなければならない。というのも、外務省は下院に諸法案が提出されると、外国人労働者の雇用制限に関する措置が国際条約に反する可能性があると指摘し、労働大臣や商務・工業大臣に圧力をかけていたからである<sup>245</sup>。このとき、外務省が気にかけたのは、イタリアやポーランドと結んだ労働条約や移民協定ではなく、19世紀以来、さまざまな諸国と締結した国際条約の存在である。とりわけ外務省は、職（métier）や工業・商業の職業（profession）に従事するために入国する締結国出身者に国民と同様の権利を認める 1910 年 2 月 9 日フランス・デンマーク条約、1862 年 1 月 7 日フランス・スペイン条約、1882 年 2 月 23 日フランス・スイス条約に反することを問題視した。これら条約の措置は最惠国条項によって多くの国々に適用されており、諸外国の反発を回避する必要を外務省は両大臣に訴えたのである。この外務省の見解を労働委員会は考慮に入れ、外国人労働者の雇用比率を採用しつつも、法律に「絶対的な柔軟性」を持たせることができる

<sup>243</sup> Blanc-Chaléard, *Histoire de l'immigration*, p. 40.

<sup>244</sup> *Journal officiel, Chambre des députés, Documents parlementaires*, Rapport fait au nom de la commission du travail chargée d'examiner les propositions de loi n° 5755, déposé à la séance du 26 novembre 1931.

<sup>245</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/51, Lettre du ministre des affaires étrangères au ministre du travail, 19 novembre 1931 ; Lettre du ministre des affaires étrangères au ministre du commerce de l'industrie, 24 novembre 1931.

ようには、その比率を職業、産業、地域ごとに政府が定める案を採用したのである<sup>246</sup>。このことは、国際的に保護主義の傾向が強くなるなかで、フランスは自国民労働者の保護を目的とした法律の制定に着手しながらも、国内問題が外交問題に転化しないように配慮したことの意味している。急進社会党や社会党の法案で示されたように、外国人労働者の雇用比率を10%と定めれば、排除のための明確な基準を創設することになるため、フランスは基準を曖昧にすることで諸外国の批判を逃れようとしたのである。

## 2. 産業界の対応と1932年8月10日法の成立

下院の労働委員会が作成した法案は、1931年12月3日の全国労働力審議会で議論の俎上にのせられたが、審議会は抜本的な修正を求めて、同月15日には下院で法案の採決が開始された<sup>247</sup>。ここでは、外国人労働者の割当てを定めること自体に大きな反発は生じなかったものの、以下の三つの修正が加えられたことが重要である。

第一は、公共事業の関連企業における外国人労働者の雇用比率を10%に定めることである。労働委員会の法案第一条では、公共事業取引や供給取引に関する入札心得書(*cahier des charges*)および営業認可(*concession*)や請負の契約に関する入札心得書は、工事現場や作業場で雇われる外国人労働者の比率を明確にし、この比率は管轄の公的職業紹介局との相談のうちに定められると記されていた。この点に関して社会党と社会共和党の議員は、外国人労働者の雇用比率が高く設定されれば、自国民労働者が不利益を被ると考え、当時、彼らが一般的であったとする10%という比率を公共事業関連企業に課すことを要請した。この案に対してランドリーは留保を表明したが、社会共和党の代議士ブランドン(R. Brandon)は、労働者に最低賃金(*un minimum vital*)を保証するためにも、10%という比率を定める必要があると訴え、最終的に「この比率は10%を超えてはならない」という文章が第一条に加えられこととなった<sup>248</sup>。

第二は、同じく労働委員会の法案第一条には「営業認可を受けた公共サービスでは、この比率は5%を超えることはできない」と記されたのに対して、営業権を獲得した企業

<sup>246</sup> *Journal officiel, Chambre des députés, Documents parlementaires, Projet de loi n° 5755, déposé à la séance du 26 novembre 1931.*

<sup>247</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/51, Communication du 3 décembre 1931 de L. Dumat, au sujet de son rapport sur les différentes propositions relatives à la protection de la main-d'œuvre nationale ; 11/ACN/2/69, Compte rendu des travaux du Conseil national de la main-d'œuvre et de la Commission permanente depuis le 15 mai 1931 ; Daulatly, *La main-d'œuvre étrangère en France*, p. 112.

<sup>248</sup> *Journal officiel, Chambre des députés, Débats parlementaires, 1<sup>ère</sup> séance du 21 décembre 1931*, p. 4696.

に代わって活動する私企業も 5%という上限の適用対象に含んだことである。この点を要望したのも社会主義者であり、ラマディエは公共サービスに関する業務を落札した私企業も、この第一条の対象とすべきであるとし、その意見が採用されることとなった<sup>249</sup>。

第三は、労働委員会の法案第三条では、外国人労働者が入国する際に許可を事前に取得することを義務づけるとしたが、その許可が拒否されることのないカテゴリーを定めたことである。そのカテゴリーとは、(1) フランス人女性の配偶者、(2) 連合軍の退役軍人、(3) 政治亡命者 (*exilé politique*)、(4) フランス人児童の父親、(5) 1898 年法に基づき年金を受給する重度の労災被害者である。この点については、政治難民の定義を問う労働大臣や連合軍の退役軍人を含むことに異議を唱えた政府代表者の反発にもかかわらず、左右問わず複数の政党の法案が組み合わされたものであったことから可決され、第三条に付け加えられた<sup>250</sup>。そして以上のような三つの修正を経て法案は、社会党と共産党が棄権しつつも<sup>251</sup>、反対票なく可決されるに至った<sup>252</sup>。

法案は全国労働力審議会に再び提出された後、1932 年 7 月に上院で議論なく可決され、1932 年 8 月の公布に至る。結果として、上院に上程されるまでに半年以上を要したため、このことは世論が不満を募らせる要因となった<sup>253</sup>。しかし留意しなければならないのは、この間に下院の法案が全国労働力審議会で否決され、上院は審議会の助言のもと、労働委員会の法案を採決したという事実である。すなわち、最終的に成立した法案に下院の議論は反映されなかつたのである。そして全国労働力審議会を通じて下院の法案を問題視したのが雇用主組織にはかならなかつた。ここで雇用主組織が審議会に提出した文書を分析し、産業界の見解を確認しておきたい。

全国労働力審議会に抗議文書を提出したのは、冶金・鉱山業連合 (Union des industries métallurgiques et minières) と公共事業企業家組合 (Syndicat des entrepreneurs de travaux publics de France) である。両組織の批判は下院による修正箇所に集中していた。まず冶金・鉱山業連合は、その理由を次のように述べている。公共事業に関連する企業に 10%という比率を課すことは、実態やフランス人労働者への代替の可能性に応じたものではない。と

<sup>249</sup> *Ibid.*, pp. 4696-4697.

<sup>250</sup> *Journal officiel, Chambre des députés, Débats parlementaires*, 2<sup>e</sup> séance du 21 décembre 1931.

<sup>251</sup> 社会党は、農業が対象外であること、また自国民労働者と外国人労働者の同一賃金に関する条項が加えられなかつたことを理由に棄権し、共産党はそもそも労働者階級をフランス人と外国人を区別することに反発していたため棄権した。

<sup>252</sup> *Journal officiel, Chambre des députés, Débats parlementaires*, Annexe au procès-verbal de la 2<sup>e</sup> séance du 21 décembre 1931.

<sup>253</sup> Bonnet, *Les pouvoirs publics français*, p. 275 ; Schor, *L'opinion française*, p. 591.

くに重視すべきは、熟練労働者の不足である。現状でさえ工場は、必要な熟練労働者を自己国民労働者のなかから見つけることが困難であり、また法律が適用されれば、彼らとともに働く労働者も解雇することになり、さらなる失業の悪化が懸念される。加えて、公共サービスに関する私的企業に 5%という比率が適用されれば、民間の金属企業が鉄道資材を供給する際にそれを遵守しなければならず、混乱が生じることとなる。以上から、第一条に対する二つの修正箇所を元に戻すことを冶金・鉱山業連合は要求した<sup>254</sup>。

公共事業企業家組合も、冶金・鉱山業連合と同様に、フランス人労働者への代替の困難と熟練労働者の不足を理由として、第一条における下院の修正箇所に反対の意を述べた。この雇用主組織は 1926 年のセンサスを引き合いに出し、下院の法案と実態との乖離を強調した。要するに、土木事業に従事する外国人労働者の比率は 20%ほどであり、なかでもアルプ・マリティーム県では 61.8%に達していたのであり、1932 年の時点で大きな変動がないとすれば、土木事業に対する 10%の適用は極めて困難であった（第 4-7 表を参照）。それを強調したうえで、代替の困難と熟練労働者の不足に関して、次のように述べている。

骨の折れる仕事では、労働者は、職業的な専門性を身につけることなく、体力や忍耐力を発揮しなければなりません。こうした仕事がフランス人労働者のやる気を失わせていることはたしかです。彼らは、中欧の同僚たちよりもよい教育を受け、知識も多くもっているのです。こうした仕事でさえ、専門性は必要とされます。ですから、土木工事をするにはシャベルやつるはしを人にもたせれば十分と考えるのは大きな間違いなのです<sup>255</sup>。

さらに公共事業企業家組合は、下院により修正が加えられた第三条も問題にした。外国人労働者に作業場が閉ざされているときに、連合軍の退役軍人や政治難民に労働許可を付与するぐらいならば、ただ単に 1926 年法の条項を維持するだけでよいのではないかと疑問を投げかけたのである。

<sup>254</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/69, Note de M. Pichon sur les modifications apportées au projet de loi sur la main-d'œuvre étrangère, sans date.

<sup>255</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/69, Rapport du Syndicat des entrepreneurs de travaux publics de France sur le projet de loi tendant à la protection de la main-d'œuvre nationale voté par la Chambre des députés, 31 décembre 1931.

第 4-7 表：各県の土木作業・石材建設における外国人の割合（1926 年）

	就業人口	外国人労働者	割合 (%)
セーヌ県（パリ）	71,000	13,589	19
セーヌ県（パリ郊外）	40,000	8,819	22
セーヌ県・オワーズ県	32,000	6,322	19.7
アルプ=マリティーム県	19,500	12,113	61.8
ブーシュ=デュ=ローヌ県	19,500	5,878	30
ローヌ県	18,500	4,280	23.1
エヌ県	19,000	3,931	20.7
ノール県	40,500	7,993	19.7
パ=ド=カレ県	24,500	4,633	18.8

出所： AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/69, Rapport du Syndicat des entrepreneurs de travaux publics de France sur le projet de loi tendant à la protection de la main-d'œuvre nationale voté par la Chambre des députés, 31 décembre 1931.

こうして冶金・鉱山業連合と公共事業企業家連合は、社会党議員の発言により修正された下院の法案が実際の労働需給に対応していないことを問題視し、労働委員会の法案に戻すように訴えた。この要請は1932年2月の全国労働力審議会において全員一致で採択され、審議会は労働委員会の法案を上院に提出した<sup>256</sup>。そして上院はこの法案を採用、可決することになる<sup>257</sup>。このことは、1932年8月法は自国民労働者の保護を目的としながらも、外国人労働者を必要とする産業界の利益が考慮されたものであったことを示している。換言すれば、この法律は外国人排斥を訴える世論の圧力を背景として議論が開始されたのにもかかわらず、最終的には外国人労働者を必要とする産業の利益を脅かさないように配慮がなされたのである。加えて、産業界の意向は法律の適用過程にも影響を及ぼすこととなる。というのも主要な工業部門の雇用主層が雇用比率の設定を躊躇したため、法律の適用が順調には進まなかつたためである。次節では、1932年法の適用過程の分析を通じて労働市場の不均衡が顕在化し、移民政策の抜本的な改革が求められる経緯を明らかにする。

<sup>256</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/69, Procès-verbal de la Commission permanente du Conseil national de la main-d'œuvre, séance du 26 février 1932.

<sup>257</sup> *Journal officiel, Sénat, Documents parlementaires*, Rapport fait au nom de la commission du commerce, de l'industrie, du travail et des postes, chargée d'examiner la proportion de loi, adoptée par la Chambre des députés n° 626, déposé à la séance du 30 juin 1932 ; *Journal officiel, Sénat, Débats parlementaires*, séance du 12 juillet 1932.

### 第3節 労働市場の不均衡と外国人労働者の雇用実態

#### 1. 1932年8月10日法の適用過程

1932年8月法は、外国人労働者の雇用比率を定める政令の施行を通じて工業と商業で適用されることになった。1932年後半には失業者数がいっそう増加したことから、とりわけ労働組合は1932年法の早急な適用を期待した。にもかかわらず、政令の公布は順調には進められず、1934年11月までに施行された政令の数は72にすぎなかった。さらに政令は外国人労働者が多く雇われた工業部門に適用されたのではなく、音楽家、劇場従業員、ホテル従業員あるいは、皮革産業、製靴産業、帽子製造業の労働者を対象としたものであった<sup>258</sup>。実は、このような第三次産業や伝統的な消費財部門では、失業の脅威が及ぶ前から外国人の過剰供給に関して不満が述べられていた。たとえば、1926年の時点でホテル・レストラン支配人専門協会（Association technique des directeurs français d'hôtels et restaurants）は、外国人労働者を規制する措置がホテルやレストランなどの支配人に適用されるように労働大臣に要請していた<sup>259</sup>。したがって、1932年8月法は、以前から外国人の過剰な状態に不満を募らせていた産業から適用されたのであり、鉱山業、製鉄業などの工業部門では雇用比率が定められないままであった。

1932年8月法の適用が遅れた理由としては、労働大臣と主要な産業の経営者層の消極的な姿勢に求めることができる。何より政令を作成するためには、労働大臣が調査の実施を決定し、関連する雇用主組織と労働者組織は労働大臣に見解を知らせ、全国労働力審議会で承認を得る必要があった。しかし、1933年1月まで労働大臣を担ったダリミエ（A. Dalimier）や彼の後任者たちは、「賢明かつ慎重に、また節度をもって」行動することを望み、政令の公布に積極的ではなかった。また経営者層は、比率を下げようとする労働者代表に反発し、より高い比率の策定を要請したため、多くの場合両者の間で折り合いがつかず、公布に関する手続きが進まなかつたのである<sup>260</sup>。

だが、1934年11月のフランダン（P.-E. Flandin）内閣の成立をきっかけとして政令数は著しく増加する。というのも、同年11月20日に開かれた閣議で、以後政府は職業団体の

<sup>258</sup> Bonnet, *Les pouvoirs publics français*, p. 279 ; Schor, *L'opinion française*, pp. 591-592.

<sup>259</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/51, Lettre du ministre du travail au président du conseil, 15 avril 1926.

<sup>260</sup> Schor, *L'opinion française*, p. 594.

見解を待たずに、強制的に政令を公布することを決定したためである<sup>261</sup>。結果は、政令数の急激な増加に表れ、2年間で建設業、公共事業、金属業、化学産業などを対象に 553 の政令が公布されるに至った<sup>262</sup>。さらにフランダン政府は、1932年8月法の適用だけでなく、外国人労働者の入国規制や送還も積極的に推進した。政府は労働者に対して新規の身分証の発行を認めないことを決定し、同時に更新についても厳格化した。外国人労働者が失業救済を申請する場合、正規の身分を証明する必要があったことから、政府の厳格な対応は、外国人から失業給付を受ける権利を奪うものであった。仕事を失い、失業給付を得られない外国人に対する送還は、当時の労働大臣ジャキエ（P. Jacquier）によって SGI の関連組織に委ねられ<sup>263</sup>、1935 年の出国数は前年比 1.68 倍となる。当初は消極的であった炭鉱の経営者も 1934 年に政府の圧力のもとでポーランド人の解雇、送還を押し進め、ノール県とパ=ド=カレ県の炭鉱ではこの年だけで 5 千人ほどのポーランド人労働者が帰国した。

しかしながら、規制強化を図る政府や議会に対して産業界から不満が述べられたことは看過すべきではない。実際のところ、外国人労働者を解雇した場合に生産活動に及ぼされる影響を強く懸念した雇用主組織もあり、こうした声は諸大臣に届けられていた。たとえば、梳毛業組合は 1934 年 11 月末に労働大臣と外務大臣に宛てた書簡のなかで、フランス北部の梳毛業ではベルギー人労働者の存在が依然として不可欠であることを強調し、次のように記している。

梳毛業は膨大な数の外国人労働者、とくにベルギー国籍の労働者を絶えず使用していました。このことはベルギー人労働者に対する雇用主の特別な愛情によるものではなく、骨の折れ、危険な梳毛の仕事の一部をフランス人労働者が、とくに冬期に放棄するためです。それはベルギー人によって担われています。証拠はこの数ヶ月もなお梳毛の経営者たちが職業紹介局に問い合わせなければならなかった際に繰り返し提出されてきました。フランス人労働者が、働いて数日後、それどころか数時間で作業場

<sup>261</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/72, Procès-verbal de la Commission permanente du Conseil national de la main-d'œuvre, séance du 1<sup>er</sup> décembre 1934.

<sup>262</sup> Bonnet, *Les pouvoirs publics français*, p. 279 ; Schor, *L'opinion française*, p. 593.

<sup>263</sup> SGI の関連組織とは、「旅行代理店連合（Union des Agences de voyage）」を指し、株式の 33% を SGI が、37% を SGI のデュアメルが所有する「統合輸送団体（Association des Transports groupés）」により創設されたものである。この組織への委託は、1930 年代もなお労働省と SGI の密接な関係が維持されたことを示唆している。Bonnet, *Les pouvoirs publics français*, pp. 296-297.

を離れたことは非常に頻繁に確認されているのです<sup>264</sup>。

加えて梳毛業組合は、ベルギーの毛織物業者との間で結ばれた協定（accord）を引き合いに出し、フランスがベルギー人労働者を規制したり、身分証の更新を急に拒否したりする場合、ベルギー側がフランス製品の輸入に対する報復措置を講じることへの懸念を示した。この点に関して梳毛業組合は次のように述べている。

実際にさまざまな諸国と結ばれた労働力に関する国際協定を考慮しなければなりません。われわれとしては、こうした協定が解消されれば、その恩恵をうける国々は輸入品に対して報復措置をとるに至るだろうと考えています。すなわち、最初にフランスの毛織物製品が犠牲になるのです<sup>265</sup>。

このように梳毛業組合はベルギー人労働者の必要性や諸外国による報復措置を強調することによって、外国人労働者の過度な規制を避けるよう行政側に訴えかけた。こうした梳毛業組合の対応は、産業界において決して例外的であったわけではない。たとえば、1934年12月に外国人労働者の雇用に対する課税の設置を目指す法案が議会に提出された際に、アルデンヌ県のシャルルヴィル商業會議所はこの法案に抗議したのだが、その理由として企業負担の増加、ベルギーとの友好関係の維持とともに強調したのが、自国民労働者の調達が難しいアルデンヌ県の地理的環境であった<sup>266</sup>。すなわち、多くの産業は規制自体には理解を示しつつも、外国人労働者をフランス人失業者に代替することが困難であることを理由として過度な規制には反発していたのである。したがって、第2節で考察したように、1932年8月法に関する議論のなかで冶金・鉱山業連合と公共事業企業家組合が強調したフランス人労働者と外国人労働者の代替の不可能性は、法律の適用過程で顕在化したといえる。以下では、労働市場の状況を踏まえ、外国人と自国民の代替の問題がどのような様相を呈していたのかを検討する。

<sup>264</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/51, Rapport du Syndicat des peigneurs de laines au ministre du travail sur la question des ouvriers étrangers occupés dans l'industrie du peignage, sans date.

<sup>265</sup> Ibid.

<sup>266</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/51, Extrait de la délibération de la Chambre de commerce de Charleville du 14 décembre 1934.

## 2. 自国民労働者と外国人労働者の代替の困難

1934年11月のフランダン政府の決定は、産業界の反発を引き起こしたばかりでなく、各新聞で大きく扱われた。とりわけこの決定を重く受けとめたのが財界紙『ル・タン』(Le Temps)である。同紙は「あまりにも単純な解決策」を採用すれば、「われわれの国民経済を害することになる」とし、外国人労働者の規制を強化しようとする政府を厳しく批判した<sup>267</sup>。その理由として同紙は、「多くの職、とくに専門的な職において、彼ら（雇用主）はフランス人労働者を見つけることができない」こと、さらに「それはわれわれの失業者の多くが（これは容易に理解できることだが）引き受けたがらない仕事である」ことを指摘した。それゆえ、「実際に多くの場合、フランス人失業者によって外国人労働者を代替することは不可能であろう」と強調し、「採用する措置がどのようなものであれ、政府は効率性について幻想を抱いてはならない」と訴えたのである。またその三週間後に『ル・タン』は、パリ近郊で小規模工場を営んでいる外国人の読者から寄せられた声を紹介し、彼の古くからの協力者の労働許可がおりず、このことが家族を養うフランス人労働者約50人の失職を招きかねないことを指摘した。そして同紙は行政が労働者の質を考慮しないことこそが、外国人労働者の割当ての支障の一つであると示した<sup>268</sup>。

以上のような『ル・タン』の主張や、前節で引用した雇用主組織の抗議文書からは、次の二点を確認することができる。第一は、フランス人は失業しても非熟練労働者になりたがらず、労働条件・環境の悪い工場や作業場は新たに労働力不足に陥りかねなかつたことである。19世紀末以降、労働者階級にマルサス主義が浸透したフランスでは、フランス人の多くは労働者になるよりもホワイトカラー(employé)の仕事に就くことを好む傾向にあり、非熟練労働者や半熟練労働者の不足は深刻化していた<sup>269</sup>。こうした不足する労働力を補完したのが外国人であり、フランス人は失業しても前職より待遇の悪い仕事に就きたがらなかつたのである。

第二は、外国人のなかに熟練労働者も含まれ、彼らとフランス人労働者との代替もまた難しかったことである。実際のところ、当時の統計には資格に応じた外国人労働者の分布に関する情報が記されていないため<sup>270</sup>、熟練労働者、半熟練労働者、非熟練労働者としてどれほどの外国人、あるいは帰化した人が働いたかは明らかにされていない。こうした資

<sup>267</sup> Le Temps, 22 novembre 1934.

<sup>268</sup> Le Temps, 14 décembre 1934.

<sup>269</sup> Noiriel, *Les ouvriers dans la société française*, pp. 125.

<sup>270</sup> Ibid., p. 133.

料的制約のなかで、外国人の資格に関しては、1920年代に金属業で行われた調査から実態の一端を知ることが可能である。この調査は1924年初めにフランス全土に分散する金属工場258カ所で、およそ6万1,100人の外国人労働者を対象として行われたものである<sup>271</sup>。そのうち100人以上の外国人を雇う工場には4万7,300人ほどが配置されており、彼らの分布は第4-8表に記した通りである。この表によれば、非熟練労働者と熟練労働者の比率はそれぞれ64%、36%であり、国籍に応じて熟練労働者の比率が高まることが分かる。

第4-8表：製鉄工場における外国人労働者の分布（1924年）

国籍	非熟練労働者		熟練労働者		合計
イタリア人	10,007	68.90%	4,507	31.10%	14,514
北アフリカ出身者	5,648	84.13%	1,065	15.87%	6,713
ポーランド人	4,352	74.24%	1,510	25.76%	5,862
スペイン人	2,867	72.19%	1,104	27.81%	3,971
ベルギー人	2,052	33.91%	3,999	66.09%	6,051
ロシア人	1,487	56.17%	1,160	43.83%	2,647
ポルトガル人	1,009	85.36%	175	14.64%	1,184
チェコ人	396	55.85%	313	44.15%	709
イギリス人	7	4.86%	134	95.14%	141
その他	2,477	45.10%	3,007	54.90%	5,484
合計	30,302	64.10%	16,974	35.90%	47,276

出所：A. Pairault, *L'immigration organisée et l'emploi de la main-d'œuvre étrangère en France*, Paris, Presses universitaires de France, 1926, p. 180.

またウアリによれば、外国人の熟練労働者の存在は建設業にも見られる。1922年9月に罹災地域の再建に携わった外国人の建設労働者13万5,000人のうち、57%が熟練労働者であった<sup>272</sup>。以上は実態の一端にすぎないが、この数字を踏まえれば、非熟練労働者、半熟練労働者の定着が進み、実践を通じて彼らが専門的な知識や技能を身につけたケースも想定することができ、恐慌期もなお多くの熟練労働者が働いていたと推測することは可能であろう。フランス人を惹きつけることの困難な産業は専門的な技能や知識を要する職種においても外国人を導入していたのである。

もっとも1920年代において鉄鋼、機械、自動車、化学、鉱山、建設などの産業では合理

<sup>271</sup> Pairault, *L'immigration organisée*, pp. 179-180.

<sup>272</sup> W. Oualid, « The occupational distribution and status of foreign workers in France », *International Labour Review*, vol. 20, n° 2, 1929, p. 177.

化・機械化が推進され、このことは当該時期の経済発展に大きく寄与した<sup>273</sup>。だが、機械化の進展は、修理、組立、仕上げの作業における熟練労働者の新たな需要を生みだし、その確保は各産業において非熟練労働者の獲得とともに課題の一つであり続けた。とくに 20 世紀初頭以降、徒弟が社会的上昇の手段として機能することが難しくなり、また労働者の高齢化が進むなかで、熟練労働者の不足は深刻なものとなっていた<sup>274</sup>。こうした状況において外国人労働者の大部分は非熟練労働者として導入されたわけだが、一部は熟練労働者の需要を満たしていたのであり、実態としては自国民と外国人の棲み分けは明確ではなかったと考えられる。

しかしながら、熟練労働者の需要に関する産業界の声に政府がすぐに対応したわけではなかった。興味深いことに、そのきっかけとなるのは 1936 年 6 月の週 40 時間労働法の成立である。人民戦線による社会改革の重要な成果として位置づけられる週 40 時間労働法は、その適用を通じて労働時間の短縮による失業者の再雇用が期待された一方で、製鉄業、鉄鉱業、炭鉱業に生産制限を余儀なくさせる結果をもたらした。その要因として挙げられるのが熟練労働者の不足である。一定の部門では失業者のなかから熟練労働者を補充できず、結果としてこの法律は景気回復の阻害につながったのである<sup>275</sup>。

法律の適用をめぐり労使間の対立が繰り広げられるなかで、国民経済評議会が失業者の職業教育とともに企図したのが外国人の熟練労働者の導入であった。ここで定められた方針は以下の通りである。(1) 週 40 時間労働法の適用により新たに生じる雑役労働者の仕事は、職業教育に適さないフランス人失業者が引き受けなければならない。(2) 農作業に関しては、かつて従事したことのある都市のフランス人失業者を送り、移民は規制することが好ましい。(3) しかし、熟練労働者については、法律の適用はその早急な増加を必要とするため、外国人の熟練労働者の導入が認められる<sup>276</sup>。すなわち、国民経済評議会は數十

<sup>273</sup> Noiriel, *Les ouvriers dans la société française*, pp. 128-131.

<sup>274</sup> 20 世紀前半の徒弟制や職業教育制度に関しては、清水克洋「20 世紀フランスにおける「徒弟制度の危機」—労働審議会調査『徒弟制』(1902 年) の検討を中心に—」『企業研究』第 5 号、2004 年；同「19 世紀末・20 世紀初頭フランスにおける「職」の概念」『商学論纂』第 48 卷 5・6 号、2007 年；同「20 世紀初頭フランスにおける徒弟制、理念、制度、実態—フランス労働局 1899-1903 年調査の検討—」『商学論纂』第 50 卷 1・2 号、2009 年；カトリーヌ・オムネス「20 世紀初頭のフランス製造業における職業教育訓練と技能」『大原社会問題研究所雑誌』第 637 号、2011 年を参照。

<sup>275</sup> A. Chatriot, « Débats internationaux, rupture politique et négociations sociales : le bond en avant des 40 heures », P. Fridenson et B. Reynaud (dir.), *La France et le temps de travail, 1814-2004*, Paris, Odile Jacob, 2004 ; 廣田、前掲書、292-293 頁；竹岡、前掲書、406 頁。

<sup>276</sup> Brissaud, *La main-d'œuvre et le chômage, I. La sélection et la rééducation professionnelles des chômeurs*, Melun, Imprimerie administrative, 1937, pp. 40-42.

万人にのぼる求職者の職業紹介と不足する熟練労働者の供給を両立するために、後者に関しては、外国人労働者の導入により実現することを企てたのである。

また労働省も、週 40 時間労働法の成立以降、実業家から伝えられる熟練労働者の不足の問題に応じるために熟練労働者に限定して外国人の導入を再開することを決定した。具体的にはこれは 1937 年 1 月 22 日通達のなかで定められ、以後、鉄鉱業、炭鉱業、製鉄業で働いた経験があり、恐慌期に農業労働に従事している外国人の職業紹介や熟練労働者の国外からの導入が積極的に進められることとなる<sup>277</sup>。このような諸決定は、国民経済評議会も労働省も単に数的な規制を行うのではなく、労働市場の不均衡を是正すべく外国人労働者の質を重視するに至ったことを意味している。別言すれば、非熟練労働者の規制は継続する一方で、技能の習得に時間のかかる熟練労働者については外国人を導入するようになったのである。

以上のように、1932 年 8 月法により外国人労働者の雇用規制が目指されたが、その適用過程で、自国民労働者との代替は困難であるという判断が下された。とくに一定の工業部門では熟練労働者をフランス人失業者のなかから補充することが難しく、このことは 1932 年法の適用を妨げる障害となった。そして代替困難な実態は改善されず、むしろ 1936 年の週 40 時間法の適用のなかで深刻化することとなる。そのため、政府は熟練労働者に限って導入を認めるように方針の転換を図った。他方で、この時代は政治難民の流入が急速に増加した時代でもあり、政府は技能や専門性に応じて労働者を区別するだけでなく、経済移民と政治難民を識別する必要に直面した。しかしこの実現には関連省庁間の連携を強め、首尾一貫した移民政策を行わなければならなかった。1920 年代に頓挫した移民政策の改革に関する議論が、人民戦線期に再開することとなる。

## 小括

1930 年代のフランスでは、失業状況の悪化とともに外国人労働者の規制や送還が行われた。こうした実践は労働省によって担われ、なかには解雇を躊躇った産業も見られたが、全体としては 1931 年以降、工業への導入数の減少と出国数の上昇という結果となった。フランスの失業対策では他国のように雇用数を増やすことよりも、外国人労働者を解雇、規

<sup>277</sup> AMAE, Nantes, CII, 11/ACN/2/52, Circulaire du ministre du travail aux préfets et aux inspecteurs divisionnaires du travail et de la main-d'œuvre, 22 janvier 1937.

制することに主眼が置かれたのである。

さらに 1932 年には、自国民労働者の保護を目的とする法律が成立する。世論における外国人排斥の高まりを背景としてこの議論は開始され、共産党を除いたすべての政党が外国人労働者の雇用に上限を設けることに賛同を示した。とくに社会党は急進社会党とともに自国民労働者の雇用を守るために一律の雇用比率の設置を強く要求した。しかしこうした要求は、産業界の利益と諸外国の反発を考慮した下院の労働委員会に棄却される。さらに公共事業やその関連企業に対する一律の雇用比率の制定も社会党は要望したが、雇用主組織が全国労働力審議会を通じて抗議したため、この意見も最終案に盛り込まれることはなかった。したがって、1932 年 8 月法は自国民労働者の利益の保護が主たる目的であったのにもかかわらず、外国人労働者の雇用に依存していた産業界の要望が少なからず反映されたものであったといえる。

また産業界の意向は 1932 年 8 月法の適用過程にも影響を及ぼした。適用のためには比率に関して雇用主組織と労働組合が合意する必要があり、両者の意見を折衷することが難しかったのである。こうした産業界の態度の背景として重視すべきは、フランス人労働者と外国人労働者の代替が困難な実態である。とりわけ一定の産業は熟練労働者として外国人を雇っており、彼らをフランス人と代替することができなかつたのである。この実態は 1936 年の週 40 時間労働法の制定とともに顕在化し、以後、政府は熟練度の高い労働者に限定して導入を再開するに至る。しかし他方で、1930 年代半ばは政治難民の流入が急速に増加した時代でもあった。こうした状況から労働者の質だけでなく政治難民に関する対応できるよう移民政策の改革が求められるのである。

## 第5章 人民戦線期における移民政策の改革とその挫折

前章で考察したように、外国人労働者の雇用比率に関する1932年8月法の適用は、フランス人労働者との代替が困難であることを理由として経営者層が抵抗し、順調には進められなかつた。産業のなかには、熟練労働者として外国人を雇っていたところも多く、技能の習得に時間要する労働者を即座にフランス人で補充することはできなかつたのである。結果的に、外国人の熟練労働者の導入に関する産業界の要請は、数的な規制を重視してきた政府の対応に修正を迫ることになつた。とくに熟練労働者の不足が顕在化する1936年6月の週40時間労働法の成立以降、労働省は非熟練労働者の規制を継続しつつも、熟練労働者に関しては導入や職業紹介を再開するに至つた。政府はそれまで以上に熟練労働者と非熟練労働者を区別する職業的選別を重視するようになったのである。

他方、こうした政府の対応の変化には、急激に増加しつつあった政治難民の存在が関わっていた。当時はまだ政治難民の定義さえなされていないとはいえ、政府は彼らを経済移民と区別するとともに、両者の職業的選別、ひいては民族的選別を行う必要を認識することとなる。こうした問題に積極的に取り組み、移民政策の改革を試みたのが、1938年の第二次ショータン (C. Chautemps) 内閣のもとで移民閣外相補佐官の職 (*sous-secrétariat d'État à l'immigration*) を担つたセール (Ph. Serre) である。セールはこの新設の職に着任すると同時に、従来の移民政策の問題点を指摘し、より包括的に外国人の問題に対応することに努めた。結論を先取りすれば、第二次ショータン内閣は2ヶ月ほどしか続かず（1938年1月から3月まで）、のちのブルム (L. Blum) 内閣に移民閣外相補佐官の職が設置されなかつたため、こうしたセールの試みは一時的なものでしかなかつた。しかし、当時の議論や政策思想は、第二次世界大戦後の移民政策にも受け継がれ、この点において移民政策の歴史のなかで画期的な意味をもつものであった。

そこで本章は、人民戦線期の移民政策の改革を分析し、その歴史的特質を明らかにすることを課題とする。第1節では1930年代に排外主義が強まる経緯を概観し、人民戦線内閣の成立期に政府は外国人や難民に対していかなる対応をとつたのかを検討する。第2節では移民問題の専門家として台頭したモコ (G. Mauco) の考え方を整理したうえで、第二次ショータン内閣下で提示された移民政策の改革案を考察する。そして第3節においてその

改革に反発した行政機関の見解を検討し、1930年代末の移民政策の意義と限界を提示する。

## 第1節 ブルム内閣における移民政策

### 1. 排外主義の高まりと外国人の権利要求

前章で示したように、1930年代のフランスでは恐慌の影響を受け外国人労働者の規制、解雇、送還が行われた。その一方で、1932年から続いた暗殺事件、騒擾事件によって世論における排外主義、反ユダヤ主義が強まっていく。1932年2月、ドゥメール（P. Doumer）大統領がロシア人に殺害され、さらに1934年10月には、ユーゴスラヴィア国王のアレクサンドル1世が外相バルトゥー（L. Barthou）とともにクロアチア人により暗殺される。またウクライナ出身のユダヤ人で、フランスに帰化したスタヴィスキイがバイヨンヌの市立信用金庫で巨額の短期証券を偽造したことが発端となり、1934年2月6日に起こった騒擾事件は、極右政党やその新聞の排外主義的、反ユダヤ主義的な批判を強めることにつながったのである<sup>278</sup>。

このため、政府は外国人排斥の措置を定め、世論の不安を抑えようとした。1935年2月には、身分証の制度が修正され、交付条件は格段に厳格なものとなった。とりわけこのとき定められた政令（1935年2月6日政令）によって、他の県への転居が知事による事前の承認がなければ不可能になったことが重要である（第4条）。このことは外国人が県を移動して仕事を探すことができなくなることを意味し、事実、パ=ド=カレ県の鉱山やローヌ地方の金属工場を解雇された労働者が南西部の農業に従事するといったケースはもはや見られなくなった。また、更新が認められなかった身分証の所有者は非正規身分と見なされ、国外退去の対象となりうることも定められた（第6条）。それゆえ、数年間フランスで生活していたとしても、滞在資格の更新が認められなければ、国外退去が命じられることになったのである<sup>279</sup>。

そのうえ、1933年春にナチス・ドイツの迫害を受けた被害者が到来し、同年末には2万5,000人から3万人のユダヤ系ドイツ人がフランスに流入すると、難民もまた新たな規制の対象となる。たしかに当初は難民救済のための組織がいくつもつくられ、社会党や急進

<sup>278</sup> Schor, *L'opinion française*, pp. 633-638 ; Blanc-Chaléard, *Histoire de l'immigration*, p. 42 ; Noiriell, *Immigration, antisémitisme et racisme en France*, pp. 375-391 ; 中木康夫『フランス政治史（中）』、未来社、1975年、63-67頁；渡辺『エトランジェのフランス史』、134-135頁。

<sup>279</sup> Ponty, *L'immigration dans les textes*, pp. 196-198.

社会党の議員たちは人権同盟に属する専門家や知識人とともに積極的にユダヤ人救援の活動を行っていた。内務大臣も1933年4月20日付の通達を通じて、難民が彼らの身分を告げるだけで国境を通れるように各知事に要請する<sup>280</sup>。しかし、一ヶ月後に偽装難民が次第に多くなっていることが報告されると、大量の流入を懸念した内務大臣は方針を変え、8月には「ドイツを追われたユダヤ人のフランスへの導入は、極めて慎重に避けられなければならない」と命じるに至った。当時は国内的にも国際的にも難民の地位に関する定義がなされておらず、このことが政府の恣意的な判断を可能にしたのである。そしてフランダン政府は、庇護権が労働権を伴わないことを正式に認め、難民は新たな規制の対象となつた<sup>281</sup>。

このように外国人や難民の規制を強める政府に対して、左派からの批判や抗議がなかつたわけではないが、主義主張の相違からまとまった抗議運動には発展しなかつたことに留意しなければならない。まず労働者の自由な移動を要求していた共産党は、規制により労働者階級を分裂させようとしているとして政府と雇用主層との結託を告発する一方で、ドイツからの難民については、たしかにそのなかに共産党員が含まれていたが、控えめな態度を保持し、保護のために開催された集会にはほとんど参加しなかつた。彼らは、反ファシズム闘争はドイツでこそ繰り広げられるものであり、フランス国内での支援を必要であるとは考えなかつたのである<sup>282</sup>。

こうして共産党は外国人労働者の規制に関しては政府批判を展開し、難民の問題への介入は躊躇ったのに対して、CGTは異なる主張を繰り広げた。以前から自国民労働者の保護を重視してきたCGTは、政府に対して、三つの目的を達成するために移民政策を定義することを要請した。それぞれ、フランス人労働者を保護すること、国民経済の需要を満たすこと、政治亡命者に庇護権を人道的に保障することである。さらにこうした目的の達成には移民総合庁（Commissariat général de l'immigration）の設置が必要であるとし、1920年代に達成しえなかつた政策構造の改革に着手することをCGTは政府に訴えかけた<sup>283</sup>。つまり、CGTは外国人労働者に関しては、国家管理の強化といった従来の姿勢を維持しつつも、人

<sup>280</sup> Schor, *L'opinion française*, p. 616 ; C. Zalc, « Des réfugiés aux indésirables. Les pouvoirs publics français face aux émigrés du III<sup>e</sup> Reich entre 1933 et 1939 », É. Guichard et G. Noiriel (dir.), *Construction des nationalités et immigration dans la France contemporaine*, Paris, Presses de l'École normale supérieure, 1997, p. 263.

<sup>281</sup> R. Harouni, « Le débat autour du statut des étrangers dans les années 1930 », *Le Mouvement Social*, n° 188, juillet-septembre 1999, p. 63.

<sup>282</sup> Schor, *L'opinion française*, p. 615 ; Harouni, « Le débat autour du statut des étrangers », p. 63.

<sup>283</sup> L. Jouhaux, « Main-d'œuvre étrangère et droit d'asile », *La Voix du peuple*, n° 173, mars 1935.

道的な立場から難民に庇護権が認められるように要請したのである。

前章で示したように、1932年8月法の推進勢力となった社会党も CGT と同様に外国人労働者の規制自体を批判するようなことはなかった。社会党員が問題視したのは外国人の国外退去や追放 (expulsion) である。身分証の取得や更新が認められなかつた場合、外国人は国外退去の命令がくだされることになっており、その命令に従わないと追放の対象となつた。実際に 1930 年代に入ると、外国人労働者を労働市場から排除するために追放の手続きがとられるようになり、たとえば、1934 年 8 月には、パ=ド=カレ県でストライキに参加したポーランド人鉱夫が追放されている<sup>284</sup>。社会党員は、外国人や難民が重大な犯罪に手を染めたり、彼らの存在によって秩序や治安が脅かされたりする場合を除いて追放が行われないよう、また追放が行政の自由裁量により決定されないように要求したのである<sup>285</sup>。

とはいひ、1935年末になると、他の政治問題と同じように移民問題をめぐり対立してきた社会党員と共産党員の間に歩み寄りが見られる。そのきっかけとなったのは 1935 年 12 月の移民の地位のための委員会連絡センター (Centre de liaison des comités pour le statut des immigrés) の創設である。社会党代議士ペラン (P. Perrin) により主導されたこの組織は、左派政党や労働組合だけでなく、人権同盟、外国人労働者の友 (Amis des travailleurs étrangers)、反ユダヤ主義との闘いのための国際連盟 (Ligue internationale contre l'antisémitisme) などの結社で構成された連合である。このセンターは、イタリア人労働者やポーランド人労働者などの諸組織により設立された外国人労働者連絡センター (Centre de liaison des travailleurs étrangers) と協力関係を築きながら、外国人嫌いの運動に反対し、外国人の地位向上を目指す活動を展開した。とくに移民や政治難民が直面した不安定な境遇を考慮して外国人の法的地位 (statut juridique) を作成するためのキャンペーンが行われた<sup>286</sup>。この活動への参加を通じて、共産党は消極的であった外国人や難民の擁護活動に投じ、1936 年 7 月には、移民の法的地位に関する法案を議会に提出することになる。

以上のように、1932 年以降、外国人や外国にルーツをもつフランス人が暗殺事件、政治事件を引き起こし、世論の間で排外主義的風潮が強まる一方で、左翼団体、国際援助組織、外国人組織は結びつきを強め、移民や難民の諸権利を保障するための運動が行われるようになった。こうした運動に参加した外国人やフランス人にとって、1936 年 5 月選挙による

<sup>284</sup> Ph. Rygiel, « Les renvois d'étrangers durant les années 1930 », Blévis, Lafont-Couturier, Jacomijn Snoep et Zalc (dir.), 1931. *Les étrangers au temps de l'Exposition colonial*, p. 73.

<sup>285</sup> M. Livian, *Le régime juridique des étrangers en France*, Paris, Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1936, pp. 206-210, 226-227.

<sup>286</sup> Harouni, « Le débat autour du statut des étrangers », pp. 64-66.

人民戦線の勝利は外国人の法的地位を確立するための一歩として考えられ、そこに大きな期待が寄せられたのである。

## 2. 人民戦線内閣の成立と外国人の失望

1936年5月選挙における人民戦線派の勝利は外国人に熱狂的に受け入れられ、彼らの多くは各地で起こったストライキに参加した。CGTの外国人組合員は1936年初めに5万人であったが、1937年には35万人（もしくは40万人）にまで増加した。なかでも著しい変化を示したのはイタリア人とポーランド人である。1936年5月以前、組合資格をもつイタリア人のうち加盟していたのは10%ほどであったが、1937年には50%（約12万人）に到達した。また1936年3月には2万2,500人にすぎなかったポーランド人の労働組合員は、10月になると8万人にまで増加した<sup>287</sup>。1936年5月選挙後に続いたストライキは、彼らの多くにとって既存の社会秩序に反対する最初の運動となった。これはフランス労働運動への移民の統合がこのときに始まったと考えられている所以である<sup>288</sup>。

ストライキやデモ行進に参加し、法的地位の改善を求めていた外国人たちは人民戦線の一連の改革を期待とともにむかえた。実際にブルム内閣下で、1933年10月28日のジュネーヴ条約は批准され、1936年9月にはドイツからの難民に国籍証明書が交付されるようになる。失業した外国人の本国送還に関する制度が調整され、当事者の合意なく行われることはできなくなり、追放の数も極めて少なくなった。さらに仕事のある外国人は、フランス人と同じように有給休暇や賃上げを享受することが可能となった。また、第4章で考査したように、週40時間労働法が成立して以降、工業では、熟練労働者の受け入れが再開され、全体として労働者がどれほど受け入れられたかは不明であるが、少なくとも1937年4月には、51名の熟練労働者の導入が認められるようになった<sup>289</sup>。

しかしながら、1936年の一連の改革のなかに移民や外国人に関する言及はなく、実際のところブルム内閣は移民政策の改革にさしたる関心を示さなかった。その理由として先行研究では、多くのフランス人労働者は移民を「危険な競争相手」と見なしており、これを

<sup>287</sup> D. Assouline et M. Lallaoui, *Un siècle d'immigration en France (1919-1945) : de l'usine au maquis*, Paris, Au nom de la mémoire, 1996, pp. 84-92.

<sup>288</sup> Blanc-Chaléard, *Histoire de l'immigration*, p. 43 ; Noiriel, *Immigration, antisémitisme et racisme*, p. 424.

<sup>289</sup> その内訳は、金属工業29名、採石業8名、奉公人8名、化学製品業2名、森林業2名、皮革産業1名、自由業1名であった。AN, F60 579, Procès-verbal de la Commission permanente du Conseil national de la main-d'œuvre, séance du 21 mai 1937.

考慮したブルム内閣が自国民労働者の要求に優先的に応じる必要を認識したと説明されている<sup>290</sup>。有給休暇法、週40時間労働法、労働協約法の成立といった社会改革が実現されるなかで、ブルム内閣にとって移民や難民の問題はあくまでも副次的な問題に位置づけられたのである。

にもかかわらず、人民戦線期に外国人の法的地位に関する問題が全く議論されなかったわけではない。1938年1月に第二次ショータン内閣が成立すると、移民閣外相補佐官の職が新設され、そのもとで外国人の法的地位が作成されるのである。さらにこの職の設置は1920年代以降、何度も議論の俎上に載せられた移民政策の構造改革が着手されたことを意味する。第一章で示したように、1920年代においては外国人に関わる業務が複数の省庁によって分担されており、より効率的な政策運営が可能となるように責任機関の創設が求められていた。1926年にこの議論が当事者間の連携強化に帰結した後も、労働組合や社会党員は中心機関の設置を要請し続けたのであって、少なくとも部分的には彼らの声が移民閣外相補佐官職の新設に結びついたということもできる。

こうした経緯から1938年の経験は先行研究においても関心を集めてきた。たとえば、ヴェイユは、1938年まで公的権力は経済的、人口的、政治的压力に従い、場当たり的に対応してきたのに対して、このとき以降、移民政策の建設に関する議論が盛んになり、首尾一貫した政策が目指されるようになったと示している<sup>291</sup>。結局のところ、第二次ショータン内閣は2ヶ月ほどしか続かず、この改革が具体的な成果をあげることはなかったが、当時の経験は後の議論にも引き継がれ、移民政策の歴史において重要な意味をもつものであった。次節では、構造改革がいかなる思想的背景のもとで進められたかを確認したうえで、そこで提案された計画の内容について分析する。

## 第2節 1938年の移民閣外相補佐官職の創設

### 1. ジョルジュ・モコの移民思想

1938年1月に社会党と共産党の不参加のもと、急進社会党の主導により第二次ショータン内閣は成立した。移民閣外相補佐官の職を新たに創設したショータンは、ムルト=エ=モ

<sup>290</sup> R. Schor, « Le front populaire et les étrangers en France : une espérance déçue », *GRECO 13, Recherches sur les migrations internationales*, 1981.

<sup>291</sup> P. Weil, *Liberté, égalité, discriminations. L'« identité nationale » au regard de l'histoire*, Paris, Grasset, 2008, p. 27.

ゼル県出身の弁護士であり、青年共和国同盟（*Ligue de la jeune République*）に属する代議士セールにその任務を託した。1933年に若干32歳で初当選を果たしたセールは、1937年6月成立の第一次ショータン内閣において労働閣外相補佐官に就任し、外国人労働者に関する諸問題を処理するなかで、移民問題に強い関心を寄せるようになる<sup>292</sup>。そして彼は一年にも満たないうちに四つの計画を打ち出すことになる。この計画は、移民問題に関する専門家の議論から示唆を受けたものであった。ならば、当時の専門家はいかなる主張を述べていたのであろうか。

この問いに取り組む際に考慮に入れるべきは、1930年代の移民をめぐる議論において影響力を有したジョルジュ・モコの存在である。1899年に、父親がカフェの給仕というパリの庶民的家族に生まれたモコは、つまり、けっしてエリートであったわけではないが、1932年に博士論文『フランスにおける外国人：経済活動における役割』<sup>293</sup>を発表し、これを通じて当時、移民問題に関する専門家のなかで最も著名な一人となる。この学位論文は地理学の観点から移民流入の推移や国内分布の実態について仔細に分析したもので、左右両派から称賛され、極右紙『カンディード』（*Candide*）は彼に最優秀博士論文賞を与えたほどである<sup>294</sup>。

博士号取得後、モコは、1930年代に移民問題や人口問題の検討のために相次いで創設された政府機関、国際機関に専門家として参加する。1935年には政治家ド・ジョヴェネル（H. de Jouvenel）の推薦で、外国人問題研究委員会（Comité d'études du problème des étrangers）の事務局長に就き、そこで経済学者ウアリ（W. Oualid）、医師マルシャル（R. Martial）、経済学者ランドリー（A. Landry）といった専門家たちと親交を深めた。モコにとって重要なのはとくにランドリーとの関係である。その頃、ランドリーが設置した人口委員会（Comité français de la population）の事務局長にモコを推薦しただけでなく、国際人口学術連合（Union scientifique internationale de la population）の議長にランドリーが選ばれると、モコはこの機関の事務局長を託されたのである。加えて、第二次世界大戦後には家族・人口諮問高等委員会（Haut-Comité consultatif de la famille et de la population）の事務局長にも推薦され、彼は1970年までそのポストを維持する<sup>295</sup>。こうした経歴を踏まえれば、1930

<sup>292</sup> Bonnet, *Les pouvoirs publics français*, pp. 328-333.

<sup>293</sup> Mauco, *Les étrangers en France*.

<sup>294</sup> P. Weil, « Georges Mauco : un itinéraire camouflé. Ethnoracisme pratique et antisémitisme fielleux », P.-A. Taguieff (éd.), *L'antisémitisme de plume, 1940-1944. Études et documents*, Paris, Berg international, 1999.

<sup>295</sup> 解放後のこの組織の活動については、以下を参照。Institut national d'études démographiques,

年代以降から第二次世界大戦後の移民政策においてモコが重要な役割を果たしたことは疑いなく、大戦前後の移民政策には人的連続性を見出すことが可能なように思われる<sup>296</sup>。

しかし、モコの議論には留意が必要である。というのも彼はヴィシー政権下でユダヤ人問題に言及した論文を発表し、人種差別的、反ユダヤ主義的な記述を残しているからである。この記述は1942年に発表された論文に見られ、そのなかで彼は、労働者と難民の移住を「望まれた移住」(immigration voulue)と「強いられた移住」(immigration imposée)に区別したうえで、難民はフランス人とは民族的に離れているゆえに同化は難しいと指摘し、移民の質(qualité)に留意しなかった第三共和政を批判したのである。この点に関して具体的に次のように述べている。

フランスの外国人移民は、半世紀前から次第にフランス人とはタイプの異なる人的要素を提供してきた。近年においてその供給は人間的観点からも経済的観点からも好ましくないよう思われる。それゆえ10年前からフランスの官僚たちは、移民の質に関する概念を是認しなければならないことを理解していた。しかし、諸政府の平等主義的な政治傾向によって彼らはその概念に応じて行動したり、国の民族的保護を保証したりすることができなかったのである<sup>297</sup>。

続いて、モコはユダヤ人について次のように指摘する。

ユダヤ人難民についていえば、強いられた移住に好ましくない特性すべてが現れる。身体的、精神的衛生、道徳性、性格もまた劣っている。アルメニア人と同様に、悪化は深刻である<sup>298</sup>。

彼は晩年、自伝のなかで論文の著者であることを否定しているのだが<sup>299</sup>、1930年代からす

---

*Les travaux du Haut comité consultatif de la population et de la famille en 1945*, Travaux et documents, Cahier n° 1, Paris, Presses universitaires de France, 1946.

<sup>296</sup> またモコは、教育心理学のパイオニアとしても多くの著書を残している。この点については以下を参照。É. Roudinesco, « Georges Mauco (1899-1988) : un psychanalyste au service de Vichy. De l'antisémitisme à la psychopédagogie », *L'Infini*, n° 51, 1995.

<sup>297</sup> G. Mauco, « L'immigration étrangère en France et le problème des réfugiés », *L'Ethnie française*, n° 6, mars 1942, Taguieff (éd.), *L'antisémitisme de plume*, p. 471.

<sup>298</sup> *Ibid.*, p. 474.

<sup>299</sup> G. Mauco, *Vécu 1899-1982*, Paris, Emile-Paul, 1982, p. 106.

でに彼は人種差別や反ユダヤ主義を想起させるような議論を展開していたことは注目に値する。1930年代のモコの議論に見られる特徴として次の三点を確認しておきたい。

第一は、移民問題の複雑さを指摘し、なかでも外国人の同化（assimilation）問題を重視したことである。モコによれば、関連省庁に複数の組織が設立され、さらに民間組織にあまりにも大きな役割が託されたため、諸組織の活動はまとまらず、同化の問題に介入することが困難であった。そして「同化の自然な力」に委ねても同化不可能な外国人が急速に増加し、その結果、国家は移民の「選択、適応、同化」の問題により積極的に介入しなければならなくなつたと彼は強調した<sup>300</sup>。たしかに彼が指摘するように、移民常任省間委員会は、外国人の導入や管理、もしくは諸外国との交渉に関する議論に焦点が当てられ、移民の同化や生活に関する問題が議事録に記されることはなかった。また第二章で示したように、同化の問題は国家介入の対象というよりもむしろ、労働者の定着を望んでいた産業界の問題として捉えられていた。つまり、同化問題に対する国家介入の必要性を重視した点にそれまでの議論との違いを見出すことができる。

第二の特徴は同化に有利な要素と不利な要素を示したうえで、不利な要素の一つに民族的出自（origine ethnique）を挙げたことである。不利な要素としては他にも、移出民国の抵抗、新たな環境に対する自然な反発、言語、兵役、離職率の高さ、帰国が指摘されたが、モコが最も重視したのが民族や人種の違いであった。とくに彼はアジア人、アフリカ人、レヴァント地方の人を例に挙げ、彼らの「同化は不可能であり、そのうえ身体的かつ精神的に好ましくないことが多い」とまで述べている<sup>301</sup>。そして彼はこの主張を裏付けるために1920年代に行われた調査を援用した。それは1926年2月にパリ地方で外国人労働者を雇う自動車工場を対象として実施された調査であり、有能なフランス人労働者を10点と設定した場合の国籍ごとの評価を表したものである（第5-1表を参照<sup>302</sup>）。質問項目は、身体的側面、労働の規則正しさ、一日の生産性、部品の生産性など7項目に及び、その平均が総合点として記されている。これによれば、総合点はベルギー人、スイス人、イタリア人の順に高く、アラブ人、ギリシャ人が低く評価されている。モコはこうした評価が「民族的にあまりにも異なる構成員の適応の困難」<sup>303</sup>を示しているとして、移民を民族

<sup>300</sup> Mauco, *Les étrangers en France*, pp. 503-505.

<sup>301</sup> *Ibid.*, p. 523.

<sup>302</sup> 管見のかぎり、この調査を最初に公表したのはペローであり、モコはペローの研究を参照したと考えられる。Pairault, *L'immigration organisée*, p. 189.

<sup>303</sup> AN, AP577/5, G. Mauco, Mémoire sur l'assimilation des étrangers en France, SDN, Institut international de coopération intellectuelle, avril 1937.

的に選別する必要を訴えたのである。

第 5-1 表 パリ地方の自動車工場における外国人労働者に関する調査（1926 年）

	外国人数	身体的側面	労働の規則正しさ	一日の生産性	部品の生産性	気質・規律	満足度	フランス語の理解力	平均的分類	
									点数の合計	総合点
ベルギー人・ ルクセンブルグ人	297	10	8.1	8.1	10	6.8	10	10	63	9
イスラム人	109	10	7.5	8.1	9.2	8.1	8.5	8.1	59.5	8.5
イタリア人	427	7.5	7.5	6.2	7.8	5.3	8.5	8.7	51.5	7.3
チェコスロバキア人・ ユーゴスラヴィア人	162	8.1	6.2	6.8	7.1	6.2	8.5	4.3	47.2	6.7
ロシア人	994	8.7	7.5	4.3	7.8	6.8	8.5	3.1	46.7	6.6
スペイン人・ ポルトガル人	296	5.7	7.5	4.2	6.6	5.7	9.1	7.1	45.9	6.5
ポーランド人	295	8.7	6.8	6.2	8.5	6.5	5	3.1	44.8	6.4
アルメニア人	411	6.2	6.8	2.8	6.6	7.8	8	5.6	43.8	6.3
中国人	212	4.3	7.1	5	8	8	8	2.1	42.5	6.1
ギリシャ人	141	5.6	5	3.7	5.8	6.4	5.7	4.3	36.5	5.2
アラブ人	1,730	1.2	4.3	1.2	3.2	2.8	4.2	3.7	20.6	2.9
総数	5,074									

出所：AN, AP577/5, G. Mauco, Mémoire sur l'assimilation des étrangers en France, SDN, Institut international de coopération intellectuelle, avril 1937, p. 49.

第三の特徴は、外国人を（1）旅行者、金利生活者、芸術家、学生、（2）農業と工業の労働者、（3）大都市の商人、仲介商人、ホワイトカラー、職人、自由業者といった三つのグループに分け、とくに第三のグループを問題視し、その管理強化を要請したことである。その理由は、労働契約を途中で放棄した外国人が農村や地方の鉱山、工場から大都市（とくにパリ、マルセイユ、リヨン）に流入し、彼らの多くが非正規の身分であったためである。さらに都市の外国人には、多数の難民、なかでもユダヤ人が見られ、彼らは失業者の存在する仕事に就いているとモコは指摘し、失業を緩和させるためにも難民も含む都市の外国人を、労働力を必要とする他の地域や職業に分配すべきであると示した<sup>304</sup>。

以上のように、モコは移民の同化、民族による差異、都市への集中といった諸問題を提示し、これら問題に対する国家の介入を主張した。なかでも第三の点は、セールの計画に反映され、ユダヤ人難民の分布に國家が介入することが企てられていく。本来ならば、人

<sup>304</sup> G. Mauco, « Chômage et immigration étrangère », *Annales de géographie*, vol. 48, n° 273, mai 1939.

種や民族の概念を用いること自体、共和主義理念に反するもので、こうした主張が人民戦線期に影響力を有したことは注目に値する。ノワリエルは「このすべての主張は、今日の博士論文でなら認められないものである。しかし、当時普通のことであったように思われる」と説明し、「モコの発言は、相対的にみれば「進歩主義的」なものとして理解されることさえあり得た」と言及している<sup>305</sup>。実際にセールはモコのあらゆる主張を採用したわけではないが、外国人の同化や民族的な選別に関する考え方には、一定の政治家や専門家の間に浸透していたのである。

## 2. フィリップ・セールの諸計画

それでは、セールは労働閣外相補佐官と移民閣外相補佐官を歴任するなかでどのような計画を提示したのであろうか。1937年6月にセールが労働閣外相補佐官に着任してまず取り組んだのが、移民会社（SGI）の活動に関する調査である。SGIは恐慌期に入って活動を縮小させ、労働者の導入も少なくなっていた。しかし、他の民間組織と比べると SGI の導入数は多く、例えば1936年においても、製糖業や農業の団体のそれをはるかに上回るものであった（第5-2表を参照）。そのため、CGTのSGIに対する批判は途絶えることがなかったのである。とくに SGI の利益が批判の的となつた。1931年に SGI が移送料金を 80 フラン引き下げたのだが、CGT はその額を移民一人あたりの導入により得られる「最小利益」に相当すると見なした。そのうえで CGT は、SGI が 1924 年からおよそ 50 万人の導入を実現していると推測し、4,000 万フランの利益を推算する<sup>306</sup>。さらに外国人労働者には最低賃金しか支払われず、こうした労働者の流入が増えることで、フランス人労働者の賃金が引き下がれることも問題にした<sup>307</sup>。それゆえ、経営者層の意のままに労働者が使用されないように、SGI が果たしている役割を政・労・使の三者代表の機関が担うことは CGT にとって積年の要求であった。

調査報告を受け、セールは労働省の官僚と SGI の代表者の「あまりにも友好的な関係」を終わらせる必要があると判断した。そして彼は SGI の認可取消しや拒否の条件を定めるために移民会社に関する法案を作成した。この法案では、「国家および経営者、労働者の職

<sup>305</sup> Noiriel, *Immigration, antisémitisme et racisme en France*, pp. 431-432.

<sup>306</sup> « Une machine bien montée. Le rôle de la Société générale d'immigration », *La Voix du peuple*, n° 141, mai 1932.

<sup>307</sup> M. Sancery, « Une industrie prospère : l'introduction de main-d'œuvre étrangère en France », *L'Information sociale*, 14 avril 1932 ; A. Ullmann, « Les parasites de l'émigré : la Société nationale d'immigration », *Esprit*, n° 82, juillet 1939.

業団体は、移民会社の管理に参加しなければならない。したがってこの会社は混合経済会社（sociétés d'économie mixte）となる」と記され（第5-2条）、SGIが混合組織に置き替えられることが定められた<sup>308</sup>。最終的にこの案は実現には至らなかったが、SGIの廃止が初めて企図された点で重要な意味を有した。

第5-2表 移民団体による導入数（1936年）

団体名	導入数
移民会社 (Société générale d'immigration)	18,886
セイ精製業・精糖業会社 (Société des raffineries et sucreries Say)	207
フランス移民会社 (Société française d'immigration)	408
農業労働者雇用主連盟 (Fédération des employeurs de main-d'œuvre agricole)	738

出所：AMAE, 11/ACN/2/58, Lettre du ministre du travail au secrétaire général de la Commission interministérielle permanente de l'immigration, 2 août 1938.

セールは移民閣外相補佐官に任命されると、移民の権利を尊重しながらも、より効率的な管理が可能となるように包括的な改革案を作成した。このとき提案された計画は以下の三点である。一つ目は、外国人高等評議会（Conseil supérieur des étrangers）と難民諮問委員会（Commission consultative des réfugiés）の創設である。前者は、外国人の入国、滞在、就労、国籍取得といった幅広い問題を扱うために関連省庁の連携を強化し、さらに移民に関する調査を実施する組織として考案された。この背景には、これまで省庁間の連携を保証してきた移民常任省間委員会に対する不満が関わっている。1936年に共産党の代議士は、省間委員会が不定期にしか開催されず、また移民政策の諮問機関にすぎなかつたため、他の組織に置き替えられることを求めていたのである。セールはこうした見解を受け、外国人高等評議会に行政権を認め、その定期的な開催を約束したのである<sup>309</sup>。その一方、後者は難民や難民支援団体と行政機関とをつなぐ中間組織として構想された。その目的は、信頼できない支援団体からの申請書を拒否し、不正な難民申請を取り締まることにあった<sup>310</sup>。とくに難民諮問委員会はカトリック教徒、ユダヤ教徒、共産主義者、フリーメーソン、人

<sup>308</sup> Bonnet, *Les pouvoirs publics français*, pp. 334-335.

<sup>309</sup> *Ibid.*, p. 336.

<sup>310</sup> P. Racine, « Une expérience administrative à reprendre : le sous-secrétariat d'État à l'immigration et les projets Philippe Serre », *Esprit*, n° 82, juillet 1939.

権同盟会員で構成されており（第5-3表を参照）、セールはこの多様性が委員会の公正さを保証すると見なしたのである<sup>311</sup>。

二つ目は外国人の地位を調整することである。フランスではこのとき初めて外国人が「一時的滞在者（temporaire）」と「居留外国人（résident）」に区別されたことが重要である。一時的滞在者とは、定着の意思なく、限られた期間、フランスに来る事を申請する人を指した一方で、居留外国人は、同化を前提としており、より厳格な統制の対象となった。また居留外国人には職業的、精神的、衛生的に留意した統制が行われ、この審査を受けければ居住地や職業に対する制限が取り除かれ、追放の命令からも保護されるようになった。いわば滞在期間やその合法性によって外国人に認められる権利は増えることが決められたのである<sup>312</sup>。

最後の計画は、難民、とくにユダヤ人難民の転職斡旋（reclassement professionnel）と地理的分散（dispersion géographique）である。当時、都市の失業率が高い原因として、商人、職人、自由業者の外国人の存在が問い合わせに付されていた。なかでも都市には難民、とくにユダヤ人が多く見られたため、労働力を必要とする地域や職業に彼らを斡旋することが目指されたのである。この計画の提案者の一人でもあったモコは、直面し得る諸困難を無視できないとしつつも、国外退去の命令を回避し、外国人をよりよく雇い入れるにはこうした手段に頼るのが得策であると説明している<sup>313</sup>。

以上のようにセールの計画は、経済移民だけでなく政治難民も対象とするとともに、入国から国籍取得に至る諸問題を一貫して扱おうとしたことに特徴を見出すことができる。それまでは外国人労働者の導入や管理の問題に主眼が置かれ、同化や国籍取得の問題が等閑に付されていたことを踏まえれば、1938年の改革は画期的なものであった。しかし、この改革に行政機関が快く協力したわけではなく、むしろ関連の省庁は権限の喪失を懸念して強く反発した。結果としてみれば、3月にはショータン内閣が崩壊してしまうため、省の反発がセールの諸計画を挫折させたわけではないが、少なくともその実行を遅らせることがつながったことは重要な点である。次節では、省庁のなかでも強力な抗議を展開した外務省に焦点を当て行政機関の反発の要因を分析していきたい。

<sup>311</sup> Bonnet, *Les pouvoirs publics français*, p. 338.

<sup>312</sup> *Ibid.*

<sup>313</sup> Mauco, « Chômage et immigration étrangère », p. 295.

第 5-3 表 移民閣外相補佐官官房、外国人高等評議会、難民諮問委員会の構成（1938 年）

移民閣外相補佐官官房

移民閣外相補佐官	… Phillip Serre (ムルト=エ=モゼル県代議士)
官房長	… Edouard Dolléans (ディジョン大学教授)
官房長補佐	… Honoré Farrat (郵便省官僚)、Pierre Racine (國務院聽講生)
担当官	… (2名)
技術評議員	… (4名)

外国人高等評議会

議長	… Phillip Serre
副議長	… Blondeau (國務院評定員)
省庁代表者	… (内務省警察課長)、(外務省行政問題・国際機関次長)、(外務省大使館・訴訟課長)、 (内務省外国人課長)、(陸軍省代表者)、(法務省帰化課長)、(労働省外国人労働力課長)、 (農業省農業労働力課長)、(労働監督官代表者)
事務局長	… Pierre Laroque (國務院聽講生)
事務局長補佐	… Pierre Racine、Georges Mauco

難民諮問委員会

委員長	… Justin Godart (ローヌ県上院議員)
委員	… Paul Langevin (コレージュ・ド・フランス教授)、Albert Demangeon (人類学学校教授)、 William Oualid (パリ大学教授)、Jacques Maritain (哲学者)、 Gustave Roussy (パリ大学学長)、Léon Jouhaux (CGT 書記長)
事務局長	… Paul Perrin (元セーヌ県議員)
事務局長補佐	… Brenot (パリ地方労働組合書記官)

出所：P. Racine, « Une expérience administrative à reprendre : le sous-secrétariat d'État à l'immigration et les projets Philippe Serre », *Esprit*, n° 82, juillet 1939 ; J.-Ch. Bonnet, *Les pouvoirs publics français et l'immigration dans l'entre-deux-guerres*, Lyon, Publications du Centre d'histoire économique et sociale de la région lyonnaise, 1976, pp. 328-339 より作成。

第 3 節 1930 年代末の移民政策の意義と限界

移民閣外相補佐官の権限は、1938 年 2 月 14 日の政令を通じて定められたが、組閣後、政令の公布によよそ 1 ヶ月を要したのは関連省庁の反発に直面したからであった。当時の状況についてセールの協力者の一人であったラシーヌ (P. Racine) は次のように説明する。

創設されたばかりの新しい閣外相補佐官職は、大きな諸困難に直面することとなる。これは省のパティキュラリズム（particularisme）の結果である<sup>314</sup>。

なかでも内務省と外務省は明確に反発する姿勢を示した<sup>315</sup>。まず内務省は治安を脅かす存在として外国人を見なしており、管理や追放の権限を喪失することを警戒したのである。この点について、セールは晩年次のように振り返っている。

しかしレオン・ブルムは、権限を失う多くの行政サービスの抵抗、とくに有力な省、内務省の抵抗を過小評価していた。この省にとって外国人は非常に重要な問題であり続けた。というのもその省には外国人が公的秩序に対する潜在的な危険に見えたからである<sup>316</sup>。

外務省もまた政治難民に関する権限の喪失を懸念してセールの諸計画に反対した。ただし、外務省の場合、反対の理由はそれだけにとどまらず、その主張からは当時、移民や難民の問題がいかに諸外国との関係のなかで対処されていたのかが分かる。要するに規制や追放の措置を強化すれば、在外フランス人に対する報復措置の危険性が生じ、その一方で、外国人や政治難民の待遇を他国より寛容にすると彼らが大量に流入しかねず、外務省としては両方の状況を回避する必要があったのである。この点に関して、外務大臣デルボス（Y. Delbos）は次のように記している。

何よりこのような（外国人の）地位は、私たちの外交的活動にいかなる障害も重くのしかからないように構想されなければなりません。すなわち、国外のフランス人の利益を保護するために私たちが有する手段を損なったり、外国の要求に正当性を与えていたりしてはならないのです。 [...] 東ヨーロッパ諸国の政府は、解決不可能な経済的、人口的问题に直面した状態にあります。こうした国々では、その言葉のあらゆる意味において、極限の貧困が蔓延しているので、難民に関するフランスの国内制度があまりにも寛大なものになれば、フランスへの抑えられない流入を引き起こすことになります。他の領域

<sup>314</sup> Racine, « Une expérience administrative à reprendre », p. 609.

<sup>315</sup> Mauco, *Vécu 1899-1982*, pp. 94-95.

<sup>316</sup> Ph. Serre, « Préface », G. Mauco, *Les étrangers en France et le problème du racisme*, Paris, Éditions Pensée universelle, 1977.

において、私たちの計画が流入を阻止し、多くの好ましくない人々を国から追い払おうとする傾向にあるのに、私たちはこのようなリスクを侵さなければならぬのでしょうか<sup>317</sup>。

この外務大臣の書簡は、各国の規制が強化された 1930 年代においても、移民や難民の問題は外交上の問題であり、また外交関係を通じて処理されるべきものと考えられていたことを示している。実際に、1919 年以降に移出民国との間で締結された二国間協定は破棄されておらず、外国人の待遇は協定を通じて定められていた。さらに 1930 年代に入っても移民常任省間委員会は、失業、扶助、社会保険、越境労働者、研修生に関する協定や合意の草案を作成しており、外国人の規制を強化する制度の作成に専念したわけではなかったのである。

その成果を端的に示すのは扶助の分野である。イタリア、ポーランド、チェコスロヴァキアなどの出身者は、二国間協定を通じて自国民と同様に扶助を受ける権利が認められており、チェコスロヴァキアとの交渉にいたっては、1934 年になって失業者への扶助に関する合意が成立し、1937 年に議会で批准されている<sup>318</sup>。そのため、外国人失業者を多く抱えた県や地方自治体では扶助の支出が増大し、地方財政を逼迫させていた。それゆえ県や市の議会は二国間協定の放棄を外務省に要請したものの<sup>319</sup>、1919 年のフランス・イタリア労働条約の交渉者の一人であったノガロは、政治状況が緊迫したときであっても相手国に対して非友好的な行為は慎重に検討されなければならないと捉え、その要請を退けていた<sup>320</sup>。外務省としては、移民や難民に関する権限の多くを移民閣外相補佐官に託せば、諸外国から抗議を招く事態になりかねず、こうした点を考慮してセールの諸計画に反対する姿勢を示したわけである。

その結果、セールは諸計画を即座に実行に移すことはできなかった。セール側は諸計画に関する政令と法案を作成し、3 月 2 日に公布することを予定していたが、外務省の要請

<sup>317</sup> AMAE, 11/ACN/2/58, Lettre du ministre des affaires étrangères Yvon Delbos au sous-secrétaire d'État chargé des services de l'immigration et des étrangers, 5 mars 1938.

<sup>318</sup> P.-A. Rosenthal, « Migrations, souveraineté, droits sociaux : protéger et expulser les étrangers en Europe du XIX<sup>e</sup> siècle à nos jours », *Annales HSS*, vol. 66, n° 2, avril-juin 2011, p. 359.

<sup>319</sup> AMAE, 11/ACN/2/52, Lettre du préfet du département de Meurthe-et-Moselle au ministre des affaires étrangères, 5 février 1936 ; Extrait du registre des délibérations du Conseil municipal d'Aubagne, séance du 6 décembre 1938.

<sup>320</sup> AMAE, 11/ACN/2/52, Extrait du procès verbal de la Commission interministérielle permanente de l'immigration, séance du 31 mars 1939.

により公布を延期せざるを得なかった。9日に両者の間で会談が開かれたものの、翌10日にショータン第二次内閣は総辞職を発表し、移民閣外相補佐官職が維持されなかつたため、議論自体が途絶えたのである<sup>321</sup>。

しかし、セールによって主導された新設の機関と既存の行政機関の対立は解消されたわけではない。この対立は1939年になって再燃する。この原因は1939年2月に新設された人口高等委員会(Haut comité de la population)に内部組織として移民委員会(Commission de l'immigration)が配置されると、外務省と移民常任省間委員会は再び反対したことにある。人口高等委員会は、1938年9月のミュンヘン会談を経て兵力増員に対する危機感が強まったことを背景として、人口政策の強化のために創設された公的組織である。この委員会は、1939年7月29日の「フランスの家族と出生率に関する政令法」(家族法典)を作成したことで知られているが、もとをたどれば、出生率の向上だけでなく、農村の人口増加、都市の地方分散、さらには外国人の入国、滞在、定着、統合に関する様々な省の措置施行を監視することを任務としていた<sup>322</sup>。ここでも外国人に関する議論を主導したのはセールであり、彼はモコとともに外国人の同化や農村への入植に関する重要性を呼びかけたのである。

こうした動きに対して、移民常任省間委員会は1939年3月31日の審議で、省間委員会の存在を想起させる必要があることを確認し<sup>323</sup>、4月8日付で外務大臣レジェ(A. Léger)は首相官邸に書簡を送付した。外務大臣は、国内の行政機関や諸外国政府との絶え間のない連携を築いてきた省間委員会の役割を主張し、それを混乱させることに激しく反対する<sup>324</sup>。そして次第に開戦が避けられなくなるなかで、人口高等審議会は移民に関しては活動を中断させたのである<sup>325</sup>。

以上のように、1930年代末に行われた移民政策の改革は、既存の行政機関が反対した結果、挫折するに至った。セールやモコのような若い政治家や専門家たちは、体系的な移民政策の構築を要望したが、それには省庁横断的に取り組む必要があり、各省の協力や理解が得られなかつた。

他方、1930年代末の改革は次の二つの意味において画期的なものでもあった。第一は、

<sup>321</sup> AMAE, 11/ACN/2/58, Note pour le ministre, 9 février 1938.

<sup>322</sup> この組織の特徴や人口政策の変遷については、P.-A. Rosenthal, *L'intelligence démographique : sciences et politiques des populations en France (1930-1960)*, Paris, Odile Jacob, 2003 を参照。

<sup>323</sup> AMAE, 11/ACN/2/58, Extrait du procès verbal de la Commission interministérielle permanente de l'immigration, séance du 31 mars 1939.

<sup>324</sup> AN, F60 497, Lettre du Alexis Léger à la Présidence du Conseil, 8 avril 1939.

<sup>325</sup> Harouni, « Le débat autour du statut des étrangers », p. 74.

移民政策の範疇に外国人の同化が含まれたことである。それまでの政策は、外国人労働者を対象として、労働市場の状況に即して彼らの導入や管理を円滑に行うことに主眼が置かれたのに対して、1930年代末以降、外国人の同化に国家が介入する必要が認識されるようになったのである。この背景には、移民の導入が出生率の減少と農村の過疎化を改善するための解決策として見なされるようになったことが関わっている。なかでも議論を先導したモコは、「危機の時代における移民の継続的な流入は、国的人口が減少し続けている徵候である」<sup>326</sup>と指摘し、外国人の職業的、民族的選別とともに、その農業への入植を推奨した。また人口としての移民の必要については、1920年代から移民政策に携わってきたウアリも言及している。1939年に彼は、移民の受け入れは「恒久的な救済策」であると唱え、「外国人の家族はフランス人のそれよりも妊孕力（fécondité）が高い」<sup>327</sup>ことから受け入れを続けるべきであるとの見解を示した。こうして人口回復のために移民を導入するという考え方は政策当事者の間で共通認識となり、第二次世界大戦後は経済的観点からだけではなく、人口的観点からも移民の必要が論じられるようになる<sup>328</sup>。

第二は、SGIの廃止が初めて企図されたことである。1920年代以降、外国人労働者の募集や導入は、行政組織と民間組織の相互補完的な関係のもとで行われてきた。この民間組織のなかで最も影響力をもったSGIに対しては、1920年代末に統制が強化されつつも、行政機関や政府がその廃止を考慮に入れることは決してなかったのである。それゆえ、長年のCGTの要求がようやく政策に反映されたことは、注目すべき点である。だがこれは即座に叶えられたわけではなく、少なくとも第二次世界大戦が終わるのを待たなければならぬ。つまり、1945年11月2日のオルドナンスの制定によって創設された国立移民局には、外国人労働者の募集や導入に関する「独占権」が付与されるとともに、民間組織の同種の活動は一切禁止されることとなる。こうした点を踏まえれば、人民戦線期のセールの計画は第二次世界大戦後の移民政策の素地を成しているといえる。

## 小括

人民戦線期の社会改革では、自国民労働者の要求に対応することが優先され、外国人労

<sup>326</sup> G. Mauco, « Remarques sur le mouvement de la population en France depuis le début du XIX<sup>e</sup> siècle », *Annales de géographique*, n° 250, juillet 1935.

<sup>327</sup> W. Oualid, « Pour une politique de l'immigration en France », *Esprit*, n° 82, juillet 1939, p. 549.

<sup>328</sup> 以下の点についてはViet, *La France immigrée* ; Spire, *Étrangers à la carte* を参照。

働者や難民の法的地位の確立や待遇の改善を可能とするような成果はもたらされなかった。ただし、左派政権が外国人や移民の問題に無関心であったわけでもない。人民戦線の崩壊が始まりつつあった第二次ショータン内閣下において、外国人の権利や移民政策の改革に関する議論は本格化する。ショータンにより移民閣外相補佐官に任命されたセールは、労働閣外相補佐官を歴任するなかで、(1) SGI の廃止、(2) 外国人高等審議会と難民諮問委員会の創設、(3) 外国人の地位作成、(4) 難民の斡旋といった四つの計画を提示し、一貫した移民政策の構築を目指した。

この計画に示唆を与え、セールの官房に協力した人物の一人がモコである。モコは外国人の同化を重視し、都市の商人、職人、自由業者に多く見られたユダヤ人難民を農村に斡旋する計画をセールとともに作り上げた。共和主義理念に反するこの計画が実践に移されることはなかったとしても、議論のレベルにおいては人種や民族による区別の重要性を一定数の政治家と専門家が共有していたことは注目すべき点である。

しかしセールの計画は、移民政策に関連する省庁の強い反発を受け、実現に至ることはなかった。省庁のなかでも外務省は反対の姿勢を崩さなかった。その理由は省の既得権が侵害されることに加え、諸外国からの抗議を回避すべきであると考えられたからである。二国間協定や多国間の取り決めとセールの政策とに矛盾が生じれば、諸外国の抗議理由に正当性を与えててしまうゆえ、外務省は権限の喪失を拒否したのである。

こうして、行政機関の理解が得られず挫折するに至った点は、1930年代末の改革の限界として指摘することができる。しかし他方で、人口減少に対する危機感から外国人の同化が政策の範疇に含まれるようになったことは、移民政策が新たな段階に入ったことを意味するものであった。なぜならそれ以前は労働需要に外国人労働者の導入を一致させることに焦点が当てられており、同化や社会統合に関する問題は等閑視されていたからである。さらに以前から CGT が要請してきた SGI の廃止とその役割の国家機関による代替が企てられた点も画期的な意味をもつ。結果として、この実現には 1945 年 11 月を待たなければならぬが、1930年代末の議論が第二次世界大戦後の移民政策の前提となることは明らかであろう。

## 終章

本論文では、両大戦間期のフランスを対象として、外国人労働者の導入を担う民間組織への国家の統制という観点から移民政策の形成過程を分析してきた。まずは各章で明らかにしたことを簡潔に確認したうえで、本論文が全体として何を主張するのかを述べることにしよう。

第1章では、1920年代に外国人労働者の導入をめぐり政治家、官僚、財界人、労働組合代表者の間で展開した議論を分析した。第一次世界大戦後のフランスにとって、復興に必要な労働力をいかにして導入するかは喫緊の課題であった。こうしたなかで締結されたのが、ポーランド、イタリア、チェコスロvakciaとの二国間協定である。協定を通じて、外国人労働者と自国民労働者の待遇の平等が定められるとともに、移民の集団募集の条件が決められ、1920年代は労働者の流入が急激に増加することとなる。とはいえ、国内においては、移民政策の主体となる組織が創設されることなく、外国人労働者の導入に伴う様々な業務は関連省庁によって分担されていた。その一方で、外国人の募集や導入に関しては、SGIを始めとする雇用主組織が担い手となり、行政組織と民間組織の間には相互補完的関係が築かれるようになる。しかし、1920年代末になるとこの関係に変化が見られた。SGIの移送料金がポーランド政府によって問題視され、その議論のなかで農業省とSGIの関係、さらには労働省と農業省の関係が悪化した。議論の末、SGIを含むあらゆる組織に対する認可の更新条件が定められる。したがって、1920年代を通じて協調的関係が維持されたわけではなく、20年代末に民間組織に対する統制が強化されたことが明らかとなった。

第2章では、視点を民間組織に移し、なかでも影響力を有したSGIに焦点を当て、その組織の性格や活動実態を分析した。第一次世界大戦期に国外での労働者の募集活動を中断していた雇用主組織は、戦後復興の過程でその再開を要望した。とくにSGIの母体である炭鉱協会は鉱山労働の経験をもつポーランド人労働者の導入を望んでいた。他方、1919年9月に締結されたフランス・ポーランド協定では、フランス企業によるポーランドでの募集活動が認められるようになる。また当時の産業復興大臣が外国人労働者の導入を民間組織に委ねるべきであるとの認識を示し、国外での民間組織の活動が認可されるようになった。このような状況下で炭鉱協会は、ポーランド当局の介入を阻止するためには複数の雇

用主組織の活動を統一することが不可欠であると見なし、こうして設立されたのが SGI である。SGI は労働者の導入事業を展開したが、次第に事業規模を拡大させていった。まず SGI は炭鉱や鉄鉱山への労働者の定着を促すために家族移民の導入を展開した。それと一緒にこの組織は過疎化の進んだ南西部で入植事業も実施し、さらに SGI はスイスに姉妹会社をつくり、国際労働機関の協力を得ながら移民や植民に関する国際的な事業も行った。こうした点を通じて、SGI は労働者の導入事業だけでなく、定着や入植に関わる事業も展開しており、国内外で影響力を有していたことが明らかとなった。

第 3 章では、1927 年 8 月に成立した国籍法に着目し、帰化の条件がいかにして緩和されたのかを分析した。1927 年国籍法の制定にむけて議論が開始したのは、第一次世界大戦前のことであった。外国籍の男性とフランス人女性が結婚する場合、女性はフランス国籍を失うため、法制度の改正が求められたのである。さらに 1925 年になると、帰化の条件の緩和を目指す法案が議会に提出され、最終的に 1927 年 8 月に国籍法が制定された。この法律では、帰化の申請に必要な居住期間が 10 年から 3 年に短縮され、1920 年代に入国した外国人も帰化の申請が可能となった。分析を通じて、1920 年代のフランスは外国人労働者の導入に積極的であつただけでなく、国籍の取得を希望する外国人に開かれていたことが明らかとなった。

以上の章では主に 1920 年代を対象としたのに対して、第 4 章では、1930 年代に失業対策の一環で外国人労働者の規制が行われる過程を検討した。当初、この規制は労働省の主導のもとで始められたが、1932 年 8 月に議会は法律を制定し、外国人労働者の雇用比率に上限が設けられることとなった。しかし、雇用主組織は全国労働力審議会を通じてこの法律の制定過程に介入し、一律の雇用比率を定めることに反対した。また、雇用主組織は 1932 年 8 月法の適用過程にも介入し、結果として適用は順調には進められなかった。このような産業界の対応には、フランス人労働者と外国人労働者の代替が困難な実態が関係していた。外国人労働者の多くは工業の非熟練労働者であったが、一部は熟練労働者として雇われており、とくに後者の場合フランス人失業者との代替が難しかったのである。こうした産業界の意向は、1936 年週 40 時間労働法の制定以降に、政府の政策に反映され、熟練労働者に関しては導入が再開されることとなった。以上のことから、1930 年代後半になると、外国人労働者の量だけでなく、質を考慮して規制を行うように政策が転換したことを見た。

第 5 章では、人民戦線期に行われた移民政策の改革に焦点を当て、1930 年代末の意義と

限界を検討した。移民政策の文脈においては、第二次ショータン内閣下で行われた改革が重要な意味をもった。移民閣外相補佐官のポストが新たに創設され、そのもとで一貫した政策の構築が目指された。さらにこうした試みは 1939 年の人口高等委員会においても続けられた。しかし、関連省庁や省間委員会の反対に直面して改革は実現には至らなかった。なかでも外務省は、自らの権限の喪失だけでなく、外国との関係の維持を理由に、改革に抵抗したのである。こうした事情を考慮したとしても、1930 年代末の改革のなかで移民政策の範疇に同化が含まれたこと、また SGI の廃止が初めて企図されたことは画期的であり、いずれの点も第二次世界大戦後に再び問い合わせに付されることになる。

このような分析の結果、明らかとなったのは以下の諸点である。まずアクター間の関係である。第 1 章で示したように、第一次世界大戦後の移民政策では、外国人労働者の円滑な導入を実現することに主眼が置かれたため、外交交渉を担った外務省を中心として政策構造は築かれた。しかし、移民問題は外交問題であると同時に労働力の問題でもあり、政策の主導権をめぐり外務省は労働省と対立する。労働省は工業労働者の導入や雇用に関心を抱いていたため、その意味では他の省よりも SGI と親和的であった。それゆえ、SGI の移送料金が問題になると労働省は農業省と対立した。こうした官民の二項対立に還元することのできないアクター間の関係は、抑圧的な国家像からは見えてこないのである。

次に移民政策に対する雇用主組織の対応である。第一次世界大戦後に制定された二国間協定に沿って、実際に労働者の導入を行ったのは雇用主組織であった。第 2 章では、なかでも SGI に注目し、この組織が国内外で影響力を有していたことを明らかにした。また、第 4 章では、雇用主組織は恐慌期に入ても政策過程に関与していたことを明示した。行政や議会が外国人労働者の雇用規制を試みた際に、産業界は一定の理解を示しつつも、過度な規制には反対する姿勢をとったのである。とくに鉱山業、建設業などのように多くの外国人労働者に依存していた産業の雇用主組織は、自国民労働者との代替の不可能性を理由に議会や政府に度々抗議した。こうした対応は 1936 年週 40 時間労働法の成立以後、政府の政策の転換に帰結する。このような点を踏まえれば、1930 年代に入って民間組織の活動に対する国家の統制が強化される一方で、両者の間には依然として密接な関係が保たれていたと推測することは可能である。

最後に両大戦間期と第二次世界大戦後の連続面である。第 3 章で示したように、1927 年に国籍取得の条件が緩和されたのにもかかわらず、法務省の代表者は省間委員会に参加したわけではなかった。1920 年代において、帰化や同化の問題は、政策当事者にとって移民

政策の範疇には含まれなかつたのである。労働者の入国から同化までのプロセスが重視されるようになるのは 1930 年代末である。移民の受け入れが人口減少の解決策として捉えられ、同化や帰化を想定した導入が企図されるに至る。そしてそのためには雇用主組織に募集活動を委ねることはできないと判断され、国立移民局の早急な創設が求められることとなつた。こうした政策当事者の認識の変化は、人口的観点から移民の必要が論じられる第二次世界大戦後の移民政策の素地をなしたと考えられる。

移民政策が形成される背景には、労働力不足に直面した企業側の圧力があつた。フランスは 19 世紀末にはすでに人口増加が停滞し、さらに第一次世界大戦により深刻な人的被害を受けたため、工業化に必要な労働力の調達が極めて困難であった。それゆえ、1920 年代に入って、第一次世界大戦前に国外で募集活動を行つた民間組織にその役割を託したことは、国家にとって自然な流れであった。しかし、自国民労働者の雇用を保護することを外国人受け入れの条件とした以上、国家が外国人労働者の導入や雇用を管理、監督する必要が生じる。また二国間協定に沿つて募集が開始されたため、その制度に関する諸外国との交渉に国家が関与することは不可欠であった。

さらに外国人労働者問題に対する国家介入は労働組合や雇用主組織から要請されたものでもあった。CGT は国民経済における外国人の必要性を容認しつつも、国家の管理とその管理への労働者の参加を求め続けた。CGT としては、外国人の流入がフランス人労働者の雇用を脅かしたり、賃金の引き下げの要因となつたりすることを出来るかぎり回避しようとしたのである。一方、雇用主組織も、戦前のように活動の自由を望んでいたわけではなかった。とくに SGI は、諸国家との協力体制を構築できたことが活動の成功につながったとの見解を示しており、国家介入を否定することは決してなかつた。

また外国人労働者に対する需要が一時的なものではなく、両大戦間期を通じて根強く存在したことでも政策形成の要因として指摘することができる。恐慌期に外国人労働者の雇用規制を強化しつつも、規制の基準を曖昧にしたことはこの需要の根強さを表している。産業や職業に応じては自国民労働者との代替が困難であり、国内の外国人の管理や新規の導入に関して国家は従来の活動を中断するのではなく、新たに実態を把握し、労働者の質を考慮して対応する必要に迫られたのである。

他方で、労働力不足が移民受け入れの最大の要因である以上、移民政策は労働市場の動向に追随せざるを得なくなる。実際に労働需要を満たすことに政策の主眼が置かれた結果、労働者の生活に関わる非市場的問題（同化、教育など）に国家が介入する必要は抱かれな

かった。この反省を受け入国から同化まで移民が辿る過程への国家介入の強化が図られたのが1930年代末であり、第二次世界大戦後もその流れの延長線上に位置づけることができる。とはいえ、第二次世界大戦後も労働需要の存在が移民受け入れの要因であったことに変わりはなく、労働市場の状況に移民政策は大きく左右される。企業側からの外国人労働者に対する根強い需要が移民政策を規定するという意味で、現代的な移民政策は両大戦間期に形成されたといえる。

以上、本論文は移民政策において雇用主組織が果たした役割を重視してきたが、分析した対象はSGIのみである。換言すれば、他の団体の活動実態、生産現場での外国人労働者の雇用状況の把握など多くの課題は残されている。また政策面に関しても、本論文では、第二次世界大戦期と両大戦間期の連続面を指摘したが、これにはヴィシー期も対象としたより実証的な分析が求められる<sup>329</sup>。今後はこうした課題に取り組みながら、移民政策の歴史をより広い文脈に位置づけ再検討することを目指したい。

---

<sup>329</sup> 例えば、第三共和政とヴィシー政権の連続性については、G. Noiriel, *Les origines républicains de Vichy*, Paris, Hachette, 1999 を参照。

## 初出一覧

第 1 章：渡辺千尋「1920 年代フランスにおける外国人労働者の導入と国家の対応—移民常任省間委員会の議論を手がかりとして—」『歴史と経済』第 221 号、2013 年。

第 2 章：渡辺千尋「1920 年代フランスにおける移民労働者の組織化—移民会社（SGI）の活動を中心に—」『歴史と経済』第 200 号、2008 年。

第 3 章：渡辺千尋「両大戦間期フランスにおける国民の概念とその変容—1927 年国籍法の改正を中心に—」『ヨーロッパ研究』第 6 号、2007 年。

本論文は、上記の論文を書き改めたものである。とくに第 3 章の論文は大幅に修正した。なお、序章、第 4 章、第 5 章、終章については書き下ろしたものとなるが、序章と終章に関係する論文として、以下がある。

渡辺千尋「移民と移民政策の変遷—1945 年から 1974 年まで—」宮島喬編『移民の社会的統合と排除—問われるフランス的平等—』東京大学出版会、2009 年。

## 参考文献

### 1. 文書館資料

Archives nationales

Série F10 Ministère de l'Agriculture

F10 2747 : Budgets du service, 1930-1931.

Série F60 Secrétaire général du Gouvernement et Services du Premier ministre

F60 494 : Haut-Comité de la population : personnes à convoquer, procès-verbaux de séance, 1939.

F60 495 : *Idem.* 1939.

F60 496 : *Idem.*

F60 497 : Haut-Comité de la population : Commission interministérielle permanente de l'immigration, procès-verbaux de séances, 1936, 1937 et 1938 ; Réfugiés étrangers en France, notes, rapports, correspondances, 1939.

F60 579 : Conseil national de la main-d'œuvre.

F60 1007 : Commission interministérielle de l'immigration : comptes rendus des réunions, 1936-1946.

577 AP Archives privés de Georges Mauco

577 AP 5 : Notes, études et documentation de Georges Mauco relatives aux problèmes de population.

Archives nationales du monde du travail

40AS Comité central des Houillères de la France

40AS48 : Textes relatives aux décrets concernant la main-d'œuvre étrangère, brochure guide du travailleur étranger et correspondance avec la Société générale d'immigration, 1924-1940.

40AS109 : Société générale d'immigration, 1924-1940 ; Société internationale de migration, 1926-1938.

Archives du ministère des Affaires étrangères

Série C administration

Série C, 347 : Immigration, 1919-1922 ; Mouvements particularistes en France, 1924-1930.

Archives du ministère des Affaires étrangères, Nantes

Commission interministérielle de l'immigration

11/ACN/1/30 : Procès-verbaux de la Commission interministérielle de l'immigration, 1919-1920.

11/ACN/1/31 : Procès-verbaux de la Commission interministérielle de l'immigration, 1920-1923.

11/ACN/1/32 : Procès-verbaux de la Commission interministérielle de l'immigration, 1924-1927.

11/ACN/1/62 : Conseil national de la main-d'œuvre, 1926-1928.

11/ACN/2/38 : Inspection des tarifs de la société d'immigration, 1929-1930 ; Correspondance et documents relatifs au cahier de charge pour les sociétés recrutant des travailleurs étrangers, 1930-1931.

11/ACN/2/39 : Introduction de main-d'œuvre polonaise, 1929 ; Protestations contre interventions irrégulières de consuls polonais, 1928-1930 ; Protocole franco-polonais du 28/12/1928 sur la situation des ouvriers polonais, 1929-1930.

11/ACN/2/51 : Limitation de la main-d'œuvre étrangère, dossier général, répercussions provoquées par les mesures adoptées le 20 novembre 1934 pour protéger la main-d'œuvre nationale, 1932-1934 ; Protection de la main-d'œuvre nationale : loi du 10 août 1932, 1926-1932 ; Réglementation concernant les artisans étrangers : protection de la main-d'œuvre artisanale, proposition de loi n° 1431, 1935-1939 ; Artisans étrangers : cas d'espèce, 1936-1939.

11/ACN/2/52 : Immigration étrangère à ne pas favoriser en dépit de la loi des 40 heures : circulaire du travail du 22 janvier 1937, vœux émis par les Conseils généraux, chambres de commerce ou d'agriculture, ouvriers étrangers rapatriés aux frais de l'État qui reviendraient en France chercher du travail, statistiques des français à l'étranger, circulaires et instructions des ministres du travail et de l'intérieur aux offices régionaux de la main-d'œuvre, 1935-1939.

11/ACN/2/56 : Dossier général de la main-d'œuvre : entrée en France de travailleurs étrangers, contrôle sanitaire, circulaires et documents, 1926-1928.

11/ACN/2/58 : Organisation et fonctionnement de la Commission interministérielle permanente de l'immigration, 1931-1935 ; a) textes constitutifs, 1920-1939 ; b) correspondance,

1924-1939 ; c) budget, 1935-1939, nomination des membres de la Commission interministérielle permanente de l'immigration, 1925-1938, a) décrets, 1920-1934, b) correspondance, 1924-1938, dépenses de fonctionnement de la Commission interministérielle permanente de l'immigration, 1929-1930.

11/ACN/2/59 : Procès-verbaux de la Commission interministérielle permanente de l'immigration, 1929-1931, 1937-1938.

11/ACN/2/60 : Commission interministérielle permanente de l'immigration : procès-verbaux n° 126 à 162 et sans numéro (1931-1933, 1946), 1929-1931, 1937-1938.

11/ACN/2/61 : Service de l'immigration : duplicata des lettres de M. Japy, ministre plénipotentiaire représentant le ministère des affaires étrangères, 1939-1940.

11/ACN/2/63 : Dossier général de la main-d'œuvre : création d'un office de l'immigration I et II, 1920-1927 ; Conseil National de la main-d'œuvre : procès-verbaux, 1928-1931.

11/ACN/2/67 : Conseil national de la main-d'œuvre : notes et rapports, procès-verbaux, 1929-1930.

11/ACN/2/68 : Conseil national de la main-d'œuvre : notes et rapports, procès-verbaux, 1930-1931.

11/ACN/2/69 : Conseil national de la main-d'œuvre : notes et rapports, procès-verbaux, 1932.

11/ACN/2/70 : Conseil national de la main-d'œuvre : notes et rapports, procès-verbaux, 1933.

11/ACN/2/71 : Conseil national de la main-d'œuvre : notes et rapports, procès-verbaux, 1934.

11/ACN/2/72 : Conseil national de la main-d'œuvre : notes et rapports, procès-verbaux, 1935.

11/ACN/2/73 : Archives de M. Nogaro, secrétaire général de la Commission interministérielle permanente de l'immigration, 1922-1924 ; Emigrés polonais, 1930 ; Courriers divers, 1926-1939.

#### Archives départementales du Meurthe-et-Moselle

10AS37 : Dépôt des travailleurs étrangers de Toul (Allemands, Polonais et Tchécoslovaques) : rapports médicaux : statistiques des ouvriers, 1919-1935.

#### 2. 刊行資料

*L'Action Française.*

Association nationale française pour la protection légale des travailleurs, *L'aspect juridique de l'immigration ouvrière*, Rapport présenté par W. Oualid, Paris, F. Alcan, M. Rivière, 1923.

*Bulletin du ministère du travail.*

*Bulletin mensuel de la Fédération des industriels et des commerçants français.*

Confédération générale du travail, *XXIII<sup>e</sup> congrès national corporatif*, Paris, Éditions de la Confédération Générale du travail, 1923.

Confédération générale du travail, *Congrès confédéral : rapports et documents*, 1927.

*Les Documents du travail.*

*Esprit.*

*Information sociale.*

International Labour Office, *The migration of workers : recruitment, placing and conditions of labour*, Geneva, 1936.

*L'Humanité.*

*Journal officiel.*

*La Journée industrielle.*

Ministère de l'agriculture, *Enquête sur les étrangers*, Paris, Imprimerie nationale, 1929.

Ministère du travail, *L'organisation du placement public et des services de main-d'œuvre en France*, Paris, Imprimerie nationale, 1930.

Ministère du travail, *Recueil de conventions internationales relatives à l'immigration de la main-d'œuvre étrangère en France*, Paris, Imprimerie nationale, 1931.

*Peuple.*

*Le Populaire.*

*Revue de l'immigration.*

*La Revue mensuelle de l'Union des Industries Métallurgiques et Minières.*

*Le Temps.*

*La Voix du peuple.*

### 3. 同時代文献

Bonnet, Henri, « La terre de France et l'immigration étrangère », *Revue d'économie sociale et rurale*, numéro spécial, juin 1932.

- Brissaud, *La main-d'œuvre et le chômage, I. La sélection et la rééducation professionnelles des chômeurs*, Melun, Imprimerie administrative, 1937.
- Bunle, Henri, *Mouvements migratoires entre la France et l'étranger*, Paris, Imprimerie nationale, 1943.
- Chevalier, Louis, *Problèmes français de l'immigration*, Paris, Les Cours de droit, 1947.
- Depoid, Pierre, *Les naturalisations en France (1870-1940)*, Direction de la Statistique Générale, Études démographiques, n° 3, Paris, Imprimerie Nationale, 1942.
- Daulatly, Georges, *La main-d'œuvre étrangère en France et la crise économique*, Paris, F. Loviton, 1933.
- Duhamel, Jean, « Les éléments du problème charbonnier », *L'Economie nouvelle. Organe de la fédération des industriels et commerçants français*, 16<sup>e</sup> année, avril 1919.
- Grellet, Jean, « Le Conseil national de la main-d'œuvre », thèse de doctorat, Université de Paris, 1930.
- Institut national d'études démographiques, *Les travaux du Haut comité consultatif de la population et de la famille en 1945*, Travaux et documents, Cahier n° 1, Paris, Presses universitaires de France, 1946.
- Kaczmarek, Czeslaw, « L'émigration polonaise en France après la guerre », thèse de doctorat de droit, Université catholique de Lille, Berger-Levrault, 1927.
- Le Fèvre, Georges, *Homme-travail*, Paris, Baudinière, 1929.
- Letellier, Gabrielle, Jean Perret, H. E. Zuber et A. Dauphin-Meunier, *Enquête sur le chômage. Tome premier, Le chômage en France de 1930 à 1936*, Paris, Librairie du Recueil Sirey, 1938.
- Livian, Marcel, *Le régime juridique des étrangers en France*, Paris, Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1936.
- Mauco, Georges, *Les étrangers en France. Leur rôle dans l'activité économique*, Paris, Armand Colin, 1932.
- Mauco, Georges, « Remarques sur le mouvement de la population en France depuis le début du XIX<sup>e</sup> siècle », *Annales de géographie*, vol. 44, n° 250, juin 1935.
- Mauco, Georges, « Chômage et immigration étrangère », *Annales de géographie*, vol. 48, n° 273, mai 1939.

- Nogaro, Bertrand, « Les récentes conventions d'émigration et d'immigration », *Revue politique et parlementaire*, n° 311, octobre 1920.
- Nogaro, Bertrand et Lucien Weil, *La main-d'œuvre étrangère et coloniale pendant la guerre*, Paris, Presses universitaires de France, 1926.
- Oualid, William, *L'immigration ouvrière en France*, Paris, Éditions de la S.A.P.E., 1927.
- Oualid, William, « L'immigrant étranger devant les assurances sociales », *Les Documents du travail*, n° 149, septembre 1929.
- Oualid, William, « The occupational distribution and status of foreign workers in France », *International Labour Review*, vol.20, n° 2, 1929.
- Oualid, William, « Pour une politique de l'immigration en France », *Esprit*, n° 82, juillet 1939.
- Pairault, André, *L'immigration organisée et l'emploi de la main-d'œuvre étrangère en France*, Paris, Presses universitaires de France, 1926.
- Paon, Marcel, *L'immigration en France*, Paris, Payot, 1926.
- Pasquet, Louis, *Immigration et main-d'œuvre étrangère en France*, Paris, Éditions Rieder, 1927.
- Peyrimhof, Henri de, « Les cahiers de l'industrie française : le charbon », *Revue des deux mondes*, 15 avril 1931.
- Picquenard, Charles, « Le chômage en France », *Revue d'économie politique*, tome 45, 1931.
- Pouillot, Pierre, « Le débauchage de la main-d'œuvre étrangère », *La Réforme sociale*, mai-juin 1925.
- Raphaël, Paul, *Le problème des étrangers en France*, Extrait de la Grande revue, Paris, 1926.
- Renouvin, Pierre, *Les formes du gouvernement de guerre*, Paris, Presses universitaires de France, 1925.

#### 4. 二次文献

- Amar, Marianne et Pierre Milza, *L'immigration en France au XX<sup>e</sup> siècle*, Paris, Armand Colin, 1990.
- Assouline, David et Mehdi Lallaoui, *Un siècle d'immigration en France (1919-1945) : de l'usine au maquis*, Paris, Syros, 1996.
- Barros, Françoise de, « L'État au prisme des municipalités : une comparaison historique des catégorisations des étrangers en France (1919-1984) », thèse de doctorat de science

politique, Université Paris I, 2004.

Barros, Francoise de, « Les chômeurs étrangers dans l'entre-deux-guerres : variations à l'échelle communale d'une catégorie de gestion étatique », *Hommes et migrations*, n° 1263, septembre-octobre 2006.

Baverez, Nicolas, « Chômage des années 1930, chômage des années 1980 », *Le Mouvement Social*, n° 154, janvier-mars 1991.

Beltran, Alain et Pascal Griset, *L'économie française : 1914-1945*, Paris, Armand Colin, 1994 (原輝史監訳『フランス戦間期経済史』早稲田大学出版部、1997年) .

Blanc-Chaléard, Marie-Claude, « Des logiques nationales aux logiques ethniques ? », *Le Mouvement Social*, n° 188, juillet-septembre 1999.

Blanc-Chaléard, Marie-Claude, *Histoire de l'immigration*, Paris, La Découverte, 2001.

Blévis, Laure, Hélène Lafont-Couturier, Nanette Jacomijn Snoep et Claire Zalc (dir.), *1931. Les étrangers au temps de l'Exposition coloniale*, Paris, Gallimard, 2008.

Bonnet, Jean-Charles, *Les pouvoirs publics français et l'immigration dans l'entre-deux-guerres*, Lyon, Publications du Centre d'histoire économique et sociale de la région lyonnaise, 1976.

Brubaker, Rogers, *Citizenship and nationhood in France and Germany*, Cambridge, Harvard University Press, 1992 (佐藤成基・佐々木てる監訳『フランスとドイツの国籍とネーション—国籍形成の比較歴史社会学—』明石書店、2005年) .

Bruno, Anne-Sophie et Claire Zalc (dir.), *Petites entreprises et petits entrepreneurs étrangers en France (XIX<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècle)*, Paris, Publicook, 2006.

Chatriot, Alain, *La démocratie sociale à la française. L'expérience du Conseil national économique : 1924-1940*, Paris, La Découverte, 2002.

Chatriot, Alain, « Débats internationaux, rupture politique et négociations sociales : le bond en avant des 40 heures », Patrick Fridenson et Bénédicte Reynaud (dir.), *La France et le temps de travail, 1814-2004*, Paris, Odile Jacob, 2004.

Chatriot, Alain, « Henri de Peyerimhoff (1871-1953), Le « gentlemen » du charbon », O. Dard, G. Richard (dir.), *Les permanents patronaux : éléments pour l'histoire de l'organisation du patronat en France dans la première moitié XX<sup>e</sup> siècle*, Metz, Centre de recherche histoire et civilisation de l'Université de Metz, 2005.

Cointepas, Michel, *Pierre Pouillot, premier inspecteur général honoraire du travail*, Paris,

- Association pour l'étude de l'histoire de l'Inspection du travail, 2003.
- Collomp, Catherine, « Regard sur les politiques de l'immigration : le marché du travail en France et aux États-Unis (1880-1930) », *Annales HSS*, vol.51, n° 5, septembre-octobre 1996.
- Cross, Gary S., « Toward social peace and prosperity : the politics of immigration in France during the era of World War I », *French historical studies*, vol. 11, n° 4, 1980.
- Cross, Gary S., *Immigrant workers in industrial France. The making of a new laboring class*, Philadelphia, Temple University Press, 1983.
- Dänzer-Kantof, Boris, Véronique Lefebvre et Félix Torres, *Un siècle de réformes sociales : une histoire du ministère du Travail. 1906-2006*, Paris, La Documentation française, 2006.
- Dänzer-Kantof, Boris, Véronique Lefebvre et Félix Torres, *Immigrer en France : de l'ONI à l'OFII, histoire d'une institution chargée de l'immigration et de l'intégration des étrangers, 1945-2010*, Paris, Cherche midi, 2011.
- Desmarest, Jacques, *La politique de la main-d'œuvre en France*, Paris, Presses universitaires de France, 1946.
- Douki, Caroline, David Feldman et Paul-André Rosental, « Pour une histoire relationnelle du ministère du Travail en France, en Italie et au Royaume-Uni dans l'entre-deux-guerres : le transnational, le bilatéral et l'interministériel en matière de politique migratoires », Chatriot, Alain, Odile Join-Lambert et Vincent Viet, *Les politiques du Travail (1906-2006) : acteurs, institutions, réseaux*, Rennes, Presses universitaires de Rennes, 2006.
- Dupâquier, Jacques (dir.), *Histoire de la population française, t. IV : de 1914 à nos jours*, Paris, Presses universitaires de France, 1988.
- Fraboulet, Danièle, *Quand les patrons s'organisent : stratégies et pratiques de l'Union des industries métallurgiques et minières, 1901-1950*, Villeneuve-d'Ascq, Presses universitaires du Septentrion, 2007.
- Fridenson, Patrick et André Straus (dir.), *Le capitalisme français, XIX<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècle, blocages et dynamismes d'une croissance*, Paris, Fayard, 1987.
- Gani, Léon, *Syndicats et travailleurs immigrés*, Paris, Éditions sociales, 1972.
- Girard, Alain et Jean Stoetzel, *Français et immigrés*, Travaux et documents, Cahier n° 19, 20, Paris, Presses universitaires de France, 1953, 1954.

- Green, Nancy L., *Repenser les migrations*, Paris, Presses universitaires de France, 2002.
- Guichard, Éric et Gérard Noiriel (dir.), *Construction des nationalités et immigration dans la France contemporaine*, Paris, Presses de l'École normale supérieure, 1997.
- Harouni, Rahma, « Le débat autour du statut des étrangers dans les années 1930 », *Le Mouvement Social*, n° 188, juillet-septembre 1999.
- Henneresse, Marie-Claude, « Le patronat et la politique française d'immigration : 1945-1975 », thèse de doctorat, Institut d'études politiques de Paris, 1978.
- Hollifield, James F., *Immigrants, markets and States. The political economy of postwar Europe*, Cambridge, Harvard University Press, 1992.
- Hollifield, James F., « L'État français et l'immigration », *Revue française de science politique*, vol. 42, n° 6, décembre 1992.
- Lequin, Yves (dir.), *La mosaïque France. Histoire des étrangers et de l'immigration*, Paris, Larousse, 1988.
- Livian, Marcel, *Le parti socialiste et l'immigration : le gouvernement Léon Blum, la main-d'œuvre immigrée et les réfugiés politiques (1920-1940) : russes, géorgiens, arméniens, italiens, espagnols, allemands, sarrois, autrichiens, allemands des Sudètes*, Paris, Anthropos, 1962.
- Martini, Manuela, et Philippe Rygier (dir.), *Genre et travail migrant. Mondes atlantiques, XIX<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècles*, Paris, Publibook, 2009.
- Martini, Manuela et Paul-André Rosental, « Les patrons et l'immigration », Jean-Claude Daumas (dir.), *Dictionnaire historique des patrons français*, Paris, Flammarion, 2010.
- Mauco, Georges, *Les étrangers en France et le problème du racisme*, Paris, Éditions Pensée universelle, 1977.
- Milza, Pierre, *Français et italiens à la fin du XIX<sup>e</sup> siècle*, Rome, École française de Rome, 1981.
- Milza, Pierre (dir.), *Les italiens en France de 1914 à 1940*, Rome, École française de Rome, 1986.
- Noiriel, Gérard, *Longwy. Immigrés et prolétaires, 1880-1980*, Paris, Presses universitaires de France, 1984.
- Noiriel, Gérard, *La tyrannie du national. Le droit d'asile en Europe, 1793-1993*, Paris, Calmann-Lévy, 1991.
- Noiriel, Gérard, « Français et étrangers », Pierre Nora (dir.), *Les lieux de mémoire, tome III*,

*volume 1 : les France*, Paris, Gallimard, 1993 (上垣豊訳「フランス人と外国人」谷川稔監訳『記憶の場—フランス国民意識の文化=社会史：第一巻 対立一』、岩波書店、2002年) .

Noiri, Gérard, *Les origines républicains de Vichy*, Paris, Hachette, 1999.

Noiri, Gérard, *Les ouvriers dans la société française : XIX<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècle*, 2<sup>e</sup> éd., Paris, Seuil, 2002.

Noiri, Gérard, *Le creuset français : Histoire de l'immigration, XIX<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècle*, 3<sup>e</sup> éd., Paris, Seuil, 2006.

Noiri, Gérard, *Immigration, antisémitisme et racisme en France (XIX<sup>e</sup>-XX<sup>e</sup> siècle). Discours publics, humiliations privées*, Paris, Fayard, 2007.

Pitti, Laure, « Ouvriers algériens à Renault-Billancourt de la guerre d'Algérie aux grèves d'OS des années 1970. Contribution à l'histoire sociale et politique des ouvriers étrangers en France », thèse de doctorat d'histoire, Université Paris VIII, 2002

Ponty, Janine, *L'immigration dans les textes. France, 1789-2002*, Paris, Belin, 2004.

Ponty, Janine, *Polonais méconnus. Histoire des travailleurs immigrés en France dans l'entre-deux-guerres*, 3<sup>e</sup> éd., Paris, Publications de la Sorbonne, 2005.

Prost, Antoine, « Compter les vivants et les morts : l'évaluation des pertes françaises de 1914-1918 », *Le Mouvement Social*, n° 222, 2008.

Donald, Reid, « The limits of paternalism : immigrant coal miners' communities in France, 1919-45 », *European history quarterly*, vol. 15, 1985.

Rosenberg, Clifford, *Policing Paris. The origins of modern immigration control between the wars*, Ithaca, Cornell University Press, 2006.

Rosenthal, Paul-André, *L'intelligence démographique : sciences et politiques des populations en France (1930-1960)*, Paris, Odile Jacob, 2003.

Rosenthal, Paul-André, « Géopolitique et État-providence : Le BIT et la politique mondiale des migrations dans l'entre-deux-guerre », *Annales HSS*, vol. 61, n°1, janvier-février 2006.

Rosenthal, Paul-André, « Migrations, souveraineté, droits sociaux : Protéger et expulser les étrangers en Europe du XIX<sup>e</sup> siècle à nos jours », *Annales HSS*, vol. 66, n° 2, avril-juin 2011.

Roudinesco, Élisabeth, « Georges Mauco (1899-1988) : un psychanalyste au service de Vichy. De l'antisémitisme à la psychopédagogie », *L'Infini*, n° 51, 1995.

- Rygiel, Philippe (dir.), *Le bon grain et l'ivraie : la sélection des migrants en Occident, 1880-1939*, Paris, Éditions Publibook, 2008.
- Schor, Ralph, « Le front populaire et les étrangers en France : une espérance déçue », *GRECO 13, Recherches sur les migrations internationales*, 1981.
- Schor, Ralph, *L'opinion française et les étrangers en France : 1919-1939*, Paris, Publications de la Sorbonne, 1985.
- Schor, Ralph, *Histoire de l'immigration en France de la fin du XIX<sup>e</sup> siècle à nos jours*, Paris, Armand Colin, 1996.
- Spire, Alexis, *Étrangers à la carte : l'administration de l'immigration en France (1945-1975)*, Paris, Grasset, 2005.
- Topalov, Christian (dir.), *Laboratoires du nouveau siècle. La nébuleuse réformatrice et ses réseaux en France, 1880-1914*, Paris, Éditions de l'EHESS, 1999.
- Viet, Vincent, *La France immigrée : construction d'une politique, 1914-1997*, Paris, Fayard, 1998.
- Viet, Vincent, *Histoire des Français venus d'ailleurs : de 1850 à nos jours*, Paris, Perrin, 2003.
- Weil, Patrick, *La France et ses étrangers. L'aventure d'une politique de l'immigration de 1938 à nos jours*, Paris, Gallimard, 1995.
- Weil, Patrick, « Immigration, nation et nationalité : regards comparatifs et croisés », *Revue française de science politique*, 44<sup>e</sup> année, n° 2, 1994.
- Weil, Patrick, « Racisme et discrimination dans la politique française de l'immigration : 1938-1945/1974-1995 », *Vingtième Siècle. Revue d'histoire*, n° 47, juillet-septembre 1995.
- Weil, Patrick, « Politiques d'immigration de la France et des États-Unis à la veille de la Seconde Guerre mondiale », *Les Cahiers de la Shoah*, n° 2, novembre 1995.
- Weil, Patrick, « Georges Mauco : un itinéraire camouflé. Ethnoracisme pratique et antisémitisme fielleux », Pierre-André Taguieff (dir.), *L'antisémitisme de plume, 1940-1944. Études et documents*, Paris, Berg international éditeurs, 1999.
- Weil, Patrick, *Qu'est-ce qu'un Français ? Histoire de la nationalité française depuis la Révolution*, Paris, Grasset, 2002.
- Weil, Patrick, *Liberté, égalité, discriminations. L'« identité nationale » au regard de l'histoire*, Paris, Grasset, 2008.

Zalc, Claire, *Melting shops. Une histoire des commerçants étrangers en France*, Paris, Perrin, 2010.

## 5. 日本語文献

浅沼賢彦「両大戦間期の国際労働力移動と ILO」藤瀬浩司編『世界大不況と国際連盟』名古屋大学出版会、1994年。

伊藤定良『異郷と故郷—ドイツ帝国主義とルール・ポーランド人—』東京大学出版会、1987年。

ヴィートル・ド・ウェンデン、カトリーヌ（宮島喬訳）「フランスの移民政策の新たな方向づけ？—「選別的移民政策」とその批判—」『移民政策研究』創刊号、2009年。

遠藤輝明編『国家と経済—フランス・ディリジスムの研究—』東京大学出版会、1982年。

大森弘喜「フランスにおける外国人労働者—19世紀後半から今世紀初頭まで—」西川純子・高浦忠彦編『近代化の国際比較—経済史的接近—』世界書院、1991年。

大森弘喜『フランス鉄鋼業史—大不況からベル=エポックまで—』ミネルヴァ書房、1996年。

尾崎俊輔「フランス移民史の研究動向」『西洋史学』第219号、2005年。

小野塚知二編『自由と公共性—介入的自由主義とその思想的起点—』日本経済評論社、2009年。

オムネス、カトリーヌ（松田紀子訳）「20世紀初頭のフランス製造業における職業教育訓練と技能」『大原社会問題研究所雑誌』第637号、2011年。

小井戸彰宏編『講座 グローバル化する日本と移民問題 第1期 第3巻 移民政策の国際比較』明石書店、2008年。

古賀和文『20世紀フランス経済史の研究—戦間期の国家と産業—』同文館出版、1988年。権上康男・廣田明・大森弘喜編『20世紀資本主義の生成—自由と組織化—』東京大学出版会、1996年。

権上康男『フランス資本主義と中央銀行—フランス銀行近代化の歴史—』東京大学出版会、1999年。

齊藤佳史『フランスにおける産業と福祉 1815-1914』日本経済評論社、2012年。

清水克洋「20世紀フランスにおける「徒弟制度の危機」—労働審議会調査『徒弟制』(1902年)の検討を中心に—」『企業研究』第5号、2004年。

清水克洋「フランスにおける移民・外国人労働者の排除・分離・統合一19世紀末から両大戦間期を中心にー」『歴史と経済』第187号、2005年。

清水克洋「19世紀末・20世紀初頭フランスにおける「職」の概念」『商学論纂』第48巻5・6号、2007年。

清水克洋「20世紀初頭フランスにおける徒弟制、理念、制度、実態—フランス労働局1899-1903年調査の検討ー」『商学論纂』第50巻1・2号、2009年。

シャトリオ、アラン（廣田明訳）「フランス・パターナリズムの史的考察—19-20世紀ー」『大原社会問題研究所雑誌』第611・612号、2009年。

竹岡敬温「世界恐慌期フランスの失業率」『大阪学院大学経済論集』第15巻第1号、2001年。

竹岡敬温『世界恐慌期フランスの社会—経済・政治・ファシズムー』御茶の水書房、2007年。

田中拓道『貧困と共和国—社会的連帶の誕生ー』人文書院、2006年。

田中拓道「フランス革命の理念と現実—公と民の対抗から協調へー」高田実・中野智世編『近代ヨーロッパの探求15 福祉』ミネルヴァ書房、2012年。

谷川稔『十字架と三色旗—もうひとつの近代フランスー』山川出版社、1997年。

中木康夫『フランス政治史（中）』未来社、1975年。

中野隆生「フランス繊維業における福祉事業と労働者の統合一1920年代のリールを中心の一」『社会経済史学』第48巻第6号、1983年。

長井伸二「自由・国民・秩序—共和政フランスと警察ー」林田敏子・大日方純夫編『近代ヨーロッパの探求13 警察』ミネルヴァ書房、2012年。

廣田功『現代フランスの史的形成—両大戦間期の経済と社会ー』東京大学出版会、1994年。

廣田功「「大戦」とフランス経済社会の再編」『歴史と経済』第191号、2006年。

廣田功「フランス労働運動と職業病（1905-1939年）」『大原社会問題研究所雑誌』第613号、2009年。

深沢敦「フランスにおける第一次大戦時労働力政策の展開（上）（下）—労働力導入・配置政策を中心としてー」『労働問題研究』第18号、第19号、1984年。

深澤敦「フランスにおける1930年代の大恐慌と社会保険・家族手当」『歴史と経済』第207号、2010年。

福井憲彦『ヨーロッパ近代の社会史—工業化と国民形成ー』岩波書店、2005年。

福井憲彦編『結社の世界史 3 アソシエーションで読み解くフランス史』山川出版社、2006年。

藤本剛「両大戦間期フランスにおける外国人労働力問題（上）（下）—1920 年代を中心として—」『研究年報 経済学』第 43 卷第 2 号、第 3 号、1981 年、1982 年。

藤本剛「1930 年代恐慌期フランスにおける外国人労働力問題—1931 年および 1936 年センサスの検討を中心として—」『秋田経済法科大学経済学部紀要』第 1 号、1984 年。

マルグラズ、ミッシェル（廣田功・権上康男訳）『20 世紀フランス資本主義史論—国家・経済・社会—』日本経済評論社、2004 年。

宮島喬『移民社会フランスの危機』岩波書店、2006 年。

宮島喬編『移民の社会的統合と排除—問われるフランス的平等—』東京大学出版会、2009 年。

村上真弓「政治移民と経済移民—両大戦間期フランスにおけるイタリア人移民—」『現代史研究』第 35 号、1989 年。

村上真弓「移民の「同化」とイタリア人集合体—両大戦間期フランスの場合—」谷川稔他『規範としての文化—文化統合の近代史—』ミネルヴァ書房、2003 年（新装版）。

矢後和彦『フランスにおける公的金融と大衆貯蓄—預金供託金庫と貯蓄金庫 1816–1944—』東京大学出版会、1999 年。

矢後和彦「両大戦間期のヨーロッパ経済 フランス—比較経済史と「修正史観」を中心に—」馬場哲・小野塚知二編『西洋経済史学』東京大学出版会、2001 年。

山田敬子「十九世紀フランスにおける国籍法と外国人規制」『学習院史学』第 35 号、1997 年。

渡辺和行『エトランジェのフランス史—国民・移民・外国人—』山川出版社、2007 年。